

特定非営利活動法人関係事務の案内

【法人成立後編】

相 模 原 市

特定非営利活動法人関係の事務は、
市民協働推進課が行っています。

〒252-5277 相模原市中央区中央2丁目11番15号

相模原市役所第2別館4階

電 話 042-769-8226 (直通)

FAX 042-754-7990

この冊子の内容及び様式は、市ホームページでも提供しています。

https://www.city.sagamihara.kanagawa.jp/shisei/shisei_sanka/partnership/npo/1005086/index.html

令 和 3 年 11 月 発 行

□書類の提出等の窓口について

- 特定非営利活動法人が行う認証及び認定の申請・各種届出等の提出については所轄庁が窓口になります。

相模原市内のみに事務所を置く法人については相模原市が所轄庁となり、相模原市に主たる事務所を置き、市外に従たる事務所を置く場合には神奈川県が所轄庁となります。

相模原市内に主たる事務所がある特定非営利活動法人の所轄庁

主たる事務所の所在地	従たる事務所の所在地	所轄庁
相模原市	相模原市内のみ	相模原市
	従たる事務所なし	
	相模原市外	神奈川県

※神奈川県内の所轄庁等の情報については裏表紙内側をご覧ください。

- 法人成立後にご提出いただく書類の様式、電子申請システム、提出書類の閲覧・公開等については、各所轄庁で異なります。この冊子では、相模原市への提出、届出、申請等についてご案内します。

都道府県及び他政令市等への提出、届出等については、各自治体のホームページ等でご確認ください。

□書類の提出にあたって

- 法人成立後にご提出いただく書類については、作成に関して留意すべき点も多くあるため、ご提出前の事前相談をお勧めしております。
- 相談・申請に当たっては、原則予約制となっておりますので、あらかじめ電話で相談日時をご予約いただき、予約時刻に市民協働推進課までお越しください。

相談受付時間：月曜日から金曜日（祝日を除く）の午前8時30分から正午、
午後1時から午後5時

相談先：市民協働推進課（市役所第2別館4階） 電話042-769-8226

<略称一覧>

本事務の案内では、次の略称を使用しています。

法 … 特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）

条例 … 相模原市特定非営利活動促進法施行条例（平成24年相模原市条例第7号）

規則 … 相模原市特定非営利活動促進法等の施行に関する規則（平成24年相模原市規則第61号）

（法・条例・規則については、令和3年10月1日現在のものを掲載しています。）

目次

I	毎年作成・提出する書類「事業報告書等」	2
	・『事業報告書等』チェック表	5
	・記載例〔事業報告書、計算書類、財産目録、年間役員名簿、社員名簿〕	6
II	役員の変更等に関する手続	19
	・『役員の変更等届出書』チェック表	21
	・記載例〔役員の変更等届出書など〕	22
III	定款の変更に関する手続	25
1	概要	25
2	定款変更の認証申請に関する手続	26
	・『定款変更認証申請書』チェック表	29
	・記載例〔定款変更認証申請書など〕	30
3	定款変更の届出に関する手続	38
	・『定款変更届出書』チェック表	39
	・記載例〔定款変更届出書〕	40
IV	電子申請・届出に関する手続	41
1	電子申請システムの概要	41
2	手続画面	42
V	その他の手続	44
1	解散に関する手続	44
2	合併に関する手続	48
VI	罰則	51
【付録】		
●	特定非営利活動促進法	53
●	特定非営利活動促進法施行令	75
●	特定非営利活動促進法施行規則	79
●	特定非営利活動促進法の主な準用法令（認証に係るもの）	84
●	相模原市特定非営利活動促進法施行条例	87
●	相模原市特定非営利活動促進法等の施行に関する規則	91
●	相模原市特定非営利活動促進法施行条例・施行規則の準用法令（認証に係るもの）	95

I 毎年作成・提出する書類「事業報告書等」(法第28、29条)

1 概要

特定非営利活動法人は、毎事業年度終了後3か月以内に、4ページの事業報告書等(表①～⑥)を作成し、これらを作成の日から起算して5年が経過した日を含む事業年度の末日までの間、主たる事務所及び従たる事務所に備え置かなければなりません。(※1)(法第28条第1項)

また、当該法人の社員その他利害関係人から事業報告書等の閲覧の請求があった場合には、正当な理由がある場合を除いて、閲覧させなければならず、貸借対照表(③)については、特定非営利活動法人の定款で定められた方法により広く一般市民への公告が必要となります。(法第28条第3項、法第28条の2)(※2)

さらに、事業報告書等については、毎事業年度終了後3か月以内に、作成・備え置くものと同じ内容のものを相模原市に提出することが必要です。(法第29条、条例第9条)

閲覧用を含め**各2部**提出してください。(規則第12条)

提出された書類のうち、過去5年間に提出を受けたものについては、住所または居所を除いたうえで、市民に向けて閲覧に供します。また、市民は閲覧書類をコピーすることができます。(※3)(法第30条)

事業報告書等の提出及び貸借対照表の公告を怠ると20万円以下の過料に処されます。(法第80条第5、7号)

さらに、3事業年度以上にわたり提出を怠ると設立の認証の取消対象になります。(法第43条第1項)

※1 平成28年6月7日の法改正に伴い、特定非営利活動法人の備え置き期間が「翌々事業年度の末日」から「作成の日から起算して5年が経過した日を含む事業年度の末日まで」に延長されました。備え置き期間の延長は、平成29年4月1日以降に開始する事業年度に関する書類から適用になります。

※2 特定非営利活動法人は、**毎年度貸借対照表を公告する必要があります。**公告の方法は、次の①～④のいずれかを選択し、特定非営利活動法人の定款に定める必要があります。

①官報に掲載・・・1度掲載

②日刊新聞紙に掲載・・・1度掲載

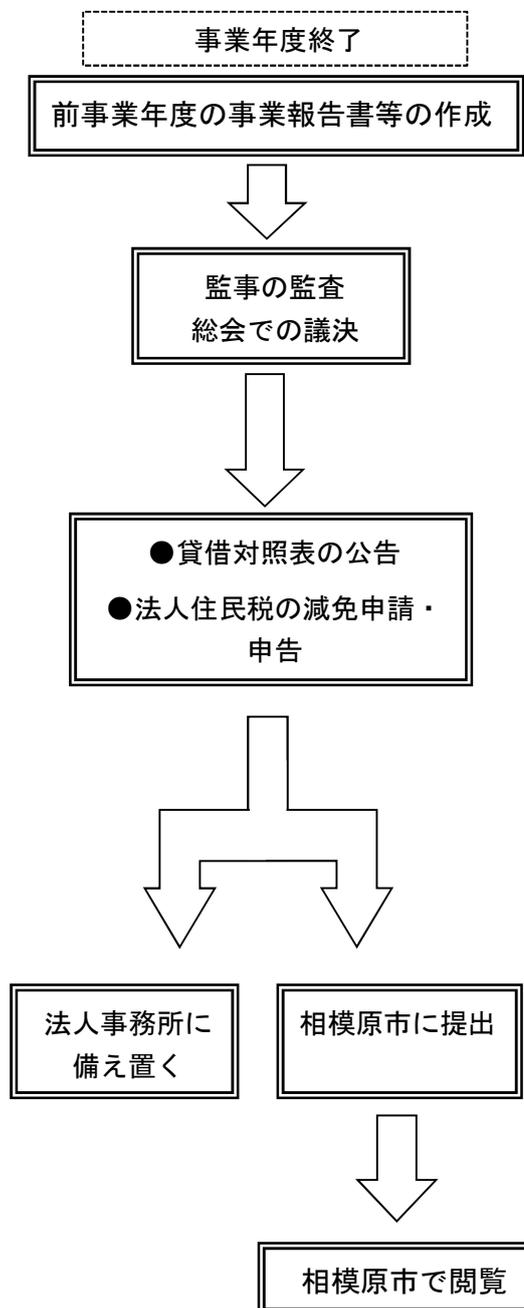
③電子公告(法人ホームページ等に掲載)・・・貸借対照表の作成の日から起算して5年が経過した日を含む事業年度の末日までの間掲載

④法人の主たる事務所の公衆の見やすい場所への掲示・・・1年間掲示

※3 平成28年6月7日の法改正に伴い、所轄庁に提出された書類の市民に向けての閲覧期間が過去3年間から過去5年間に延長されました。閲覧期間の延長は、平成29年4月1日以降に開始する事業年度に関する書類から適用になります。

2 事業年度終了から相模原市に提出するまでの流れ

次の提出までの流れは一般的なものを紹介しています。必ず自法人の定款を確認し、定款の規定に基づいた手続を実施してください。



事業年度終了後、次ページの ①事業報告書 ②活動計算書 ③貸借対照表 ④財産目録 ⑤年間役員名簿 ⑥社員のうち10人以上の者の名簿 を代表者は作成します。

代表者が事業報告書等を作成したのち、監事による監査を行います。

監事による監査が終了しましたら、総会で社員の承認を得てください。※この時点で誤字・脱字・計算間違い等がないよう十分に注意をしてください。

各法人の定款に定められた方法で、貸借対照表の公告をしてください。

税法上の収益事業を行っていない法人は、法人住民税の減免申請を、税法上の収益事業を行っている法人は、申告をしてください。法人住民税の詳細につきましては、税務署・各市町村の住民税の担当課へお問い合わせください。

事業報告書等は、事業年度終了後3か月以内に、法人の事務所に備え置かなければなりません。備え置く期間は作成してから5年を経過した日を含む事業年度末日までです。

法人の社員又はその他利害関係人から閲覧の請求があった場合には、正当な理由がある場合を除いて閲覧させなければなりません。

事務所に備え置くものと同様のものを事業年度終了後3か月以内に相模原市にも提出しなければなりません。

事業報告書等は、相模原市役所市民局市民協働推進課の窓口で閲覧することができます。

①～④までは内閣府NPO法人ポータルサイトでも公開します。

[<https://www.npo-homepage.go.jp/npoportal/search>]

3 毎年作成・提出する事業報告書等

※事業を実施しなかった法人についても次の書類の提出が必要となります。

	書 類 名	参考様式	提出部数
①	前事業年度の事業報告書	6 ページ	2 部
②	計算書類※ 1	前事業年度の活動計算書	7~10
③			前事業年度の貸借対照表
④	財産目録	16 ページ	2 部
⑤	年間役員名簿 (前事業年度において役員であったことがある者全員の氏名及び住所又は居所並びに前事業年度における報酬の有無を記載した名簿)	17 ページ	2 部
⑥	前事業年度の末日における社員のうち 10 人以上の者の名簿	18 ページ	2 部

※1 ②と③の数字で表せない項目は、注記(どの会計基準で作成されているか、消費税等の会計処理等を記載)をつけて表してください。

4 計算書類等(②~④)の参考様式について

特定非営利活動法人の会計について明確化を図り、市民・特定非営利活動法人・所轄庁の三者にとって分かりやすい会計報告をめざし、会計のあり方、計算書類等の考え方や様式例・記載例、作成上のチェックポイントなどが盛り込まれた「特定非営利活動法人の会計の明確化に関する研究会報告書」が平成 23 年 11 月に公表されました。この様式を採用するかは法人の任意ですが、法人特有の稀有な事情も加味しており、第三者にわかるよう工夫されています。考え方や記載方法等の詳細は同報告書をご覧ください。

[https://www.npo-homepage.go.jp/uploads/report28_houkokusyo.pdf]

また、NPO法人会計基準協議会が運営している「みんなで使おう!NPO法人会計基準」で、上記研究会において議論のベースとなったNPO法人会計基準についての説明、導入の検討から導入までについての解説がされていますので、作成の際は、こちらもご参照ください。

[<https://www.npokeikeiki.jun.jp/>]

5 書類の提出方法

事業報告書等(①~⑥)は、持参又は郵送でご提出ください。

事業報告書等が Microsoft Word、Excel 又は PDF により作成されている場合には、電子申請システムによる提出も可能です。

詳しくは、41 ページ又は右の QR コードからご確認ください。



『事業報告書等』チェック表



書類	項目	チェック欄
①前事業年度の「事業報告書」		
	定款上、その他の事業がある場合、その他の事業についての記載はあるか。 (前事業年度に事業を実施していなくてもその旨の記載が必要。)	<input type="checkbox"/>
	事業報告書の「各事業の支出額の合計」と活動計算書の「事業費計」の整合がとられているか。	<input type="checkbox"/>
	提出用として2部用意したか。	<input type="checkbox"/>
②前事業年度の「活動計算書」※		
	活動計算書が収支計算書になっていないか。	<input type="checkbox"/>
	前事業年度の期間が記載されているか。	<input type="checkbox"/>
	前期繰越正味財産額が前年度の次期繰越正味財産額との整合がとられているか。	<input type="checkbox"/>
	定款上、その他の事業がある場合、その他の事業会計についての記載はあるか。 (前事業年度に事業を実施していなくてもその旨の記載が必要。)	<input type="checkbox"/>
	貸借対照表、財産目録との整合がとられているか。	<input type="checkbox"/>
	提出用として2部用意したか。	<input type="checkbox"/>
③前事業年度の「貸借対照表」※		
	前事業年度末日現在の日付が記載されているか。	<input type="checkbox"/>
	活動計算書、財産目録との整合がとられているか。	<input type="checkbox"/>
	提出用として2部用意したか。	<input type="checkbox"/>
※計算書類の注記		
	使用した会計基準が記載されているか。	<input type="checkbox"/>
	消費税等の会計処理方法が記載されているか。	<input type="checkbox"/>
	その他、必要な項目が記載されているか。	<input type="checkbox"/>
	提出用として2部用意したか。	<input type="checkbox"/>
④前事業年度の「財産目録」		
	前事業年度末日現在の日付が記載されているか。	<input type="checkbox"/>
	貸借対照表、活動計算書との整合がとられているか。	<input type="checkbox"/>
	提出用として2部用意したか。	<input type="checkbox"/>
⑤前事業年度の「年間役員名簿」		
	前事業年度中に就任していた役員がすべて記載されているか。	<input type="checkbox"/>
	役員に役職(理事長、代表理事、副理事長、副代表理事など)がある場合は備考に記載されているか。	<input type="checkbox"/>
	前事業年度中の就任期間が記載されているか。 (役員の任期を記載するわけではないので注意。)	<input type="checkbox"/>
	報酬を受けた期間が記載されているか。 (報酬なしの場合はその旨の記載が必要。)	<input type="checkbox"/>
	提出用として2部用意したか。	<input type="checkbox"/>
⑥「前事業年度の末日における社員のうち10人以上の者の名簿」		
	前事業年度末日現在の日付が記載されているか。	<input type="checkbox"/>
	10人以上記載されているか。	<input type="checkbox"/>
	社員が団体の場合、団体名及び代表者の職名・氏名が記載されているか。	<input type="checkbox"/>
	電話番号など不必要な個人情報が含まれていないか。	<input type="checkbox"/>
	提出用として2部用意したか。	<input type="checkbox"/>

令和〇年度事業報告書

法人の名称 特定非営利活動法人 〇〇〇〇〇

1 事業の成果

〇〇〇〇・……………

前事業年度に実施した事業について、総括的に内容・成果を記載します。

2 事業内容

(1) 特定非営利活動に係る事業

① 〇〇に関する事業

- ・内容 〇〇〇〇・……
- ・日時 〇月
- ・場所 〇〇〇〇
- ・従事者人員 〇人
- ・対象者 〇〇の者 〇人
- ・支出額 〇〇〇〇円

原則として、定款に掲げた事業に沿って記載します。事業を行わなかった場合は、その旨を記載します。

② 〇〇に関する事業

- ・内容 〇〇〇〇・……
- ・日時 〇月
- ・場所 〇〇〇〇
- ・従事者人員 〇人
- ・対象者 〇〇の者 〇人
- ・支出額 〇〇〇〇円

各事業の支出額の合計額と活動計算書の事業費の合計額が一致することを確認してください。

(2) その他の事業

① 〇〇に関する事業

- ・内容 〇〇〇〇・……
- ・日時 〇月
- ・場所 〇〇〇〇
- ・従事者人員 〇人
- ・対象者 〇〇の者 〇人
- ・支出額 〇〇〇〇円

「その他の事業」を定款に掲げている場合は記載が必要です。定款に掲げていない場合は記載は必要ありません。事業を行わなかった場合は、その旨を記載します。

- 定款に「その他の事業」を掲げているが、実施がなかった場合
活動計算書の末尾に「※今年度はその他の事業を実施していません。」と脚注をつけてください。
- 定款に「その他の事業」を掲げ、その事業を実施している場合
P8の活動計算書を参照してください。

活動計算書

〇〇年〇月〇日～〇〇年〇月〇日まで

当該事業年度の期間を記載。

法人名：特定非営利活動法人 〇〇〇〇

(単位：円)

科 目	金 額	
I 経常収益		
1. 受取会費		
正会員受取会費	×××	①×××
賛助会員受取会費	×××	
2. 受取寄付金		②×××
受取寄付金	×××	
3. 事業収益		
Aに関する事業収益	×××	③×××
Bに関する事業収益	×××	
Cに関する事業収益	×××	
4. その他収益		
受取利息	×××	④×××
雑収益	×××	
経常収益計		×××
II 経常費用		
1. 事業費		
(1) 人件費		
給料手当	×××	⑤×××
法定福利費	×××	
人件費計		
(2) その他経費		
消耗品費	×××	⑥×××
旅費交通費	×××	
地代家賃	×××	
減価償却費	×××	
その他経費計		
事業費計		
2. 管理費		
(1) 人件費		
役員報酬	×××	⑦×××
人件費計		
(2) その他経費		
消耗品費	×××	⑧×××
地代家賃	×××	
減価償却費	×××	
支払手数料	×××	
雑費	×××	
その他経費計		
管理費計		
経常費用計		×××
当期経常増減額	A-D=E	×××
III 経常外収益		
経常外収益計		×××
IV 経常外費用		
経常外費用計		×××
税引前当期正味財産増減額	E+F-G=	×××
法人税、住民税及び事業税		⑨×××
当期正味財産増減額	H	×××
前期繰越正味財産額		⑩×××
次期繰越正味財産額		×××

経常費用は、「事業費」と「管理費」に分ける。

人件費とその他経費に分けた上で、支出の形態別に内訳を記載。

該当する科目を選んで記載。科目についてはP13、14参照

各項目小計

①～④の合計=A経常収益計

⑤+⑥=B事業費計

⑦+⑧=C管理費計

事業報告書(P6)の事業費の支出額の合計と同額となること。

B+C=D経常費用計

A-D=E当期経常増減額

F経常外収益計

G経常外費用計

H税引前当期正味財産増減

H-⑨=I当期正味財産増減額

I+⑩=J次期繰越正味財産額

「前期繰越正味財産額」=前年度の「次期繰越正味財産額」
※法人設立後初めて事業報告書を作るときは「設立時正味財産額」になります。

定款に「その他の事業」を掲げ、その事業を実施している場合

活動計算書

〇〇年〇月〇日～〇〇年〇月〇日まで

法人名: 特定非営利活動法人 〇〇〇〇
(単位: 円)

「その他の事業」と「特定非営利活動に係る事業」の合計を記載。

科目	特定非営利活動に係る事業	その他の事業	合計
I 経常収益			
1. 受取会費			
正会員受取会費	×××	×××	×××
賛助会員受取会費	×××	×××	×××
2. 受取寄付金			
受取寄付金	×××	×××	×××
3. 事業収益			
Aに関する事業収益	×××	×××	×××
Bに関する事業収益	×××	×××	×××
Cに関する事業収益	×××	×××	×××
4. その他収益			
受取利息	×××	×××	×××
雑収益	×××	×××	×××
経常収益計	×××	×××	×××
II 経常費用			
1. 事業費			
(1) 人件費			
給料手当	×××	×××	×××
法定福利費	×××	×××	×××
人件費計	×××	×××	×××
(2) その他経費			
消耗品費	×××	×××	×××
旅費交通費	×××	×××	×××
地代家賃	×××	×××	×××
減価償却費	×××	×××	×××
その他経費計	×××	×××	×××
事業費計	×××	×××	×××
2. 管理費			
(1) 人件費			
役員報酬	×××	×××	×××
人件費計	×××	×××	×××
(2) その他経費			
消耗品費	×××	×××	×××
地代家賃	×××	×××	×××
減価償却費	×××	×××	×××
支払手数料	×××	×××	×××
雑費	×××	×××	×××
その他経費計	×××	×××	×××
管理費計	×××	×××	×××
経常費用計	×××	×××	×××
当期経常増減額	×××	×××	×××
III 経常外収益			
経常外収益計	×××		×××
IV 経常外費用			
経常外費用計	×××		×××
当期経常外増減額	×××		×××
税引前当期正味財産増減額	×××		×××
法人税、住民税及び事業税	×××		×××
経理区分振替額	×××	△×××	×××
当期正味財産増減額	×××	0	×××
前期繰越正味財産額			×××
次期繰越正味財産額			×××

定款で「その他の事業」を掲げる場合には、活動計算書で区分して表示。

「その他の事業」の利益を「特定非営利活動に係る事業」に振り替える場合の項目。

「その他の事業」の利益を「特定非営利活動に係る事業」に振り替え。

当該事業年度の末日を記載。

貸借対照表

〇〇年〇月〇日現在

法人名: 特定非営利活動法人 〇〇〇〇

(単位: 円)

科 目		金 額	
I 資産の部			
1. 流動資産			
現金預金		×××	
未収金		×××	
流動資産合計			×××
2. 固定資産			
(1) 有形固定資産			
車両運搬具		×××	
有形固定資産計		×××	
固定資産合計			×××
資産合計			×××
II 負債の部			
1. 流動負債			
未払金		×××	
預り金		×××	
流動負債合計			×××
2. 固定負債			
長期借入金		×××	
固定負債合計			×××
負債合計			×××
III 正味財産の部			
前期繰越正味財産		×××	
当期正味財産増減額		×××	
正味財産合計			×××
負債及び正味財産合計			×××

該当する科目を選んで記載。
科目についてはP15参照。

「負債及び正味財産合計」と金額
が一致することを確認する。

前事業年度貸借対照表の「正味
財産合計」と金額が一致するこ
とを確認する。

「資産合計」と金額が一致するこ
とを確認する。

活動計算書の「次期繰越正味財産額」と金
額が一致することを確認する。

活動計算書・貸借対照表のみでは、表しきれないことは、計算書類の注記で補足をしてください。
以下に示すものは、想定される注記を例示したものです。

計算書類の注記

以下に示すものうち、1. 重要な会計方針にある「計算書類をどの会計基準を使用し作成したか」「消費税等の会計処理」はすべての法人が表すべき項目です。
それ以外につきましては、該当項目を法人の実態に合わせて表してください。

1. 重要な会計方針

計算書類の作成は、NPO法人会計基準(2010年7月20日 2017年12月12日最終改正 NPO法人会計基準協議会)によっています。

(1) 棚卸資産の評価基準及び評価方法
.....

どの会計基準に基づいて作成したか記載する。(必須)

(2) 固定資産の減価償却の方法
.....

(3) 引当金の計上基準
・退職給付引当金
従業員が退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務に基づき当期末に発生していると認められる金額を計上しています。なお、退職給付債務は期末自己都合要支給額に基づいて計算しています。
・〇〇引当金
.....

(4) 施設の提供等の物的サービスを受けた場合の会計処理
施設の提供等の物的サービスの受入れは、活動計算書に計上しています。
また、計上額の算定方法は、「4. 施設の提供等の物的サービスの受入の内訳」に記載しています。

(5) ボランティアによる役務の提供
ボランティアによる役務の提供は、「5. 活動の原価の算定にあたって必要なボランティアによる役務の提供の内訳」として注記しています。

(6) 消費税等の会計処理
消費税等の会計処理は、税込経理方式によっています。

2. 会計方針の変更
.....

消費税を購入価格や販売価格に含めて記帳する方法である「税込方式」と、消費税を支払ったり受け取ったりする都度、区分して経理する方法である「税抜方式」のどちらによっているかを記載する。(必須)

3. 事業費の内訳
事業費の区分は以下の通りです。

事業費のみの内訳を表示することも可能。事業を区分していない法人については記載不要。

(単位:円)

科 目	特定非営利活動に係る事業			その他の事業	事業費計
	A事業費	B事業費	C事業費	D事業費	
I 経常収益					
1. 受取会費				×××	×××
2. 受取寄附金	×××	×××	×××	×××	×××
3. 受取助成金等	×××	×××	×××		×××
4. 事業収益	×××	×××	×××		×××
5. その他収益				×××	×××
経常収益計	×××	×××	×××	×××	×××
II 経常費用					
(1) 人件費					
給料手当	×××	×××	×××	×××	×××
臨時雇賃金	×××	×××	×××	×××	×××
法定福利費	×××	×××	×××	×××	×××
人件費計	×××	×××	×××	×××	×××
(2) その他経費					
業務委託費	×××	×××	×××	×××	×××
旅費交通費	×××	×××	×××	×××	×××
地代家賃	×××	×××	×××	×××	×××
減価償却費	×××	×××	×××	×××	×××
雑費	×××	×××	×××	×××	×××
その他経費計	×××	×××	×××	×××	×××
合 計	×××	×××	×××	×××	×××

省略可

4. 施設の提供等の物的サービスの受入の内訳

(単位:円)

内容	金額	算定方法
〇〇体育館の無償利用	×××	〇〇体育館使用料金表によります。

無償又は著しく低い価格の施設の提供等による物的サービス等を受け入れ、それらを金銭換算して公表することを選択した場合に記載。
金銭換算した際は、合理的な算定方法を記載する。
※活動計算書に計上する場合は客観的な算定方法

5. 活動の原価の算定にあたって必要なボランティアによる役務の提供の内訳

(単位:円)

内容	金額	算定方法
〇〇事業相談員 ■名×■日間	×××	単価は××地区の最低賃金によって算定しています。

ボランティアの受け入れをし、それらを金銭換算して公表することを選択した場合に記載。
金銭換算した際は、合理的な算定方法を記載する。
※活動計算書に計上する場合は客観的な算定方法

6. 使途等が制約された寄附金等の内訳

使途等が制約された寄附金等の内訳(正味財産の増減及び残高の状況)は以下の通りです。

当法人の正味財産は×××円ですが、そのうち×××円は、下記のように使途が特定されています。

したがって使途が制約されていない正味財産は×××円です。

(単位:円)

内容	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高	備考
〇〇地震被災者援助事業	×××	×××	×××	×××	翌期に使用予定の支援用資金
△△財団助成××事業	×××	×××	×××	×××	助成金の総額は××円です。活動計算書に計上した額××円及び期末残高××円との差額××円は前受助成金として貸借対照表に負債計上しています。
合計	×××	×××	×××	×××	

対象事業及び実施期間が定められ、未使用額の返還義務が規定されている助成金・補助金を前受経理をした場合、「当期増加額」には、活動計算書に計上した金額を記載する。
助成金・補助金の総額は「備考」欄に記載する。

7. 固定資産の増減内訳

固定資産の増減は以下の通りです。固定資産の耐用年数は、資産の内容によって変わるため注意が必要。

(単位:円)

科目	期首取得価額	取得	減少	期末取得価額	減価償却累計額	期末帳簿価額
有形固定資産						
什器備品	×××	×××	×××	×××	△×××	×××
無形固定資産						
ソフトウェア	×××	×××	×××	×××	△×××	×××
投資その他の資産						
敷金	×××	×××	×××	×××	△×××	×××
合計	×××	×××	×××	×××	×××	×××

8. 借入金が増減の内訳

借入金が増減は以下の通りです。

借入金が役員及びその近親者からのものである場合は、9の注記の記載も必要。

(単位:円)

科目	期首残高	当期借入	当期返済	期末残高
長期借入金	×××	×××	×××	×××
役員借入金	×××	×××	×××	×××
合計	×××	×××	×××	×××

9. 役員及びその近親者との取引の内容

役員及びその近親者との取引は以下の通りです。

(単位:円)

科目	計算書類に計上された金額	内役員及び近親者との取引
(活動計算書)		
受取寄附金	×××	×××
委託料	×××	×××
活動計算書計	×××	×××
(貸借対照表)		
未払金	×××	×××
役員借入金	×××	×××
貸借対照表計	×××	×××

発生金額及び残高が100万円以上の取引がある場合に記載する。

【役員及びその近親者の範囲】

- ・役員(役員に準ずる相談役、顧問等で役員と同様に実質的に法人の経営に従事しているものを含む)
- ・役員の子親等内の血族、配偶者並びに2親等以内姻族
- ・役員及びその近親者が支配している法人(役員及びその近親者が支配するという場合の支配は、理事会や総会など機関意思の決定権を有する場合をいう)

10. その他特定非営利活動法人の資産、負債及び正味財産の状態並びに正味財産の増減の状況を明らかにするために必要な事項

- ・ 現物寄附の評価方法

現物寄附を受けた固定資産の評価方法は、固定資産税評価額によっています。

重要性が高いと判断される場合に記載する。

- ・ 事業費と管理費の按分方法

各事業の経費及び事業費と管理費に共通する経費のうち、給料手当及び旅費交通費については従事割合に基づき按分しています。

重要性が高いと判断される場合に記載する。

- ・ 重要な後発事象

貸借対照表日後に発生した事象で、次年度以降の財産又は損益に重要な影響を及ぼすもの(例:自然災害等による重大な損害の発生、重要な係争事件の発生又は解決、主要な取引先の倒産等)について記載する。

平成××年×月×日、〇〇事業所が火災により焼失したことによる損害額は××円、保険の契約金額は××円です。

- ・ その他の事業に係る資産の状況

その他の事業に係る資産の残高は、土地・建物が××円、棚卸資産が××円です。
特定非営利活動事業・その他の事業に共通で使用している重要な資産は土地・建物が××円です。

その他の事業に固有の資産で重要なもの及び特定非営利活動に係る事業・その他の事業に共通で使用している重要な資産の残高状況について記載する。

活動計算書の科目例

以下に示すものは、一般によく使われると思われる科目のうち、主なものを例示したものです。したがって、該当がない場合は使用する必要はありませんし、利用者の理解に支障がなければまとめて構いません。また、適宜の科目を追加することができます。

勘定科目	科目の説明
I 経常収益	日常的に反復継続して発生する収益
1. 受取会費	会員から受け取った入会金及び会費(サービスの利用会費は除く)
正会員受取会費	確実に入金されることが明らかな場合を除き、実際に入金したときに計上する。
賛助会員受取会費	賛助会員から受け取った会費。対価性が認められず明らかに贈与と認められるものや、それを含む場合がある。
2. 受取寄附金	寄附によって受け取った収益
受取寄附金	任意であり、反対給付(見返り)のない資金の受取。寄附を寄付と記載することも可能。
資産受贈益	無償又は著しく低い価格で現物資産の提供を受けた場合の時価による評価額。
施設等受入評価益	無償又は著しく低い価格で受け入れた施設の提供等の物的サービスを、合理的に算定し外部資料等によって客観的に把握でき、施設等評価費用と併せて計上する方法を選択した場合に計上する。
ボランティア受入評価益	提供を受けたボランティアからの役務の金額を、合理的に算定し外部資料等によって客観的に把握でき、ボランティア評価費用と併せて計上する方法を選択した場合に計上する。
3. 受取助成金等	財団等から受け取った助成金や行政からの補助金
受取助成金	国や地方公共団体、企業等から受け取った助成金。助成金の交付者によって受取民間助成金、受取地方公共団体助成金等に区分することができる。
受取補助金	国や地方公共団体から受け取った補助金。補助金の交付者によって受取国庫補助金、受取地方公共団体補助金等に区分することができる。
4. 事業収益	事業の種類ごとに区分して表示することができる
〇〇事業収益	事業の種類ごとに区分表示できる。
〇〇利用会員受取会費	サービス利用の対価としての性格をもつ会費。事業収益に含むこともある。
5. その他収益	臨時的かつ少額で具体的な事業活動に関しない収益
受取利息	預金、貯金、貸付金等から得る利子。
為替差益	為替換算による差益。なお為替差損がある場合は相殺して表示する。
雑収益	いずれの科目にも該当しない、又は独立の科目とするほど量的、質的に重要でない収益。この科目の金額が他と比して過大になることは望ましくない。
II 経常費用	日常的に反復継続して発生する費用
1. 事業費	目的とする事業を実施するために直接要する費用
(1) 人件費	法人内部の「人」に関わる費用
給料手当	雇用契約等により法人内部の人の役務労働に対し、定期的に支払う費用。「賞与」はここに含めることもあるが、別途「賞与」という科目を設けることもある。
臨時雇賃金	アルバイトやパート等に支払う費用。雇用形態の違い等により給料手当と科目を分けることもある。科目「雑給」としてもよい。
ボランティア評価費用	活動の原価の算定に必要なボランティアの費用相当額。ボランティア受入評価益と併せて計上する。
法定福利費	労務に関する法に基づくもので、労働保険料や社会保険料の事業主負担の費用。
退職給付費用	退職給付見込額のうち当期に発生した費用。会計基準変更時差異の処理として、定額法により費用処理する場合、一定年数(15年以内)で除した額を加算する。少額を一括して処理する場合も含まれる。
通勤費	給料手当、福利厚生費に含める場合もある。
福利厚生費	法人内部の健康診断や慰労、結婚や親族の不幸等による慶弔見舞等。
(2) その他経費	人件費以外の費用
売上原価	販売用棚卸資産を販売したときの原価。期首の棚卸高に当期の仕入高を加え期末の棚卸高を控除した額。
業務委託費	業務の一部を外部へ委託するための費用。

勘定科目	科目の説明
諸謝金	講師等に対する謝礼金。
印刷製本費	パンフレットやチラシ作成、会報等の印刷費用等。
会議費	打合せや会議のための会場費、飲食代。
旅費交通費	法人内部の人が、業務のため使用した交通機関の利用料や出張費。
車両費	車両運搬具に関する費用をまとめる場合。内容により他の科目に表示することもできる。
通信運搬費	電話代や郵送物の送料等。
消耗品費	少額(10万円未満)で耐用年数が1年未満の物品の購入。
修繕費	固定資産の通常の維持管理のため、または、災害等によりき損した固定資産につき、その原状を回復するために要したと認められる費用。
水道光熱費	電気代、ガス代、水道代等。
地代家賃	事務所の家賃や駐車場代等。
賃借料	少額資産に該当する事務機器のリース料等。不動産の使用料をここに入れることも可能。
施設等評価費用	無償でサービスの提供を受けた場合の費用相当額。施設等受入評価益と併せて計上する。
減価償却費	固定資産の取得価格を耐用年数にわたって減額していく場合の当期に計上する費用。
保険料	火災保険、損害賠償保険、自賠責保険、傷害保険等の損害保険料やボランティア保険料等。
諸会費	諸団体、同業種団体他、事業に関連しているさまざまな団体に支払う会費。
租税公課	国税及び地方税、国や地方公共団体が徴収する金銭。 例: 固定資産税、自動車税、登録免許税、公的な課金、罰金、過料等
研修費	講習会、勉強会への参加等、業務に必要な知識や技術を習得するための費用。
支払手数料	銀行の振込手数料、仲介手数料、弁護士・税理士・社労士等外部専門家に対する報酬。科目を「振込手数料」「支払報酬」「顧問料」などにすることもできる。
支払助成金	他の団体等に支払う場合。
支払寄附金	反対給付(見返り)を求めずに支払うもの。
支払利息	金融機関等からの借入れに係る利子・利息。
為替差損	為替換算による差損。なお、為替差益がある場合は相殺して表示する。
雑費	いずれの科目にも該当しない、又は独立の科目とするほど量的、質的に重要でない費用。この科目の金額が他と比して過大になることは望ましくない。
2. 管理費	法人の組織の運営に関する費用
(1) 人件費	組織の管理運営に携わる「人」に係る費用
役員報酬	法人の役員に対して「役員としての報酬」を支払う場合。役員総数の3分の1の人数を超えて報酬を支払うことは法律で禁止されている。
(2) その他経費	管理費の役員報酬以外の勘定科目は、事業費にある項目と同じ項目の使用が可能。
.....	
.....	
Ⅲ 経常外収益	通常の活動以外で、臨時的、偶発的に生じる収益
固定資産売却益	固定資産を売却したとき、売却価格が売却時の帳簿価格を上回った場合のその差額。(益)
過年度損益修正益	過年度に関わる項目を当期に一括して修正処理をした場合。
Ⅳ 経常外費用	通常の活動以外で臨時的、偶発的に生じる費用
固定資産除・売却損	固定資産を売却したとき、売却価格が売却時の帳簿価格を下回った場合のその差額。(損)
災害損失	建物等の有形固定資産の地震・火災・風水害・盗難等の災害による損失。
過年度損益修正損	過年度に関わる項目を当期に一括して修正処理をした場合。会計基準を変更する前事業年度以前に減価償却を行っていない資産を一括して修正処理する場合などに用いる。減価償却費だけの場合は、「過年度減価償却費」の科目を使うこともできる。
Ⅴ 経理区分振替額	その他の事業を実施している場合のみ必要
経理区分振替額	その他の事業がある場合の事業間振替額。

貸借対照表の科目例

以下に示すものは、一般によく使われると思われる科目のうち、主なものを例示したものです。したがって、該当がない場合は使用する必要はありませんし、利用者の理解に支障がなければまとめても構いません。また、適宜の科目を追加することができます。

勘定科目	科目の説明
I 資産の部	
1. 流動資産	通常1年以内の近い将来に現金化されたり、使われたりすることが予測される資産
現金預金	手元にある現金・預金口座にあるお金。
未収金	商品の販売によるものも含む。
棚卸資産	商品、貯蔵品等として表示することもできる。(1年を超えて保有するような業種の場合には1年超であっても流動資産とする)。
短期貸付金	返済期限が事業年度末から1年以内の貸付金。
前払金	法人が支出したもので、いまだ財やサービスの対価を得ていないもの。
仮払金	法人が支出したもので、その支出目的、最終的な金額が確定していないもの。
立替金	取引先や役員、従業員等に一時的に金銭を建て替えた時に発生する。
〇〇特定資産	目的が特定されている資産で流動資産に属するもの。目的を明示する。
貸倒引当金(△)	金銭の支払いについて取り立て不能の恐れがある場合、その取り立て不能見込み額を計上する。(△は控除科目を意味する。)
2. 固定資産	長期(1年超)にわたって使用されると予測される一定金額以上の資産
(1) 有形固定資産	土地、建物等実体があり、長期にわたり事業用に使用する目的で保有する資産
建物	建物付属設備を含む。
構築物	塀や駐輪場等建物以外で土地の上に定着したもの。
車両運搬具	カーナビ、カーステレオ等の車両の付属備品を含む。
什器備品	固定資産として計上する備品。
土地	土地。
建設仮勘定	工事の前払金や手付金等、建設中又は制作中の固定資産。
(2) 無形固定資産	具体的な存在形態を持たないが、事業活動において長期間にわたり利用される資産
ソフトウェア	購入あるいは制作したソフトの原価。
(3) 投資その他の資産	余裕資金の運用のための長期的外部投資や、貸付金等長期債権から構成される資産
投資有価証券	満期までの期間が1年以上の債権、市場での価格がついていない有価証券。
敷金	原則として解約時に全額返金されるもの。保証金(差入保証金)ともいう。返還されない部分は含まない。
差入保証金	敷金・保証金や機械等をリースする際に支払う保証金。返還されない部分は含まない。
長期貸付金	返済期限が事業年度末から1年を超える貸付金。
長期前払費用	前払費用のうち、1年を超える期間を経て費用となるもの。
〇〇特定資産	目的が特定されている資産で固定資産に属するもの。目的を明示する。
II 負債の部	
1. 流動負債	通常1年以内の短期間に支払期限がくる債務
短期借入金	返済期限が事業年度末から1年以内の借入金。
未払金	商品の仕入れによるものも含む。
前受金	助成金・補助金等の対象期間と法人の決算期間に違いがある場合に、決算日において未使用の助成金・補助金等を前受助成金として処理する。
仮受金	金銭等の受入はあったが、その内容が明らかでない場合に一時的に処理するもの。
預り金	給料から控除する源泉所得税や住民税、社会保険料等。
2. 固定負債	長期(1年超)で支払期限がくる債務
長期借入金	返済期限が事業年度末から1年を超える借入金。
退職給付引当金	退職給付見込額の期末残高。
III 正味財産の部	
1. 正味財産	
前期繰越正味財産	前年度の正味財産。活動計算書の前期繰越正味財産額と一致する。
当期正味財産増減額	当期の正味財産の増減額。活動計算書の次期繰越正味財産額と一致する。

財産目録

〇〇年〇月〇日現在

当該事業年度の末日を記載。

法人名: 特定非営利活動法人 〇〇〇〇

(単位:円)

科 目	金 額	
I 資産の部		
1. 流動資産		
現金預金		
手許現金	×××	基本的に貸借対照表上の金額と同じ金額を記載する。
〇〇銀行	×××	
ゆうちょ銀行	×××	
未収金		
XX市	×××	
利用者〇名	×××	
流動資産合計		×××
2. 固定資産		
(1) 有形固定資産		
車両運搬具		
送迎用自動車 〇台	×××	
固定資産合計		×××
資産合計		×××
II 負債の部		
1. 流動負債		
未払金		
△月分給料	×××	個人名の記載は不要。
△月分社会保険料	×××	
預り金		
源泉所得税	×××	
社会保険料	×××	
流動負債合計		×××
2. 固定負債		
長期借入金		
〇〇金融公庫		
固定負債合計		×××
負債合計		×××
正味財産		×××

口座番号の記載は不要。

個人名の記載は不要。

設立申請時及び役員の変更等届出時に提出する「役員名簿」とは記載内容が一部異なるので注意してください。

年 間 役 員 名 簿

前事業年度において役員であったことがある者全員の氏名及び住所又は居所並びに前事業年度における報酬の有無を記載した名簿

特定非営利活動法人の名称	特定非営利活動法人 ○○○○○
--------------	-----------------

役名	氏名	住所又は居所	前事業年度中の就任期間	報酬を受けた期間	備考
理事	○○○○	○○県○○市○○区 ○丁目○番○号	○年○月○日～ ○年○月○日	○年○月○日～ ○年○月○日	理事長
理事	○○○○	○○県○○市○○町 ○番地	○年○月○日～ ○年○月○日	なし	副理事長
理事	○○○○	○○県○○市○○区 ○丁目○番地	○年○月○日～ ○年○月○日	なし	
監事	○○○○	○○県○○市○○区 ○丁目○番○号	○年○月○日～ ○年○月○日	なし	

役名は法上「理事」「監事」の2種しかありません。ここに入るのは「理事」か「監事」のどちらかです。

住民票と同一の文字・表記方法で記載（高→高、○番→○番地など）

前事業年度中の就任期間。（例：3月決算法人の場合、4/1～3/31となります。）
* 役員の任期ではありませんのでご注意ください。

理事長などの役職名は備考欄に記載します。

・前事業年度に在職した役員の名簿なので、任期満了などに伴い、年度途中で辞任した役員も含めて記載してください。（※参照）
・労働の対価については役員報酬とは考えません。“役員手当（役務の対価ではない）”に相当するものを、役員報酬と考えてください。

（※）例えば、事業年度が4月1日から翌年3月31日の場合で、理事の甲野太郎が令和3年9月30日で辞任し、同年10月1日から乙川花子が理事に就任した場合は、それぞれの任期にかかわらず次のような記載となります。

理事	甲野太郎	○○県○○市○○区 ○丁目○番○号	令和3年4月1日～ 令和3年9月30日	なし	
理事	乙川花子	○○県○○市○○区 ○丁目○番地	令和3年10月1日～ 令和4年3月31日	なし	

記載例

当該事業年度の末日を記載。

前事業年度の末日における社員のうち10人以上の者の名簿

○年○月○日現在

特定非営利活動法人の名称	特定非営利活動法人 ○○○○○
--------------	-----------------

氏名	住所又は居所
○○ ○○○	○○県○○市○○区○丁目○番○号
株式会社 ○○○○○ 代表取締役 ○○ ○○○	○○県○○市○○区○丁目○番○号

社員が団体の場合、その名称及び代表者の職名・氏名を記載してください。

団体の所在地

・社員とは、いわゆる“会社員(従業員)”のことではなく、当該法人の構成員で、総会において表決権をもつ会員のことです。
 ・社員全員を記載する必要はなく、10人以上であれば何人でも可能です。
 ・閲覧の対象となる書類なので、電話番号などの不必要な個人情報が記載されたものを提出しないよう十分気をつけてください。(氏名、住所又は居所以外の記載の必要はありません。)

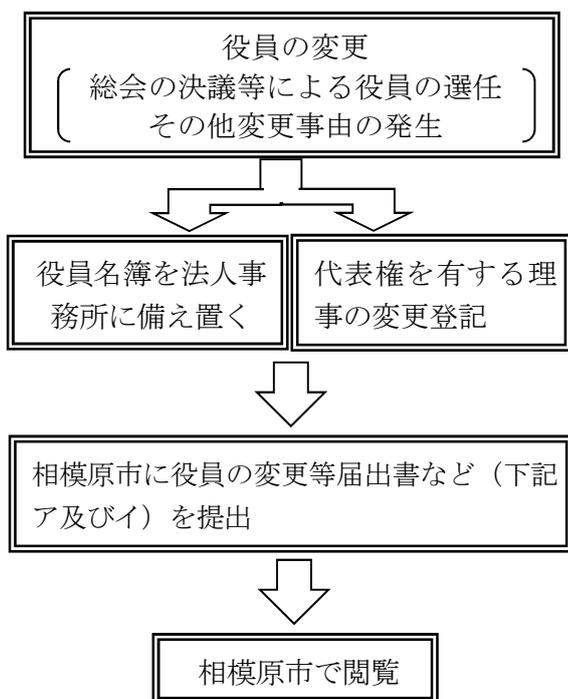
II 役員の変更等に関する手続（法第23条）

1 概要

法人の役員に変更等があった場合、相模原市への速やかな届出が必要です。役員の変更等とは、再任・新任・辞任・任期満了・住所（又は居所）の異動・氏名の変更・解任・死亡などをさします。

また、代表権を有する理事は登記事項のため、再任を含めた変更時には法務局での登記の変更（就任日（再任日）等から2週間以内）も別途必要になります。

2 手続の流れ



主な変更は、再任・新任・辞任・任期満了・住所の異動・氏名の変更・解任・死亡等です。

※役員（理事・監事）の任期及び選任方法は各法人で定めた定款を確認してください。

代表権を有する理事の変更（再任を含む）があった場合は、変更があった日から2週間以内に横浜地方法務局湘南支局で変更登記を行ってください。

役員の変更や任期満了に伴う再任があった場合は、変更後の役員名簿を法人の事務所に備え置き、相模原市に必要書類を遅滞なく提出してください。

※任期途中などで役員の内訳に変更がなく、代表権を持つ理事のみ変更（役職のみの変更）があった場合は、任意の様式でご連絡ください。

役員名簿は、住所または居所を除外した上で相模原市役所市民局市民協働推進課の窓口で公開します。

3 提出書類

ア 役員について変更等（再任を含む）があった場合

	様式及び添付書類	記載例	提出部数
①	役員の変更等届出書（第6号様式）	22 ページ	1部
②	変更後の役員名簿	23 ページ	2部

※ 変更後の役員名簿は、閲覧用を含め2部提出してください。（規則第7条第2項）

イ 新たに就任した役員がいる場合

③	誓約及び就任承諾書のコピー	24 ページ	各1部
④	各役員住所又は居所を証する書面（次のいずれかを提出） ※届出日から6か月以内に作成されたものに限りです。		各1部
	(1) 住民票の写し（コピーではなく、市区町村の長が交付した書面で、マイナンバー（個人番号）の記載のないもの） 住民基本台帳ネットワークシステムでの確認を希望される方は省略できます。 (2) 海外に在住する者は、権限を有する官公署が発行した当該役員住所又は居所が記載された書面（外国語で作成されている場合は、翻訳人を明らかにした翻訳文を添付する）		

4 役員任期について

ア 設立当初の役員任期

- 設立当初の役員任期については、各法人の定款末尾の「附則」で確認してください。

イ 第2期以降の役員選任

- 任期満了前に開催する総会（又は理事会）において、次期役員選任を行う必要があります。
- 法人の定款「附則」役員任期が「令和3年6月30日」までと記載されていた場合、選任が6月30日以前に行われていても任期翌日の令和3年7月1日から第2期目の任期がはじまります。

ウ 任期途中の役員就任

- 「補欠のため、又は増員によって就任した役員任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする」と定款にある場合、その役員は就任した日にかかわらず、他の役員と同じ時期に任期満了を迎えることとなります。

5 「誓約及び就任承諾書」を作成する場合の留意事項

- 新任の役員全員の誓約及び就任承諾書のコピーを提出してください。
- 「特定非営利活動促進法第20条各号に該当しないこと」とは、以下の規定を指します。役員就任予定者は以下の規定に該当しないことを誓約し、書類を作成してください。

特定非営利活動促進法第20条

次の各号のいずれかに該当する者は、特定非営利活動法人の役員になることができない。

- 一 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- 二 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から二年を経過しない者
- 三 この法律若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の規定（同法第三十二条の三第七項及び第三十二条の十一第一項の規定を除く。第四十七条第一号ハにおいて同じ。）に違反したことにより、又は刑法（明治四十年法律第四十五号）第二百四条、第二百六条、第二百八条、第二百八条の二、第二百二十二条若しくは第二百四十七条の罪若しくは暴力行為等処罰に関する法律（大正十五年法律第六十号）の罪を犯したことにより、罰金の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から二年を経過しない者
- 四 暴力団の構成員等
- 五 第四十三条の規定により設立の認証を取り消された特定非営利活動法人の解散当時の役員で、設立の認証を取り消された日から二年を経過しない者
- 六 心身の故障のため職務を適正に執行することができない者として内閣府令で定めるもの

- 「同法第21条の規定」とは、以下の役員に関する親族規定となります。役員就任予定者は、以下の規定に違反しないことを誓約し、書類を作成してください。

特定非営利活動促進法第21条

役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは三親等以内の親族が一人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び三親等以内の親族が役員総数の三分の一を超えて含まれることにはならない。

（考え方）役員総数が5人以下のときは、配偶者若しくは3親等以内の親族（以下、「親族等」といいます。）は入れません。また、役員総数が6人以上のときは、ある役員からみて、1人だけは親族等が入ることができます。

6 書類の提出方法

役員の変更等届出書等（①～④）は、持参又は郵送のほか、電子申請システムによる届出も可能です。（※一部例外あり）

詳しくは、41ページ又は右のQRコードからご確認ください。



『 役員 の 変 更 等 届 出 書 』 チェック表



書 類	項 目	チェック欄
① 「役員の変更等届出書」 (第6号様式)		
	提出年月日が記載されているか。	<input type="checkbox"/>
	法人印が押印されているか。(※任意)	<input type="checkbox"/>
	変更年月日等が記載されているか。	<input type="checkbox"/>
	氏名及び住所又は居所が住民票のとおり記載されているか。	<input type="checkbox"/>
	定数割れ又は定数超過していないか。	<input type="checkbox"/>
	理事長を変更した場合においては、新理事長名で届けられているか。	<input type="checkbox"/>
② 変更後の「役員名簿」		
	変更後の役員全員の氏名及び住所又は居所が記載されているか。	<input type="checkbox"/>
	役員全員の報酬の有無が記載されているか。	<input type="checkbox"/>
	氏名及び住所又は居所が住民票のとおり記載されているか。	<input type="checkbox"/>
	提出用として2部用意したか。	<input type="checkbox"/>
③ 「誓約及び就任承諾書のコピー」		
	就任承諾の日は、届出書の変更年月日と整合がとれているか。	<input type="checkbox"/>
	氏名及び住所又は居所が住民票のとおり記載されているか。	<input type="checkbox"/>
	新たに就任した者全員分あるか。	<input type="checkbox"/>
④ 「住所又は居所を証する書面」		
	有効期限(6か月)内であるか。	<input type="checkbox"/>
	住民票の写しはマイナンバー(個人番号)の記載がないものであるか。	<input type="checkbox"/>
	住民票の写しに市町村長印が押印されているか。(複数枚つづりの場合注意)	<input type="checkbox"/>
	外国語で作成されている場合、翻訳人を明らかにした翻訳文を添付しているか。	<input type="checkbox"/>

第6号様式(第7条第1項関係)

規則で定まった様式です。相模原市以外の様式では受理できません。

役員の変更等届出書

令和3年7月1日

相模原市長 あて

登記上の所在地の記載通り

主たる事務所の所在地

神奈川県相模原市〇〇区△△1丁目2番3号

法人の名称 特定非営利活動法人〇〇〇〇

代表者の氏名 理事長 〇 〇 〇 〇

電話番号 ×××-□□□-△△△△

ファクシミリ番号 ×××-□□□-△△△△

令和3年6月30日に任期満了を迎える例

次のとおり役員の変更等がありましたので、特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第23条第1項の規定により、届け出ます。

変更年月日	変更事項	役名	氏名	住所又は居所
令和3年4月23日	辞任	理事	〇 〇 〇 〇	相模原市〇区△△4丁目5番43号
令和3年5月1日	住所の異動	理事	〇 〇 〇 〇	東京都町田市〇〇246番地8
令和3年6月30日	任期満了	監事	〇 〇 〇 〇	横浜市〇区△△二丁目1番21号
令和3年7月1日	再任	理事	〇 〇 〇 〇	藤沢市〇〇 1000番地の4
...
...
令和3年7月1日	新任	監事	〇 〇 〇 〇	川崎市〇〇区◇◇1丁目234番地
...

「理事」又は「監事」のどちらかが入ります。

住民票の記載通り

《 記入にあたっての留意事項 》

- ① 再任や任期満了に当たっての変更年月日は、それぞれの法人における任期満了日を定款の附則でご確認ください。
 - ② 変更事項の欄は、新任、再任、任期満了、死亡、辞任、解任、住所(又は居所)の異動などを記載してください。
 - ③ 役名の欄には、理事、監事の別を記載してください。
【誤り例】 理事長 副理事長 幹事 ⇒ ×
 - ④ 氏名及び住所又は居所の欄には、住民票等と同一の文字・表記方法で記載してください。
なお、印字できない漢字は、手書きで記載してください。
【住所の例】 1丁目2番3号 ⇒ ○ 1-2-3 ⇒ ×
 - ⑤ 役員が新たに就任した場合(新任)は、以下の書類を添付してください。
 - ◇ 誓約及び就任承諾書のコピー【24ページ参照】
 - ◇ 住所又は居所を証する書面(住民票の写し等)
 - ※ 理事だった方が辞任して、監事に就任した場合も、新任の扱いになるため、添付が必要です。
 - ※ 任期満了と同時に再任された役員の方は必要ありません。
- 【注】①本籍等、交付窓口で省略可能なものは省略してください。
②マイナンバー(個人番号)の記載のないものにしてください。
③住民基本台帳ネットワークシステムでの確認を希望される方は、住民票の写しの添付を省略できます。

**※役員名簿は役員の変更届出書の添付書類です。
 事業報告書の添付書類である年間役員名簿とは様式が異なります。混同しないようご注意ください。**

役 員 名 簿

特定非営利活動法人の名称	特定非営利活動法人 ○○○○			
--------------	----------------	--	--	--

④理事長などの役職名は備考欄に記載します。

↓

役 名	氏 名	住 所 又 は 居 所	報酬の有無	備 考
理 事	②氏名、住所等は住民票記載どおりに、マンション名なども略さずにそのまま記載してください。 ※「高 橋」⇔「高 橋」 「川 崎」⇔「川 崎」 「 恵 」⇔「 恵 」 など ※「○丁目△番◇号」⇔「 ○ △ 番 ◇」 「○○番△号」⇔「 ○○ △」など		あり	理事長
理 事			なし	副理事長
理 事			なし	
監 事			なし	
↑			↑	
①役名は法上「理事」「監事」の2種しかありません。ここに入るのは「理事」か「監事」のどちらかです。		③役員報酬の有無について記載してください。なお、労働の対価については役員報酬とは考えません。“役員手当（役務の対価ではない）”に相当するものを、役員報酬と考えてください。		

◇役員のうち報酬を受ける者の数は、役員総数の3分の1以下であることが必要です。(法第2条第2項第1号ロ)

誓約及び就任承諾書

法人の名称 特定非営利活動法人 ○○○○

代表者 ○○○○様

このように、法人成立後の文面で作成してください。
設立申請時は次の文面になっています。
「…設立認証があったときは、同法人の…」

私は、特定非営利活動促進法第20条各号に該当しないこと及び同法第21条の規定に違反しないことを誓約

するとともに、同法人の ○○ に就任することを承諾します。

年 月 日

『理事』若しくは『監事』が入ります。
役員名簿の「役名」と同じにしてください。

住所・氏名とも住民票の
記載どおりに記載してく
ださい。
なお、署名(直筆)の場
合、押印は不要です。

原則、総会における選任日と同一の日を記
載してください。

住所又は居所

(ふりがな)
氏 名 ⑧

(生年月日 年 月 日)

市へは、コピーを提出してください。原本は法人で保管。

(役員欠格事由)

第二十条 次の各号のいずれかに該当する者は、特定非営利活動法人の役員になることができない。

- 一 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- 二 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から二年を経過しない者
- 三 この法律若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の規定(同法第三十二条の三第七項及び第三十二条の十一第一項の規定を除く。第四十七条第一号ハにおいて同じ。)に違反したことにより、又は刑法(明治四十年法律第四十五号)第二百四条、第二百六条、第二百八条、第二百八条の二、第二百二十二条若しくは第二百四十七条の罪若しくは暴力行為等処罰に関する法律(大正十五年法律第六十号)の罪を犯したことにより、罰金の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から二年を経過しない者
- 四 暴力団の構成員等
- 五 第四十三条の規定により設立の認証を取り消された特定非営利活動法人の解散当時の役員で、設立の認証を取り消された日から二年を経過しない者
- 六 心身の故障のため職務を適正に執行することができない者として内閣府令で定めるもの

(役員親族等の排除)

第二十一条 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは三親等以内の親族が一人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び三親等以内の親族が役員総数の三分の一を超えて含まれることになってはならない。

Ⅲ 定款の変更に関する手続（法第25条、26条）

1 概要

定款を変更するときは、定款に定められた変更方法により総会での議決を経る必要があります。その後、変更事項によって所轄庁の認証又は届出が必要です。

定款の変更によって、登記事項（名称、目的、事業、事務所の所在地など）に変更が生じた場合は、変更が生じた日から2週間以内に横浜地方法務局湘南支局において変更の登記手続を行う必要があります。

[1] 所轄庁の認証が必要となる変更事項（P26参照）

変更事項が以下のいずれかのときは、所轄庁の認証が必要となります。

- (1) 目的
- (2) 名称
- (3) 特定非営利活動の種類及び当該特定非営利活動に係る事業の種類
- (4) 主たる事務所及びその他の事務所の所在地（所轄庁の変更を伴うものに限る。）
- (5) 社員の資格の得喪に関する事項
- (6) 役員に関する事項（役員の定数に係るものを除く。）
- (7) 会議に関する事項
- (8) その他の事業を行う場合には、その種類その他当該その他の事業に関する事項
- (9) 解散に関する事項（残余財産の帰属すべき者に係るものに限る。）
- (10) 定款の変更に関する事項

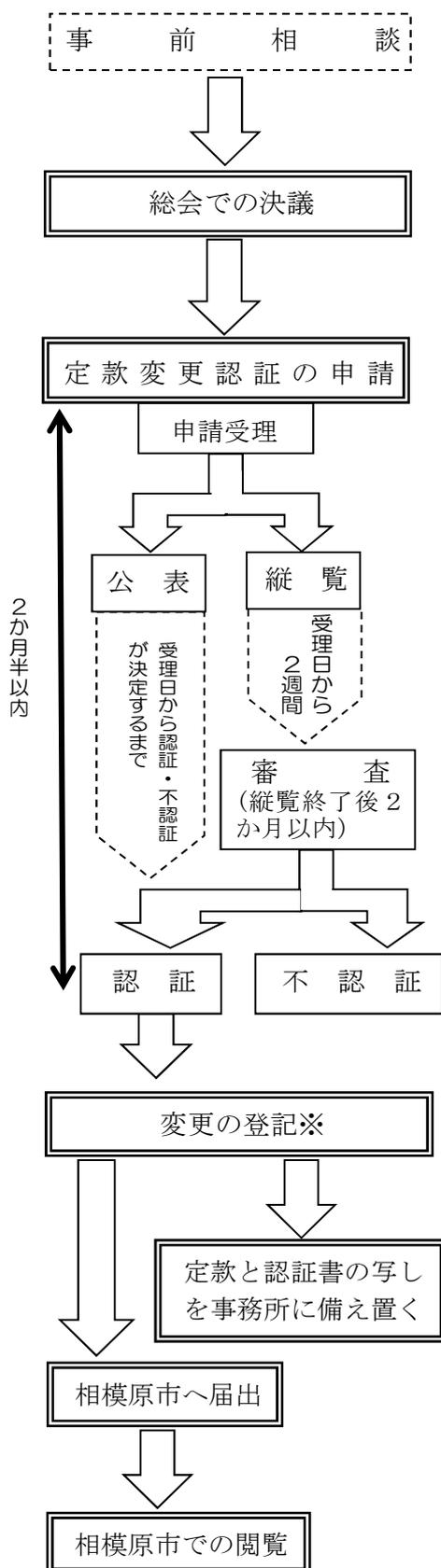
[2] 所轄庁への届出が必要となる変更事項（P38参照）

変更事項が以下のいずれかのときは、総会での議決により定款の変更をすることができます。変更した後は、所轄庁への届出が必要となります。

- (1) 相模原市内における主たる事務所及びその他の事務所の移転・新設
- (2) 役員の定数に係るもの
- (3) 資産に関する事項
- (4) 会計に関する事項
- (5) 事業年度
- (6) 解散に関する事項（残余財産の帰属すべき者に係るものを除く。）
- (7) 公告の方法
- (8) 法第11条第1項各号に規定がない事項（合併に関する事項、事務局に関する事項など）

2 定款変更の認証申請に関する手続

[1] 手続の流れ



事前相談には、次ページに掲げる提出書類をご用意ください。事前相談は、原則予約制となっておりますのでご連絡ください。
(予約先 市民協働推進課 042-769-8226)

定款の変更は、総会を開催し、定款変更の議決を経なければなりません。なお、定款に特別の定めがない限り、社員総数の2分の1以上が出席し、その出席者の4分の3以上の議決が必要となります。

定款変更認証の申請書類を相模原市長(市民協働推進課)に提出します。(申請に必要な書類は、次ページでご確認ください。)

- ※ 所轄庁の変更を伴う定款変更認証申請の場合は、申請書類は転出先の所轄庁の様式で作成しますが、提出先は現所轄庁(相模原市)となりますのでご注意ください。
- ※ 申請日から1週間以内であれば、軽微な不備について補正をすることができます。

＜公表＞申請のあった年月日、申請された法人の名称、代表者の氏名、主たる事務所の所在地、定款に記載された目的を市ホームページ上で公表します。

＜縦覧＞申請書類のうち、定款(前ページ1[1]のうち(3)及び(8))を変更する場合は2事業年度分の事業計画書及び活動予算書も含む)を、2週間2週間、市民協働推進課の窓口で縦覧します。なお、縦覧書類は、市ホームページ上でも公開します。



申請書受理日から2か月半以内(縦覧期間の終了後2か月以内)に、認証又は不認証の決定をし、書面を交付します。

※定款の変更事項に登記事項の変更を含む場合は、認証の決定を受けた日から2週間以内に横浜地方法務局湘南支局で変更登記をする必要があります。

参考: 法務局ホームページ

[<https://houmukyoku.moj.go.jp/homu/houjin4.html>]

変更後の定款と認証通知書の写し(登記事項の変更を伴う場合には、登記事項証明書)を法人の事務所に備え置かなければなりません。

登記が完了後、「登記事項証明書(履歴事項全部証明書)」及びその写しを相模原市へ提出してください。

定款及び認証通知書の写し(登記事項の変更を含む場合は登記事項証明書(履歴事項全部証明書))は相模原市役所市民局市民協働推進課の窓口で閲覧することができます。

定款は、内閣府NPO法人ポータルサイトでも公開します。

[<https://www.npo-homepage.go.jp/npoportal/search>]

[2] 提出書類

ア 共通

	様式及び添付書類	記載例	提出部数
①	定款変更認証申請書（第7号様式）	30 ページ	1部
②	定款変更を議決した社員総会の議事録のコピー	31 ページ	1部
③	変更後の定款（原本証明不要）	33 ページ	2部

イ 事業の変更を含む場合

変更事項が「特定非営利活動の種類」、「特定非営利活動に係る事業」又は「その他の事業」の変更を含む場合は、次の書類が必要となります。

④	定款変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書	34 ページ	2部
⑤	定款変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の活動予算書	35 ページ	2部

※定款変更の日とは、定款変更の認証日（申請を受理してから約2カ月半後）を指します。

ウ 所轄庁の変更を伴う場合

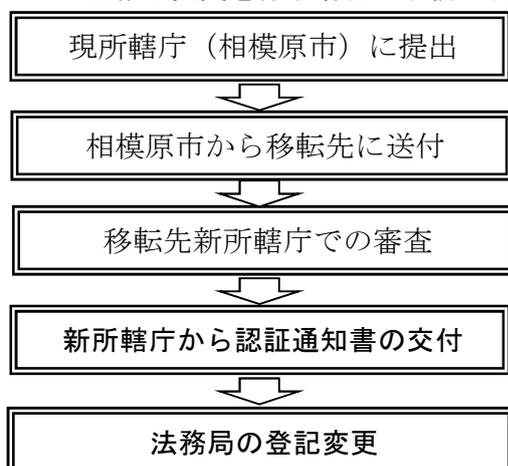
相模原市以外に事務所を移転・新設する場合、所轄庁が変更になります。この場合、上記の書類の他に、さらに次の書類が必要です。なお、提出書類は、移転先の所轄庁が定める様式で申請してください。

⑥	最新の役員名簿（役員の氏名及び住所又は居所並びに各役員についての報酬の有無を記載した名簿）	23 ページ	2部
⑦	確認書（改めて確認が必要です）	37 ページ	1部
⑧	前事業年度の事業報告書	6 ページ	1部
⑨	前事業年度の活動計算書	7～10 ページ	1部
⑩	前事業年度の貸借対照表		1部
⑪	前事業年度の財産目録	16 ページ	1部
⑫	前事業年度の年間役員名簿	17 ページ	1部
⑬	前事業年度の末日における社員のうち10人以上の者の名簿	18 ページ	1部

※⑧～⑬が作成される前の特定非営利活動法人は、事業計画書、活動予算書、法人成立時（合併時）の財産目録を提出してください。

※認定特定非営利活動法人又は特例認定特定非営活動法人が所轄庁の変更を伴う定款の変更の申請をする場合には、上記の他、認定（特例認定）に関する書類を提出する必要があります。

※ 所轄庁変更を伴う場合の手続の流れ



主たる事務所若しくは従たる事務所の所在地の変更に伴い所轄庁が変更する場合は、申請書類は現所轄庁（相模原市）に提出してください。（①は、移転先新所轄庁の様式で作成）提出された申請書類は、現所轄庁から移転先の新所轄庁へ送付されます。

縦覧等は新所轄庁で行われます。縦覧終了後新所轄庁で審査され、認証又は不認証の決定がされ、認証が決定された場合には認証通知書が交付されます。

認証の決定を受けた日から2週間以内に法務局で登記する必要があります。

詳細については、相模原市までお問い合わせください。

[3] 書類の提出方法

前ページの申請書等(①~⑬)は、持参又は郵送で提出してください。
なお、認証申請については、事前相談をおすすめしております。

[4] 認証後の提出書類(登記事項の変更を含む場合)

定款の変更事項に登記事項の変更を含む場合には、認証の決定後2週間以内に、法務局において変更の登記を行う必要があります。変更の登記をした後は、遅滞なく、次の書類を持参又は郵送で提出してください。

⑭	定款の変更に係る登記をしたことを証する登記事項証明書	1部
⑮	定款の変更に係る登記をしたことを証する登記事項証明書の写し	1部

『定款変更認証申請書』チェック表



書類	項目	チェック欄
①「定款変更認証申請書」(第7号様式)		
	法人印が押印されているか。(※任意)	<input type="checkbox"/>
	捨印が押印されているか。(※任意)	<input type="checkbox"/>
	変更部分に下線が引かれているか。また、変更部分にもれはないか。	<input type="checkbox"/>
	定款変更の届出に関する事項は含まれていないか。	<input type="checkbox"/>
	追加される附則は記載されているか。	<input type="checkbox"/>
	変更の理由が、変更事項すべてについて記載されているか。	<input type="checkbox"/>
②「社員総会の議事録のコピー」		
	社員総数(10名以上)が明記され、かつ、総会開催の定足数を満たしているか。	<input type="checkbox"/>
	定款に基づく議決数を満たしていることが明記してあるか。	<input type="checkbox"/>
	定款に基づき議長及び議事録署名人の署名又は記名押印があるか。	<input type="checkbox"/>
	みなし総会により決議した場合、必要な事項が記載されているか。	<input type="checkbox"/>
③変更後の「定款」		
	申請書の変更内容と整合がとれているか。	<input type="checkbox"/>
	追加される附則は記載されているか。	<input type="checkbox"/>
	提出用として2部用意したか。	<input type="checkbox"/>
④その他添付書類(事業の変更を含む場合)		
	定款の事業と整合がとれているか。	<input type="checkbox"/>
	事業計画書と活動予算書の整合がとれているか。	<input type="checkbox"/>
	事業計画書及び活動予算書が2事業年度分添付されているか。	<input type="checkbox"/>
	提出用として2部用意したか。	<input type="checkbox"/>
⑤所轄庁変更の場合		
	必要な書類が移転先の所轄庁が定める様式で作成されているか。	<input type="checkbox"/>
上記②③④以外に必要な添付書類	役員名簿が2部添付されているか。	<input type="checkbox"/>
	確認書が添付されているか。	<input type="checkbox"/>
	直近の事業報告書等が添付されているか。	<input type="checkbox"/>

記載例

第7号様式(第8条第1項関係)

規則で定まった様式です。所轄庁変更を伴う場合を除き、相模原市以外の様式では受理できません。

持込の場合は日付は空欄
(窓口で日付を記入)
郵送の場合は提出日を記入

定款変更認証申請書

年 月 日

相模原市長 あて

主たる事務所の所在地
神奈川県相模原市〇〇区△△1丁目2番3号
法人の名称 特定非営利活動法人〇〇〇〇
代表者の氏名 理事長 〇 〇 〇 〇
電話番号 ×××-□□□-△△△△
ファクシミリ番号 ×××-□□□-△△△△

次のとおり定款を変更することについて、特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第25条第3項の認証を受けたいので、申請します。

	新	旧
変更の内容	<p>特定非営利活動法人〇〇〇〇 定款</p> <p>略 (事業) 第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の特定非営利活動に係る事業を行う。</p> <p>(1) 〇〇に関する事業 <u>(2) △△△の相談事業</u> <u>(3) その他、この法人の目的を達成するために必要な事業</u></p> <p>以下略</p> <p>附則 <u>この定款は、令和 年 月 日から施行する。</u></p>	<p>特定非営利活動法人〇〇〇〇 定款</p> <p>略 (事業) 第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の特定非営利活動に係る事業を行う。</p> <p>(1) 〇〇に関する事業 <u>(2) その他、この法人の目的を達成するために必要な事業</u></p> <p>以下略</p>
変更の理由	<p>利用者の要望に応え、新たに相談事業を実施するため。</p>	

変更のある部分全てに下線を引いてください。

日付は空欄で

<留意事項>

- ① 「変更の内容」が複数の条文にわたり、枠内に収まらない場合は、「変更の内容」欄内に「別紙のとおり」とだけ記入し、別紙に新旧対照表を作成してご提出ください。
- ② 施行日(変更となる日)は、認証日となるため、申請時点では附則に日付を入れずにご提出ください。(P33 <定款変更に伴う附則の追加例>参照)
- ③ 「変更の理由」は、複数の条文にわたる場合には、それぞれの理由を簡潔に明記してください。ただ単に、「運営上必要が生じたため」とするのは、理由としては不十分です。
- ④ 上記の例では、事業が変更となりますので、事業計画書及び活動予算書を2事業年度分ご提出いただくこととなります。
- ⑤ 申請日から1週間以内であれば、申請書や添付書類について、軽微な不備(内容の同一性に影響を与えない範囲のものであり、かつ、客観的に明白な誤記、誤字又は脱字に係るものとして市長が認めたもの)の補正をすることができます。(法第10条第3項、条例第4条、規則第4条)。補正の方法については、相模原市までお問い合わせください。

特定非営利活動法人〇〇〇〇 臨時(通常)総会議事録

1 日時 〇〇年〇〇月〇〇日 〇〇時から 〇〇時まで

2 場所

3 社員総数 〇〇名

定款変更認証申請に当たっては、社員総数が10名以上いることを確かめてください。10名未満では、法上の認証要件を満たさないととなります。

4 出席者の数 〇〇名(うち書面表決者〇名、電磁的方法表決者〇名、表決委任者〇名)

実際の出席者数+書面表決者数+電磁的方法表決者数+表決委任者数

5 議事録署名人 〇〇〇〇、〇〇〇〇

表決方法等は定款の「表決権等」の規定を確認してください。各方法で表決した者又は表決委任者がいた場合に記載します。

6 議題

(1) 第1号議案 定款の変更について

(2) 第2号議案 令和〇年度、令和〇年度事業計画書及び活動予算書案について

7 議事の経過の概要及び議決の結果

(1) 第1号議案 定款の変更について

定款第〇条の変更を諮ったところ、満場異議なく承認された。

定款の特定非営利活動の種類及び事業・その他の事業に係る条項を変更する場合、申請時に必要な2事業年度分の事業計画書及び活動予算書についても議決する必要があります。(理事会議決事項である場合は不要)

定款上の要件を満たしていることが分かるように明記してください。通常は、出席した社員の4分の3以上の議決を必要とします。

【わかりにくい表現の例】

- ・拍手をもって承認された。
・賛成多数で承認された。

(↑この表現では、定款の要件を満たしているとは限らないため)

(2) 第2号議案 令和〇年度、令和〇年度事業計画書及び予算書案について

〇〇〇〇〇〇を諮ったところ、満場異議なく承認された。

注意!

なお、定款変更認証申請に必要な手続は、理事長 〇〇〇〇〇〇 〇〇年〇〇月〇〇日に一任することとした。

- みなし総会(法第14条の9第1項)により決議した場合の議事録については、以下の事項の記載が必要です。(条例第5条)詳細は、32ページをご覧ください。
(1)社員総会の決議があったものとみなされた事項の内容
(2)前号の事項の提案をした者の氏名又は名称
(3)社員総会の決議があったものとみなされた日
(4)議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

議長
議事録署名人
議事録署名人

「署名」か、「署名、押印」か、「記名、押印」か、定款の議事録作成の規定を確認してください。

市へは、コピーを提出してください。原本は法人で保管。

特定非営利活動法人〇〇〇〇 臨時総会議事録

- 1 総会の決議があったものとみなされた事項の内容
 - (1) 定款の変更について
 - (2) 令和●年度、令和○年度事業計画書及び活動予算書について

- 2 提案者の名前
理事 〇〇 〇〇

- 3 総会の決議があったものとみなされた日
___年___月___日

- 4 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名
理事長 ●● ●●

同意の意思表示が書面で
行われた場合は「書面」、電磁
的記録で行われた場合は
「電磁的記録」と記載して
ください。

定款第○条の変更について、同意の可否の意思表示を求めたところ、全社員（ 名）から〇〇によりこれに同意する旨の意思表示がなされたため、特定非営利活動促進法第14条の9の規定により、社員総会の決議があったものとみなされたので、これを証するため、提案者 〇〇 〇〇及び議事録作成者がこれに記名押印する。

___年___月___日

提案者 〇〇 〇〇 印

議事録作成者 ●● ●● 印

市へは、コピーを提出してください。原本は法人で保管。

（社員総会の決議の省略）

第十四条の九 理事又は社員が社員総会の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき社員の全員が書面又は電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものとして内閣府令で定めるものをいう。）により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。

2 前項の規定により社員総会の目的である事項の全てについての提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなされた場合には、その時に当該社員総会が終了したものとみなす。

特定非営利活動法人〇〇〇〇 定款

第 1 章 総 則

～ 略 ～

附 則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

理事長	○ ○ ○ ○
副理事長	○ ○ ○ ○
理事	○ ○ ○ ○
同	○ ○ ○ ○
監事	○ ○ ○ ○
- 3 この法人の設立当初の役員の任期は、第 16 条第 1 項の規定にかかわらず、成立の日から平成 26 年 6 月 30 日までとする。
- 4 この法人の設立当初の事業計画及び予算は、第 45 条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。
- 5 この法人の設立当初の事業年度は、第 48 条の規定にかかわらず、成立の日から平成 26 年 3 月 31 日までとする。
- 6 この法人の設立当初の入会金及び会費は、第 8 条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。
 - (1) 入会金 ○〇〇円
 - (2) 年会費 ○〇〇円

附 則

この定款は、 年 月 日から施行する。

附 則

この定款は、令和 2 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

この定款は、令和 3 年 6 月 1 日から施行する。

注意!

【設立当初の附則は変更不可】

法人成立後に、総会(又は理事会)の議決により、
 ・役員の変更
 ・会費等の変更
 があった場合でも、設立当初の附則は一切書き替えることはできません。

※ 定款本文の変更があった場合にのみ、下のような附則がその都度追加されます。

【定款変更の認証申請をした場合】

所轄庁に申請する段階では、日付は空欄にしておきます。
 なお、この一文のみの場合、通し番号は不要です。

【定款変更の認証通知書が到達した時】

所轄庁が認証した場合、その認証日を記入します。

【定款変更の届出を提出した場合】

総会の議決をもって効力が生じますので、定款変更の施行日(変更となった日)を附則に明記します。
事務所の移転の場合には、登記に記載された日と同じか確認してください。

〇 〇 年 度 事 業 計 画 書
法人の名称 特定非営利活動法人 〇〇〇〇〇

1 事業活動方針
〇〇〇〇、

定款上の「目的」ではなく、その年度にどのような方針で事業を行っていくかを記載してください。

2 事業内容

(1) 特定非営利活動に係る事業

① 〇〇に関する事業

ア 〇〇〇〇〇事業

- ・内 容 〇〇〇〇
- ・日 時 〇月
- ・場 所 〇〇〇〇
- ・従事者人員 〇人
- ・受益対象者 〇〇の者 〇人
- ・支出見込額 〇〇〇〇円

定款の(事業)に記載された事業名を記載してください。

イ 〇〇〇〇事業

- ・内 容
- ・日 時
- ・場 所
- ・従事者人員
- ・受益対象者
- ・支出見込額

② 〇〇に関する事業

ア 〇〇〇〇事業

- ・内 容
- ・日 時
- ・場 所
- ・従事者人員
- ・受益対象者
- ・支出見込額

【各事業について6項目を記載】

内容	一般の方が読んでおよそ概要がわかるように記載
日時	通年の場合は通年、期間を区切る場合は概ねその時期を記載（設立初年度については、設立予定日以前の日付をいれないこと）
場所	特定されている場合はその場所、その他は実施するおよその地域を記載（(例) 〇〇海岸、〇〇市内 等）
従事者人員	従事する実人員、又は延べ人数を記載
受益対象者	受益対象者の範囲と、できればその概数を記載 特定非営利活動事業に係る事業については、定款上の目的に掲げる受益対象者の範囲と同じであること。
支出見込額	事業の支出額の合計を記載 なお、 <u>各事業の支出見込額の合計額と活動予算書の事業費合計額とが同額となること。</u>

(2) その他の事業

① 〇〇に関する事業

ア 〇〇〇〇事業

- ・内 容
- ・日 時
- ・場 所
- ・従事者人員
- ・受益対象者
- ・支出見込額

定款で「その他の事業」を掲げている場合に記載してください。

の者 人
人 円

※当該定款の変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の2事業年度分の事業計画書が必要です。

※当該定款の変更の日の属する事業年度の事業計画書は、当該年度の期首からのものを作成してください。

この活動予算書は、NPO法人会計基準(2010年7月20日 2017年12月12日最終改正 NPO法人会計基準協議会)によって作成されています。
 NPO法人会計基準についての説明、導入の検討から導入までについての解説は、NPO法人会計基準協議会が運営している「みんなで使おう！NPO法人会計基準」を参考にしてください。
 [アドレス <http://www.npokaikijun.jp/>]

※定款に「その他の事業」が掲げられている場合の活動予算書については、次ページを参照してください。

活動予算書

当該事業年度の期間を記載してください。

〇〇年〇月〇日から〇〇年〇月〇日まで

法人の名称 特定非営利活動法人 〇〇〇〇
 (単位:円)

科目	金額	
I 経常収益		
1. 受取会費		
正会員受取会費	×××	① ×××
賛助会員受取会費	×××	
2. 受取寄付金		② ×××
受取寄付金		
3. 事業収益		③ ×××
Aに関する事業収益	×××	
Bに関する事業収益	×××	
Cに関する事業収益	×××	
4. その他収益		④ ×××
受取利息	×××	
雑収益	×××	
経常収益計		×××
II 経常費用		①～④の合計=A経常収益計
1. 事業費		
(1) 人件費		
給与手当	×××	⑤ ×××
人件費計	×××	
(2) その他経費		
消耗品費	×××	⑥ ×××
印刷製本費	×××	
旅費交通費	×××	
水道光熱費	×××	
地代家賃	×××	
支払い手数料	×××	
通信運搬費	×××	
雑費	×××	
その他経費計	×××	
事業費計		
2. 管理費		
(1) 人件費		
役員報酬	×××	⑦ ×××
人件費計	×××	
(2) その他経費		
会議費	×××	⑧ ×××
消耗品費	×××	
通信運搬費	×××	
水道光熱費	×××	
賃借料	×××	
地代家賃	×××	
印刷製本費	×××	
雑費	×××	
その他経費計	×××	
管理費計		
経常費用計		B+C=D経常費用計
当期経常増減額	A-D=E当期経常増減額	×××
III 経常外収益		F経常外収益計
経常外収益計		×××
IV 経常外費用		G経常外費用計
経常外費用計		×××
税引前当期正味財産増減額	E+F-G=	×××
法人税、住民税及び事業税	H税引前当期正味財産増減額	⑨ ×××
当期正味財産増減額		×××
前期繰越正味財産額		⑩ ×××
次期繰越正味財産額		×××
		H-⑨=I当期正味財産増減額
		I+⑩=J次期繰越正味財産額

前年度の「次期繰越正味財産額」と今年度の「前期繰越正味財産額」は一致

※定款に「特定非営利活動に係る事業」のみが掲げられている場合の活動予算書については、前ページを参照してください。

「その他の事業」と「特定非営利活動に係る事業」の合計を記載。

活動予算書

〇〇年〇〇月〇〇日から〇〇年〇〇月〇〇日まで

法人の名称 特定非営利活動法人 〇〇〇〇

(単位:円)

科目	特定非営利活動に係る事業	その他の事業	合計
I 経常収益			
1. 受取会費			
正会員受取会費	×××	×××	×××
賛助会員受取会費	×××	×××	×××
2. 受取寄付金			
受取寄付金	×××	×××	×××
3. 事業収益			
Aに関する事業収益	×××	×××	×××
Bに関する事業収益	×××	×××	×××
Cに関する事業収益	×××	×××	×××
4. その他収益			
受取利息	×××	×××	×××
雑収益	×××	×××	×××
経常収益計	×××	×××	×××
II 経常費用			
1. 事業費			
(1) 人件費			
給料手当	×××	×××	×××
法定福利費	×××	×××	×××
人件費計	×××	×××	×××
(2) その他経費			
消耗品費	×××	×××	×××
印刷製本費	×××	×××	×××
旅費交通費	×××	×××	×××
水道光熱費	×××	×××	×××
地代家賃	×××	×××	×××
支払い手数料	×××	×××	×××
通信運搬費	×××	×××	×××
雑費	×××	×××	×××
その他経費計	×××	×××	×××
事業費計	×××	×××	×××
2. 管理費			
(1) 人件費			
役員報酬	×××	×××	×××
給料手当	×××	×××	×××
人件費計	×××	×××	×××
(2) その他経費			
会議費	×××	×××	×××
消耗品費	×××	×××	×××
通信運搬費	×××	×××	×××
水道光熱費	×××	×××	×××
賃借料	×××	×××	×××
地代家賃	×××	×××	×××
印刷製本費	×××	×××	×××
雑費	×××	×××	×××
その他経費計	×××	×××	×××
管理費計	×××	×××	×××
経常費用計	×××	×××	×××
当期経常増減額	×××	×××	×××
III 経常外収益			
経常外収益計	×××		×××
IV 経常外費用			
経常外費用計	×××		×××
当期経常外増減額	×××		×××
税引前当期正味	×××		×××
法人税、住民税及び事業税	×××		×××
経理区分振替額	×××	△×××	×××
当期正味財産増減額			×××
前期繰越正味財産額			×××
次期繰越正味財産額			×××

定款で「その他の事業」を掲げる場合には、活動予算書で区分して表示

「その他の事業」の利益を「特定非営利活動に係る事業」に振り替える場合の項目。

「その他の事業」の利益を「特定非営利活動に係る事業」に振り替え

※所轄庁変更の場合に必要な（相模原市が新所轄庁となる場合）

確 認 書

当法人は、特定非営利活動促進法第 2 条第 2 項第 2 号及び同法第 12 条第 1 項第 3 号に該当することを、
年 月 日に、

において確認しました。

「総会・臨時総会」等

年 月 日

日付は「総会の日」～「申請日」までのいずれか。「総会の日」より前の日付にはなりません。

法人の名称 特定非営利活動法人 ○○○○

申請者 理事長 相模原 太 郎 ⑩

「理事長・代表理事」等

特定非営利活動促進法第 2 条第 2 項第 2 号

その行う活動が次のいずれにも該当する団体であること。

- イ 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを主たる目的とするものでないこと。
- ロ 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを主たる目的とするものでないこと。
- ハ 特定の公職（公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）第 3 条に規定する公職をいう。以下同じ。）の候補者（当該候補者になろうとする者を含む。以下同じ。）若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とするものでないこと。

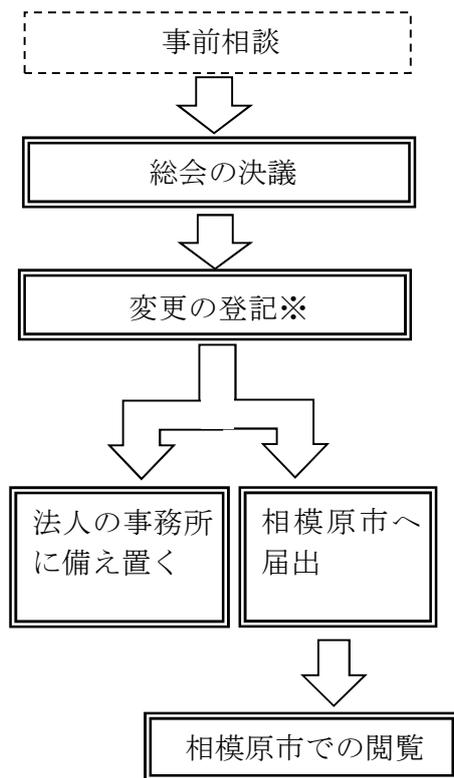
特定非営利活動促進法第 12 条第 1 項第 3 号

当該申請に係る特定非営利活動法人が次に掲げる団体に該当しないものであること。

- イ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下この号及び第 47 条第 6 号において同じ。）
- ロ 暴力団又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。以下この号において同じ。）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から 5 年を経過しない者（以下「暴力団の構成員等」という。）の統制の下にある団体

3 定款変更の届出に関する手続

[1] 手続の流れ



定款変更の届出についても事前相談を予約制で実施しております（予約先 市民協働推進課 042-769-8226）

定款の変更は、認証申請と同様に総会を開催し、定款変更の議決を得なければなりません。

※変更事項が「相模原市内における主たる事務所及びその他の事務所の移転・新設」の場合は、総会の議決をした日から2週間以内に、横浜地方法務局湘南支局で変更登記をする必要があります。

変更後の定款（登記事項の変更を伴う場合には、登記事項証明書）を法人の事務所に備え置かなければなりません。

総会の議決後、相模原市に届出をしてください。主たる事務所の住所の変更などの登記事項の変更を含む場合は変更登記をした後の登記事項証明書等も併せて提出してください。

定款（登記事項の変更を含む場合は登記事項証明書）は相模原市役所市民局市民協働推進課の窓口で閲覧することができます。

定款は、内閣府NPO法人ポータルサイトでも公開します。
[<https://www.npo-homepage.go.jp/npoportal/search>]

[2] 提出書類

ア 共通

	様式及び添付書類	記載例	提出部数
①	定款変更届出書（第10号様式）	40 ページ	1部
②	定款変更を議決した社員総会の議事録のコピー	31 ページ	1部
③	変更後の定款（原本証明不要）	33 ページ	2部

イ 登記事項の変更を含む場合

変更事項が、「相模原市内における主たる事務所及びその他の事務所の移転・新設」である場合は、次の書類が必要となります。

④	定款の変更に係る登記をしたことを証する登記事項証明書	1部
⑤	定款の変更に係る登記をしたことを証する登記事項証明書の写し	1部

[3] 書類の提出方法

上記の届出書等（①～⑤）は、持参又は郵送でご提出ください。

登記事項の変更を含む場合には、①～③は登記前に、④、⑤は登記後に、それぞれ分けて提出することもできます。①～③は、電子申請システムによる届出も可能です。（ただし、登記事項の変更を含む場合には、別途④、⑤を持参又は郵送でご提出ください。）

詳しくは、41 ページ又は右のQRコードからご確認ください。



『定款変更届出書』チェック表



書類	項目	チェック欄
①「定款変更届出書」(第10号様式)		
	提出年月日が記載されているか。	<input type="checkbox"/>
	法人印が押印されているか。(※任意)	<input type="checkbox"/>
	捨印が押印されているか。(※任意)	<input type="checkbox"/>
	変更部分に下線が引かれているか。	<input type="checkbox"/>
	定款変更の認証申請に関する事項が含まれていないか。	<input type="checkbox"/>
	変更年月日が記載されているか。(附則に記載されているか。)	<input type="checkbox"/>
	変更の理由が、変更事項すべてについて記載されているか。	<input type="checkbox"/>
②「社員総会の議事録のコピー」		
	社員総数(10名以上)が明記され、かつ、総会開催の定足数を満たしているか。	<input type="checkbox"/>
	定款に基づく議決数を満たしていることが明記してあるか。	<input type="checkbox"/>
	定款に基づき議長及び議事録署名人の署名又は記名押印があるか。	<input type="checkbox"/>
	みなし総会により決議した場合、必要な事項が記載されているか。	<input type="checkbox"/>
③変更後の「定款」		
	変更内容が反映されているか。	<input type="checkbox"/>
	追加される附則は記載されているか。	<input type="checkbox"/>
	提出用として2部用意したか。	<input type="checkbox"/>
④その他提出書類(所轄庁変更を伴わない事務所の所在地変更をした場合等)		
	提出用として変更内容が反映された登記事項証明書及びその写しを用意したか。	<input type="checkbox"/>

第10号様式(第10条第1項関係)

規則で定まった様式です。相模原市以外の様式では受理できません。

定款変更届出書

令和3年7月1日

相模原市長 あて

事務所の所在地が変わった場合は、新しい所在地を記載してください。

主たる事務所の所在地

神奈川県相模原市〇〇区△△1丁目2番3号
 法人の名称 特定非営利活動法人〇〇〇〇
 代表者の氏名 理事長 〇 〇 〇 〇
 電話番号 ×××-□□□-△△△△
 ファクシ番号 ×××-□□□-△△△△

次のとおり定款を変更しましたので、特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第25条第6項の規定により、届け出ます。

	新	旧
変更の内容	<p>特定非営利活動法人〇〇〇〇定款</p> <p>略 (事務所) 第2条 この法人は、主たる事務所を神奈川県相模原市〇〇区△△1丁目2番3号に置く。</p> <p>以下略 附則 この定款は、令和3年6月11日から施行する。</p>	<p>特定非営利活動法人〇〇〇〇定款</p> <p>略 (事務所) 第2条 この法人は、主たる事務所を神奈川県相模原市〇〇区〇〇町〇〇丁目〇番〇号に置く。</p> <p>以下略</p>
変更の理由	<p>事務所の移転に伴う主たる事務所の所在地の変更</p>	

変更部分には、全て下線を引いてください。

総会で議決された日とするのが一般的です。総会で事務所を移す日を議決した場合はその移す日になります。登記に記載された日と同じか確認してください。

<留意事項>

- ① 「変更の内容」の欄には、変更後と変更前の条文等の対照表を記載し、併せて、変更部分に下線を引いて新旧の違いが明らかになるよう記載してください。
- ② 変更した年月日は、附則に記載してください。(P33<定款変更に伴う附則の追加例>参照) 附則は、新たに追加し、設立当初の附則は変更せずに残してください。
- ③ 施行日(変更となった日)は、総会で議決された日とするのが一般的です。
- ④ 上記の例では、登記事項(事務所の所在地)に変更が生じますので、変更の登記が必要です。

<注意>

※ 定款上、「主たる事務所を神奈川県相模原市に置く。」とあり、市内で事務所変更をされた場合、定款の変更には当たりませんので、本届出書は必要ありませんが、相模原市へは変更があった旨を必ずお知らせください。

様式は決まっていませんので、所在地を住居表示のとおり(1丁目2番3号など)明記した書面等でご連絡ください。なお、この場合も法務局での変更の登記は必要です。

IV 電子申請・届出に関する手続

1 電子申請システムの概要

(1) 電子申請システムが利用できるもの

次の申請・届出手続を e-kanagawa 電子申請システムより提出することができます。ただし、利用にあたってそれぞれに条件がありますのでご注意ください。

手 続 名	条 件・注意事項
1 事業報告書等の提出 (→P2) 次の電子ファイルを添付して届出 ①事業報告書 ②活動計算書 ③貸借対照表 ④財産目録 ⑤年間役員名簿 ⑥前事業年度の末日における社員のうち 10 人以上の者の名簿	■電子ファイルが、Microsoft Word Excel 又はPDFにより作成されていること
2 役員の変更等届出 (→P19) 次の電子ファイルを添付して届出 ① 役員の変更等届出書 (第6号様式) ② 変更後の役員名簿 新任の役員がいる場合には、次の書類を添付して提出 ③ 誓約及び就任承諾書のコピー (PDF形式)	■添付ファイルが、Microsoft Word Excel 又はPDFにより作成されていること ■新任役員に下記の者が含まれないこと ①住民基本台帳ネットワークシステム利用を希望しない方 ②外国在住の方 [注]住民票の写し等は、PDFにより作成したものではありません。新任の役員がいる場合の届出については、住基ネットが利用でき、かつ利用を希望する場合のみ電子申請システムを利用できますので、ご注意ください。
3 定款変更届出 (→P38) ① 定款変更届出書 (第10号様式) ② 定款変更を議決した社員総会の議事録 (PDF形式) ③ 変更後の定款 ※主たる事務所の所在地の変更など、定款変更箇所が登記の変更を伴う場合は次の書類を追加でご提出ください。(窓口へ持参または郵送) ④ 登記事項証明書の原本 ⑤ ④をコピーしたもの	■添付ファイルが、Microsoft Word Excel 又はPDFにより作成されていること

(2) 利用者情報の登録

初めて電子申請システムを利用する際には、利用者情報の登録(新規利用者登録)が必要です(無料)。また、NPO法人に関する手続きは、法人IDでのみ利用が可能です。法人として登録を行い、設定されるIDとパスワードを管理してください。

電子申請システム(e-kanagawa 電子申請)URL

https://dshinsei.e-kanagawa.lg.jp/141500-u/offer/offerList_initDisplay.action



2 手続画面

◆ 電子申請システム トップ画面



① トップページを下にスクロール

初めてご利用する方

初めて利用する方へ

操作環境

利用規約

利用上の注意

サポート

よくあるご質問

お問い合わせ

プライバシーポリシー

ウェブアクセシビリティ

システムからのお知らせ

【2021年09月16日】 (10/2) 電子申請システムの計画停止について

メンテナンス作業実施のため、次のとおり電子申請システムを停止します。

1 計画停止日時

令和3年10月7日(土) 0時00分から5時00分まで

※この時間帯に電子申請システムへ接続すると、「ただいまメンテナンス作業を行っております」とメッセージが表示されます。

2 停止する機能

すべての機能

【2021年08月18日】 電子署名アプリケーションの不具合について

パソコンで次のブラウザをご利用の場合に、電子署名アプリケーションが新規インストールできない不具合が発生しています。

- Chrome (Windows、Mac)
- Edge (Windows)

不具合解消のため、現在電子署名アプリケーションを改修しております。復旧次第、改めてお知らせさせていただきます。

御迷惑をおかけして申し訳ありませんが、それまでの間は、Internet Explorer (Windows)、Safari (Mac) 又はスマートフォン (Android、iPhone) を御利用ください。

【2021年05月07日】 電子申請システムが画面リニューアルしました

e-kanagawa電子申請システムの画面について、スマートフォン向けに、より見やすく、操作しやすいレイアウトにリニューアルしました。是非、e-kanagawa電子申請システムを御活用ください。

<リニューアル日時>

令和3年5月7日(金) 8時30分

【2021年04月15日】 iOS14.2以上への電子署名機能の対応について

令和2年12月2日(水)より、iPhone12シリーズ以降のiPhoneで、電子署名を行うことができます。ただし、iPhone12シリーズ以前のiPhoneでは、電子署名を行うことができません。また、iPhone12シリーズ以前のiPhoneで、電子署名を行うためには、iOSのバージョン14.2以上で、電子署名をインストールする必要があります。Apple社のApp Storeでリリースす



省略

手続き申込



手続き選択をする



メールアドレスの確認



内容を入力する



申し込みをする

検索項目を入力（選択）して、手続きを検索してください。

手続き名

利用者選択

個人が利用できる手続き

法人が利用できる手続き

絞り込みで検索する



② 「特定非営利活動法人」
または「NPO法人」で検索

手続き申込



手続き選択をする



メールアドレスの確認



内容を入力する



申し込みをする

検索項目を入力（選択）して、手続きを検索してください。

検索キーワード

NPO法人

類似語検索を行う

利用者選択

個人が利用できる手続き

法人が利用できる手続き

絞り込みで検索する



分類別で探す



五十音で探す



手続き一覧

2021年11月01日 14時45分 現在

並び替え

受付開始日時 時順

表示数変更

20件ずつ表示

③ 希望する手続きを選択

1

特定非営利活動法人（NPO法人）の定
款変更の届出

受付開始日時 2021年09月24日14時11分
受付終了日時 随時

特定非営利活動法人（NPO法人）の役
員の変更等の届出

受付開始日時 2021年09月24日11時00分
受付終了日時 随時

特定非営利活動法人（NPO法人）の事
業報告書等の提出

受付開始日時 2020年04月01日00時00分
受付終了日時 随時

V その他の手続

1 解散に関する手続（法第31条～32条の8）

[1] 解散事由

解散事由 （法第31条第1項）	第1号 社員総会の決議（※1） 第2号 定款で定めた解散事由の発生 第3号 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能（※2） 第4号 社員の欠亡（※3） 第5号 合併 第6号 破産手続開始の決定 第7号 法第43条の規定による設立の認証の取消し
----------------------------------	---

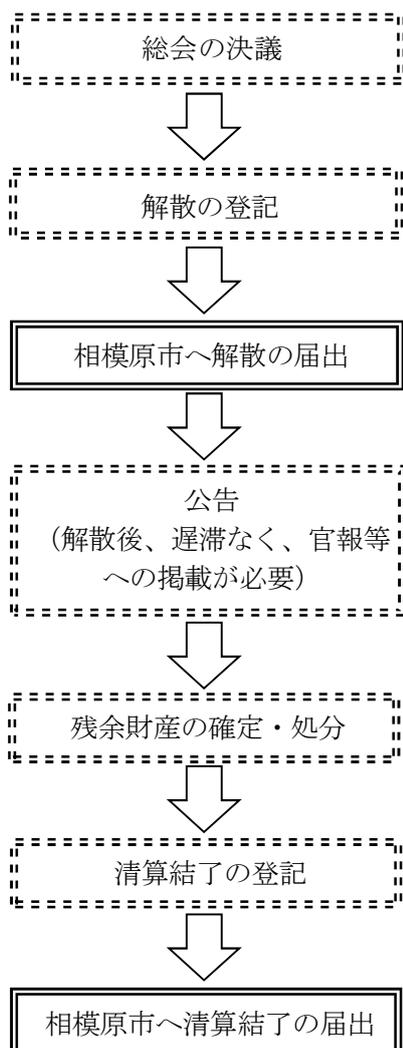


（※1）特定非営利活動法人は、総社員の4分の3以上の賛成がなければ、解散の決議をすることができません（定款に別段の定めがある場合を除きます）。（法第31条の2）

（※2）解散事由が、「目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能」の場合、解散の認定申請手続が必要になります。当該手続の詳細については、相模原市までお問い合わせください。

（※3）社員の欠亡とは、社員が0名であることを指します。

[2] 社員総会の決議による解散の場合の主な事務手続の流れ



解散の決議は、定款に特別の定めのない限り、社員総数の4分の3以上の議決を得なければなりません。また、総会では、解散の決議のほか、清算人の選任、残余財産の帰属先を議決します。

解散の決議をした日から2週間以内に、横浜地方法務局湘南支局で解散の登記をする必要があります。

参考：法務局ホームページ

[<https://houmukyoku.moj.go.jp/homu/houjin4.html>]

解散の登記をした後、総会で選任された清算人は、遅滞なく相模原市へ解散の届出を行います。

清算人は、法人が解散した後、遅滞なく、公告をもって、債権者に対し、一定の期間内（2か月以上）にその債権の申出をすべき旨の催告を行わなければなりません。公告は、官報に掲載して行うほか、官報以外の公告方法を定款に定めている場合はその方法によっても行う必要があります。

参考：神奈川県官報販売所（横浜日経社） 045-681-2661

残余財産がある場合は、定款で定めるところによりその帰属すべき者に帰属します。

清算が終了した日から2週間以内に、横浜地方法務局湘南支局で清算終了の登記をする必要があります。

清算終了の登記をした後、遅滞なく、清算終了の届出を行います。

[3]提出書類

(1) 解散の届出

社員総会の決議、定款で定めた解散事由の発生、社員の欠亡又は破産手続開始の決定による解散は、解散の届出が必要です。

提出書類		記載例	提出部数
①	解散届出書（第13号様式）	46 ページ	1部
②	解散及び清算人の登記をしたことを証する登記事項証明書	—	1部

(2) 清算終了の届出

解散に係る清算が終了したときは、清算終了の届出が必要です。

提出書類		記載例	提出部数
①	清算終了届出書（第17号様式）	47 ページ	1部
②	清算終了の登記をしたことを証する登記事項証明書	—	1部

(3) その他

ア 解散の認定申請

目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能による解散は、解散の認定申請が必要です。

提出書類		提出部数
①	解散認定申請書（第11号様式）	1部
②	目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能を証する書面	1部

イ 清算人の就任の届出

清算中に清算人が就任した場合は、清算人の就任の届出が必要です。

提出書類		提出部数
①	清算人就任届出書（第14号様式）	1部
②	当該清算人の登記をしたことを証する登記事項証明書	1部

ウ 残余財産の譲渡の認証申請

定款に残余財産の帰属すべき者に関する規定がないときは、相模原市の認証を得て、その財産を国又は地方公共団体に譲渡することができます。

提出書類		提出部数
①	残余財産譲渡認証申請書（第15号様式）	1部

※残余財産の帰属について

残余財産は、構成員に分配することができず、帰属先については、法に一定のルールが定められています。（法第11条第3項、第32条）

① 解散した特定非営利活動法人の残余財産は、合併及び破産手続開始の決定による解散の場合を除き、所轄庁に対する清算終了の届出の時において、定款で定めるところにより、その帰属すべき者に帰属します。

定款に残余財産の帰属すべき者を定める場合には、次の者のうちから選定しなければなりません。

〔 特定非営利活動法人、国又は地方公共団体、公益社団法人又は公益財団法人、
学校法人、社会福祉法人、更生保護法人 〕

② 定款に残余財産の帰属すべき者に関する規定がないときは、清算人は、所轄庁の認証を得て、その財産を国又は地方公共団体に譲渡することができます。

③ ①、②により処分されない財産は、国庫に帰属します。

第13号様式(第16条第1項関係)

規則で定まった様式です。相模原市以外の様式では受理できません。

解散届出書

年 月 日

相模原市長 あて

主たる事務所の所在地
神奈川県相模原市〇〇区△△1丁目2番3号
法人の名称 特定非営利活動法人〇〇〇〇
清算人 住所又は居所
神奈川県相模原市〇〇区△△4丁目5番6
氏名 〇 〇 〇 〇
電話番号 ×××-□□□-△△△△
ファクシミリ番号 ×××-□□□-△△△△

いずれかに〇をつける。

特定非営利活動促進法第31条第1項第(①、2、4、6)号に掲げる事由により特定非営利活動法人を解散しましたので、同条第4条の規定により届け出ます。

Table with 2 columns: Reason for dissolution, Disposition of residual assets. Content includes '総会の決議による。' and '残余財産ない場合 => 残余財産なし。'

- 備考
1 (1、2、4、6)については、該当するものを〇で囲んでください。
2 解散及び清算人の登記をしたことを証する登記事項証明書を添付してください。

記載例

第17号様式(第19条関係)

規則で定まった様式です。相模原市以外の様式では受理できません。

清算終了届出書

年 月 日

相模原市長 あて

主たる事務所の所在地
神奈川県相模原市〇〇区△△1丁目2番3号
法人の名称 特定非営利活動法人〇〇〇〇
清算人 住所又は居所
神奈川県相模原市〇〇区△△4丁目5番6
氏名 〇 〇 〇 〇
電話番号 ×××-□□□-△△△△
ファクシミリ番号 ×××-□□□-△△△△

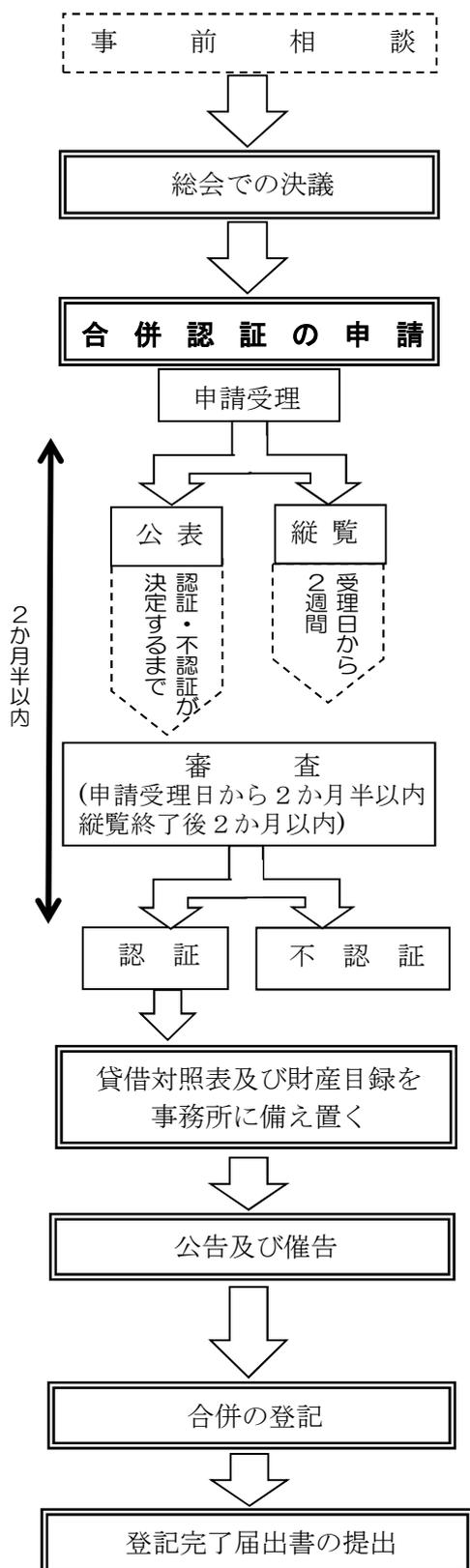
解散に係る清算が終了しましたので、特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第32条の3の規定により、届け出ます。

備考 清算終了の登記をしたことを証する登記事項証明書を添付してください。

2 合併に関する手続（法第33条～39条）

特定非営利活動法人は、他の特定非営利活動法人と合併することができます。法人の社員総会の議決を経た後、相模原市の認証を受けなければ、合併することができません。

[1] 手続の流れ



事前相談には、次ページに記載する提出書類をご用意ください。事前相談は、予約制で実施しておりますのでご連絡ください。（予約先 042-769-8226 市民協働推進課）

合併は、総会を開催し、合併の議決を得なければなりません。なお、定款で特別の定めがない限り、社員総数の4分の3以上の議決が必要となります。

合併認証の申請書類を相模原市長（市民協働推進課）に提出します。（申請に必要な書類は、次ページでご確認ください。）

- ※ 事務所の所在地により所轄庁（申請窓口）が変わりますのでご注意ください。
- ※ 申請日から1週間以内であれば、軽微な不備について補正をすることができます。

＜公表＞申請のあった年月日、申請された法人の名称、代表者の氏名、主たる事務所の所在地、定款に記載された目的を市ホームページ上で公表します。

＜縦覧＞申請書類のうち、定款、（該当のある場合は事業計画書2事業年度分、活動予算書2事業年度分）を、2週間市民協働推進課の窓口で縦覧します。なお、縦覧書類は、市ホームページ上でも公開します。

[https://www.city.sagamihara.kanagawa.jp/shisei/shisei_sanka/partnership/npo/1005137.html]

申請書受理日から2か月半以内（縦覧期間の終了後2か月以内）に、認証又は不認証の決定をし、書面を交付します。

認証の決定を受けた日から2週間以内に貸借対照表と財産目録を作成し、債権者が異議を述べる期間が終了するまでの間、法人の事務所に備え置かなければなりません。

認証の決定を受けた日から2週間以内に債権者に対して、合併に異議があれば一定の期間内に述べるべきことを（2か月以上）公告し、かつ、判明している債権者に各別にこれを催告する必要があります。

合併の認証を受け、必要な手続が終了した日から2週間以内に横浜地方法務局湘南支局で合併の登記をしなければなりません。

登記完了後、合併登記完了届出書等を相模原市へ提出してください。

[2] 提出書類

	記載例	提出部数
①	合併認証申請書（第18号様式）	50 ページ 1部
②	合併の議決をした社員総会の議事録のコピー	1部
③	定款	2部
④	役員名簿（役員の氏名及び住所又は居所並びに各役員についての報酬の有無を記載した名簿）	2部
⑤	各役員の誓約及び就任承諾書のコピー	各1部
⑥	各役員の住所又は居所を証する書面（次のいずれかを提出） ※届出日から6か月以内に作成されたものに限ります。	各1部
	(1) 住民票の写し（コピーではなく、市区町村の長が交付した書面で、マイナンバー（個人番号）の記載のないもの） 住民基本台帳ネットワークシステムでの確認を希望される方は省略できます。 (2) 海外に在住する者は、権限を有する官公署が発行した当該役員の住所又は居所が記載された書面（外国語で作成されている場合は、翻訳人を明らかにした翻訳文を添付する）	
⑦	社員のうち10人以上の者の名簿	1部
⑧	確認書	1部
⑨	合併趣旨書	2部
⑩	合併当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書	2部
⑪	合併当初の事業年度及び翌事業年度の活動予算書	2部

②から⑪の書類の作成方法については、別冊「特定非営利活動法人関係事務の案内」の「設立」を「合併」に読みかえてご参照ください。

※ 認定（特例認定）特定非営利活動法人の合併については、別途手続が必要となります（認定特定非営利活動法人同士の合併を除く）。詳細については、相模原市までお問い合わせください。

[3] 合併の登記完了後の提出書類

特定非営利活動法人の合併は、認証の決定を受けた日から2週間以内に、合併後存続する特定非営利活動法人又は合併によって設立する特定非営利活動法人の主たる事務所の所在地において登記をすることによって、その効力を生じます。

⑬及び⑯の書類の作成方法については、別冊「特定非営利活動法人関係事務の案内」の「設立」を「合併」に読みかえてご参照ください。

	提出部数
⑬	設立（合併）登記完了届出書（第5号様式） 1部
⑭	登記をしたことを証する登記事項証明書 1部
⑮	登記をしたことを証する登記事項証明書の写し（⑭のコピー） 1部
⑯	合併時の財産目録 2部

第18号様式(第20条第1項関係)

規則で定まった様式です。相模原市以外の様式では受理できません。

合併認証申請書

年 月 日

相模原市長 あて

(甲) 主たる事務所の所在地

神奈川県相模原市中央区△△1丁目2番3号

法人の名称 特定非営利活動法人 ○○○○

代表者の氏名 理事長 ○○ ○○

電話番号 ×××-□□□-△△△△

ファクシミリ番号 ×××-□□□-△△△△

(乙) 主たる事務所の所在地

神奈川県相模原市緑区△△3丁目2番3号

法人の名称 特定非営利活動法人 △△△△

代表者の氏名 理事長 △△ △△

電話番号 ×××-□□□-△△△△

ファクシミリ番号 ×××-□□□-△△△△

次のとおり合併することについて、特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第34条第3項の認証を受けたいので、申請します。

合併後存続する又は合併によって設立する特定非営利活動法人の名称	存続又は設立の別	合併後存続 合併によって設立
	法人の名称	特定非営利活動法人 △△△△
代表者の氏名	△△ △△	
主たる事務所の所在地	神奈川県相模原市緑区△△3丁目2番3号	
定款に記載された目的	定款第3条を記載してください	

この記載例は「合併後存続」の例なので、ここには合併後存続する法人の名称を記載します。

備考

- 1 合併後存続する又は合併によって設立する特定非営利活動法人の存続又は設立の別の欄については、該当するものを○で囲んでください。
- 2 主たる事務所の所在地は、町名及び番地まで記載してください。
- 3 次の書類を添付してください。
 - (1) 合併の議決をした社員総会の議事録の謄本
 - (2) 定款(2部)
 - (3) 役員名簿(2部)
 - (4) 各役員が特定非営利活動促進法第20条各号に該当しないこと及び同法第21条の規定に違反しないことを誓約し、並びに就任を承諾する書面の謄本
 - (5) 各役員の住所又は居所を証する書面(相模原市特定非営利活動促進法施行条例第13条第2項において準用する第2条第5項の規定の適用を受ける場合は、同条例第2条第2項第1号に掲げる住民票の写しの添付を要しないものとします。)
 - (6) 社員のうち10人以上の者の氏名(法人にあつては、その名称及び代表者の氏名)及び住所又は居所を記載した書面
 - (7) 特定非営利活動促進法第2条第2項第2号及び同法第12条第1項第3号に該当することを確認したことを示す書面
 - (8) 合併趣旨書(2部)
 - (9) 合併当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書(2部)
 - (10) 合併当初の事業年度及び翌事業年度の活動予算書(2部)

VI 罰則

特定非営利活動促進法では、違反行為に対し罰則規定が定められています。

以下に列記しているのは、特定非営利活動法人（認定・特例認定・指定特定非営利活動法人を除く。）に係る違反行為です。

1 50万円以下の罰金^{#1}に処せられる者 <法第78条・第79条>

- 正当な理由がなく、改善命令^{#2}に違反して当該命令に係る措置を採らなかった者（法第42条違反）
- 法人（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。）の代表者若しくは管理人又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が改善命令に違反をしたときは、その行為者及びその法人又は人（法第42条違反）

2 20万円以下の過料^{#1}に処せられる場合 <法第80条>

- 次のいずれかに該当する場合、法人の理事、監事又は清算人には20万円以下の過料に処せられることがあります。

- (1) 組合等登記令に違反して、登記することを怠ったとき（法第7条第1項違反）
- (2) 法人成立時（合併時）に作成する財産目録を法人の主たる事務所及び従たる事務所に備え置かず、又はこれに記載すべき事項を記載せず、若しくは不実の記載をしたとき（法第14条及び法第39条第2項違反）
- (3) 役員の変更等があったとき、所轄庁に届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき（法第23条第1項違反）
- (4) 定款の変更（所轄庁の認証を受けなければならない事項に係るものを除く。）をしたとき、所轄庁に届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき（法第25条第6項）
- (5) 毎事業年度初めの3か月以内に作成する前事業年度の事業報告書、計算書類（活動計算書及び貸借対照表）、財産目録、年間役員名簿及び前事業年度の末日における社員のうち10人以上の者の氏名及び住所又は居所を記載した書面（以下、「事業報告書等」という。）を翌々事業年度の末日までの間、法人の主たる事務所及び従たる事務所に備え置かず、又はこれに記載すべき事項を記載せず、若しくは不実の記載をしたとき（法第28条第1項違反）
- (6) 役員名簿並びに定款等（定款並びにその認証及び登記に関する書類の写し。）を法人の主たる事務所及び従たる事務所に備え置かず、又はこれに記載すべき事項を記載せず、若しくは不実の記載をしたとき（法第28条第2項違反）
- (7) 定款の変更に係る登記をしたとき、所轄庁に提出しなければならない当該登記事項証明書の提出を怠ったとき（法第25条第7項違反）
- (8) 毎事業年度1回、所轄庁に提出しなければならない事業報告書等の提出を怠ったとき（法第29条違反）
- (9) 前事業年度の貸借対照表を作成した後、定款に定めた方法による公告をせず、又は不正の公告をしたとき。（法第28条の2違反）（未施行）
- (10) 法人がその債務を完済することができなくなったにもかかわらず、理事が、直ちに裁判所に破産手続開始の申立てをしなかったとき（法第31条の3第2項違反）
- (11) 清算中に法人の財産がその債務を完済するのに足りないことが明らかになったにもかかわらず、清算人が、直ちに裁判所に破産手続開始の申立てをしなかったとき（法第31条の12第1項違反）
- (12) 清算人が債権者に対し、2か月以上の定めた期間内に債権の申出をすべきことの催告について、解散した後、遅滞なく、公告をせず、又は不正の公告をしたとき（法第31条の10第1項違反）
- (13) 清算人が裁判所に破産手続開始の申立てをしたことの公告をせず、又は不正の公告をしたとき（法第31条の12第1項違反）
- (14) 合併の認証があったとき、通知のあった日から2週間以内に、合併する各法人で作成し主たる事務所及び従たる事務所に備え置かなければならない貸借対照表及び財産目録を作成せず、又はこれに記載すべき事項を記載せず、若しくは不実の記載をしたとき。（法第35条第1項違反）

- (15) 合併の認証があったとき、通知のあった日からから2週間以内に、債権者に対し合併に異議があれば2か月以上の定めた期間内に述べるべきことを公告せず、かつ、判明している債権者に対しては、各別にこれを催告しなかったとき（第35条第2項違反）
- (16) 合併について債権者が異議を述べたとき、法人が弁済せず、若しくは相当の担保を供さず、又はその債権者に弁済を受けさせることを目的として信託会社若しくは信託業務を営む金融機関に相当の財産を信託しなかったとき（法第36条第2項違反）
- (17) 法第41条第1項の規定^{※3}による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき（法第41条第1項違反）

2 10万円以下の過料に処せられる場合 <法第81条>

- 名称に「特定非営利活動法人」又はこれに紛らわしい文字を用いた特定非営利活動法人以外の者（法第4条違反）

注1 罰金と過料

罰金とは刑罰の一種で、行為者から強制的に金銭を取り立てるものです。刑法第15条に1万円以上と定められています。

過料とは制裁にあたる金銭罰で刑罰ではありません。法令上の義務違反、又は行政上の義務の履行を強制する手段として課せられるものです。

刑罰の一つに科料(千円以上1万円未満)がありますが、過料と同じく「かりょう」と発音するため過料を「あやまちりょう」、科料を「とがりょう」と呼んで区別することがあります。

注2 改善命令（法第42条）

所轄庁は、法人が次に該当すると認めるとき、当該法人に対し、期限を定めてその改善のため、法人に対して必要な措置を採ることを命ずることができます。

- * 法第2条第2項に掲げる特定非営利活動法人の要件（※1）を欠く、法第12条第1項第3号に掲げる団体（※2）に該当する、法人の社員が10人を欠く、これらに至ったと認めるとき
- * 法令、法令に基づいてする行政庁の処分若しくは定款に違反したとき
- * 法人運営が著しく適正を欠くとき

注3 法第41条第1項の規定

法人が、法令、法令に基づいてする行政庁の処分又は定款に違反する疑いがあると認められる相当な理由があるときは、所轄庁は法人に対し次のことができます。

- * 法人の業務若しくは財産の状況に関し報告をさせること
- * 法人の事務所やその他の施設に立ち入り、法人の業務、財産の状況・帳簿・書類その他の物件を検査すること

（※1）法第2条第2項に掲げる特定非営利活動法人の要件【法抜粋】

- 一 次のいずれにも該当する団体であって、営利を目的としないものであること。
 - イ 社員の資格の得喪に関して、不当な条件を付さないこと。
 - ロ 役員のうち報酬を受ける者の数が、役員総数の三分の一以下であること。
- 二 その行う活動が次のいずれにも該当する団体であること。
 - イ 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを主たる目的とするものでないこと。
 - ロ 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを主たる目的とするものでないこと。
 - ハ 特定の公職の候補者（当該候補者になろうとする者を含む。）若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とするものでないこと。

（※2）法第12条第1項第3号に掲げる団体【法抜粋】

- 一 暴力団
- 二 暴力団又はその構成員若しくは暴力団の構成員でなくなった日から五年を経過しない者の統制の下にある団体

○ 特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、特定非営利活動を行う団体に法人格を付与すること並びに運営組織及び事業活動が適正であつて公益の増進に資する特定非営利活動法人の認定に係る制度を設けること等により、ボランティア活動をはじめとする市民が行う自由な社会貢献活動としての特定非営利活動の健全な発展を促進し、もつて公益の増進に寄与することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において「特定非営利活動」とは、別表に掲げる活動に該当する活動であつて、不特定かつ多数のものの利益の増進に寄与することを目的とするものをいう。

2 この法律において「特定非営利活動法人」とは、特定非営利活動を行うことを主たる目的とし、次の各号のいずれにも該当する団体であつて、この法律の定めるところにより設立された法人をいう。

一 次のいずれにも該当する団体であつて、営利を目的としないものであること。

イ 社員の資格の得喪に関して、不当な条件を付さないこと。

ロ 役員のうち報酬を受ける者の数が、役員総数の三分の一以下であること。

二 その行う活動が次のいずれにも該当する団体であること。

イ 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを主たる目的とするものでないこと。

ロ 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを主たる目的とするものでないこと。

ハ 特定の公職（公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第三条に規定する公職をいう。以下同じ。）の候補者（当該候補者になろうとする者を含む。以下同じ。）若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とするものでないこと。

3 この法律において「認定特定非営利活動法人」とは、第四十四条第一項の認定を受けた特定非営利活動法人をいう。

4 この法律において「特例認定特定非営利活動法人」とは、第五十八条第一項の特例認定を受けた特定非営利活動法人をいう。

第二章 特定非営利活動法人

第一節 通則

（原則）

第三条 特定非営利活動法人は、特定の個人又は法人その他の団体の利益を目的として、その事業を行ってはならない。

2 特定非営利活動法人は、これを特定の政党のために利用してはならない。

（名称の使用制限）

第四条 特定非営利活動法人以外の者は、その名称中に、「特定非営利活動法人」又はこれに紛らわしい文字を用いてはならない。

（その他の事業）

第五条 特定非営利活動法人は、その行う特定非営利活動に係る事業に支障がない限り、当該特定非営利活動に係る事業以外の事業（以下「その他の事業」という。）を行うことができる。この場合において、利益を生じたときは、これを当該特定非営利活動に係る事業のために使用しなければならない。

2 その他の事業に関する会計は、当該特定非営利活動法人の行う特定非営利活動に係る事業に関する会計から区分し、特別の会計として経理しなければならない。

（住所）

第六条 特定非営利活動法人の住所は、その主たる事務所の所在地にあるものとする。

（登記）

第七条 特定非営利活動法人は、政令で定めるところにより、登記しなければならない。

2 前項の規定により登記しなければならない事項は、登記の後でなければ、これをもつて第三者に対抗することができない。

（一般社団法人及び一般財団法人に関する法律の準用）

第八条 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成十八年法律第四十八号）第七十八条の規定は、特定非営利活動法人について準用する。

（所轄庁）

第九条 特定非営利活動法人の所轄庁は、その主たる事務所が所在する都道府県の知事（その事務所が一の指定都市（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市をいう。以下同じ。）の区域内のみに所在する特定非営利活動法人にあっては、当該指定都市の長）とする。

第二節 設立

（設立の認証）

第十条 特定非営利活動法人を設立しようとする者は、都道府県又は指定都市の条例で定めるところにより、次に掲げる書類を添付した申請書を所轄庁に提出して、設立の認証を受けなければならない。

一 定款

二 役員に係る次に掲げる書類

イ 役員名簿（役員の氏名及び住所又は居所並びに各役員についての報酬の有無を記載した名簿をいう。以下同じ。）

ロ 各役員が第二十条各号に該当しないこと及び第二十一条の規定に違反しないことを誓約し、並びに就任を承諾する書面の謄本

ハ 各役員の住所又は居所を証する書面として都道府県又は指定都市の条例で定めるもの

三 社員のうち十人以上の者の氏名（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名）及び住所又は居所を記載した書面

四 第二条第二項第二号及び第十二条第一項第三号に該当することを確認したことを示す書面

五 設立趣旨書

六 設立についての意思の決定を証する議事録の謄本

七 設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書

八 設立当初の事業年度及び翌事業年度の活動予算書（その行う活動に係る事業の収益及び費用の見込みを記載した書類をいう。以下同じ。）

2 所轄庁は、前項の認証の申請があった場合には、遅滞なく、その旨及び次に掲げる事項を公告し、又はインターネットの利用により公表するとともに、同項第一号、第二号イ、第五号、第七号及び第八号に掲げる書類を、申請書を受理した日から一月間、その指定した場所において公衆の縦覧に供しなければならない。

一 申請のあった年月日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的

3 第一項の規定により提出された申請書又は当該申請書に添付された同項各号に掲げる書類に不備があるときは、当該申請をした者は、当該不備が都道府県又は指定都市の条例で定める軽微なものである場合に限り、これを補正することができる。ただし、所轄庁が当該申請書を受理した日から二週間を経過したときは、この限りでない。

（定款）

第十一条 特定非営利活動法人の定款には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 目的

二 名称

三 その行う特定非営利活動の種類及び当該特定非営利活動に係る事業の種類

四 主たる事務所及びその他の事務所の所在地

五 社員の資格の得喪に関する事項

六 役員に関する事項

七 会議に関する事項

八 資産に関する事項

九 会計に関する事項

十 事業年度

十一 その他の事業を行う場合には、その種類その他当該その他の事業に関する事項

十二 解散に関する事項

十三 定款の変更に関する事項

十四 公告の方法

- 2 設立当初の役員は、定款で定めなければならない。
- 3 第一項第十二号に掲げる事項中に残余財産の帰属すべき者に関する規定を設ける場合には、その者は、特定非営利活動法人その他次に掲げる者のうちから選定されるようにしなければならない。
 - 一 国又は地方公共団体
 - 二 公益社団法人又は公益財団法人
 - 三 私立学校法（昭和二十四年法律第二百七十号）第三条に規定する学校法人
 - 四 社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第二十二条に規定する社会福祉法人
 - 五 更生保護事業法（平成七年法律第八十六号）第二条第六項に規定する更生保護法人（認証の基準等）

第十二条 所轄庁は、第十条第一項の認証の申請が次の各号に適合すると認めるときは、その設立を認証しなければならない。

- 一 設立の手續並びに申請書及び定款の内容が法令の規定に適合していること。
 - 二 当該申請に係る特定非営利活動法人が第二条第二項に規定する団体に該当するものであること。
 - 三 当該申請に係る特定非営利活動法人が次に掲げる団体に該当しないものであること。
 - イ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第二号に規定する暴力団をいう。以下この号及び第四十七条第六号において同じ。）
 - ロ 暴力団又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。以下この号において同じ。）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から五年を経過しない者（以下「暴力団の構成員等」という。）の統制の下にある団体
 - 四 当該申請に係る特定非営利活動法人が十人以上の社員を有するものであること。
- 2 前項の規定による認証又は不認証の決定は、正当な理由がない限り、第十条第二項の期間を経過した日から二月（都道府県又は指定都市の条例でこれより短い期間を定めたときは、当該期間）以内に行わなければならない。
- 3 所轄庁は、第一項の規定により認証の決定をしたときはその旨を、同項の規定により不認証の決定をしたときはその旨及びその理由を、当該申請をした者に対し、速やかに、書面により通知しなければならない。

（意見聴取等）

第十二条の二 第四十三条の二及び第四十三条の三の規定は、第十条第一項の認証の申請があった場合について準用する。

（成立の時期等）

第十三条 特定非営利活動法人は、その主たる事務所の所在地において設立の登記をすることによって成立する。

- 2 特定非営利活動法人は、前項の登記をしたときは、遅滞なく、当該登記をしたことを証する登記事項証明書及び次条の財産目録を添えて、その旨を所轄庁に届け出なければならない。
- 3 設立の認証を受けた者が設立の認証があった日から六月を経過しても第一項の登記をしないときは、所轄庁は、設立の認証を取り消すことができる。

（財産目録の作成及び備置き）

第十四条 特定非営利活動法人は、成立の時に財産目録を作成し、常にこれをその事務所に備え置かなければならない。

第三節 管理

（通常社員総会）

第十四条の二 理事は、少なくとも毎年一回、通常社員総会を開かなければならない。

（臨時社員総会）

第十四条の三 理事は、必要があると認めるときは、いつでも臨時社員総会を招集することができる。

- 2 総社員の五分の一以上から社員総会の目的である事項を示して請求があったときは、理事は、臨時社員総会を招集しなければならない。ただし、総社員の五分の一の割合については、定款でこれと異なる割合を定めることができる。

（社員総会の招集）

第十四条の四 社員総会の招集の通知は、その社員総会の日より少なくとも五日前に、その社員総会の目的である事項を示し、定款で定めた方法に従ってしなければならない。

（社員総会の権限）

第十四条の五 特定非営利活動法人の業務は、定款で理事その他の役員に委任したものを除き、すべて社員総会の決議によって行う。

（社員総会の決議事項）

第十四条の六 社員総会においては、第十四条の四の規定によりあらかじめ通知をした事項についてのみ、決議をする

ことができる。ただし、定款に別段の定めがあるときは、この限りでない。

(社員の表決権)

第十四条の七 各社員の表決権は、平等とする。

2 社員総会に出席しない社員は、書面で、又は代理人によって表決をすることができる。

3 社員は、定款で定めるところにより、前項の規定に基づく書面による表決に代えて、電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて内閣府令で定めるものをいう。）により表決をすることができる。

4 前三項の規定は、定款に別段の定めがある場合には、適用しない。

(表決権のない場合)

第十四条の八 特定非営利活動法人と特定の社員との関係について議決をする場合には、その社員は、表決権を有しない。

(社員総会の決議の省略)

第十四条の九 理事又は社員が社員総会の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき社員の全員が書面又は電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものとして内閣府令で定めるものをいう。）により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の社員総会の決議があつたものとみなす。

2 前項の規定により社員総会の目的である事項の全てについての提案を可決する旨の社員総会の決議があつたものとみなされた場合には、その時に当該社員総会が終結したものとみなす。

(役員の数)

第十五条 特定非営利活動法人には、役員として、理事三人以上及び監事一人以上を置かなければならない。

(理事の代表権)

第十六条 理事は、すべて特定非営利活動法人の業務について、特定非営利活動法人を代表する。ただし、定款をもって、その代表権を制限することができる。

(業務の執行)

第十七条 特定非営利活動法人の業務は、定款に特別の定めのないときは、理事の過半数をもって決する。

(理事の代理行為の委任)

第十七条の二 理事は、定款又は社員総会の決議によって禁止されていないときに限り、特定の行為の代理を他人に委任することができる。

(仮理事)

第十七条の三 理事が欠けた場合において、業務が遅滞することにより損害を生ずるおそれがあるときは、所轄庁は、利害関係人の請求により又は職権で、仮理事を選任しなければならない。

(利益相反行為)

第十七条の四 特定非営利活動法人と理事との利益が相反する事項については、理事は、代表権を有しない。この場合においては、所轄庁は、利害関係人の請求により又は職権で、特別代理人を選任しなければならない。

(監事の職務)

第十八条 監事は、次に掲げる職務を行う。

一 理事の業務執行の状況を監査すること。

二 特定非営利活動法人の財産の状況を監査すること。

三 前二号の規定による監査の結果、特定非営利活動法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを社員総会又は所轄庁に報告すること。

四 前号の報告をするために必要がある場合には、社員総会を招集すること。

五 理事の業務執行の状況又は特定非営利活動法人の財産の状況について、理事に意見を述べること。

(監事の兼職禁止)

第十九条 監事は、理事又は特定非営利活動法人の職員を兼ねてはならない。

(役員の数)

第二十条 次の各号のいずれかに該当する者は、特定非営利活動法人の役員になることができない。

一 成年被後見人又は被保佐人

二 破産者で復権を得ないもの

三 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から二年を経過しない者

四 この法律若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の規定（同法第三十二条の三第七項及び第三十二条の十一第一項の規定を除く。第四十七条第一号ハにおいて同じ。）に違反したことにより、又は刑法（明治四十年法律第四十五号）第二百四条、第二百六条、第二百八条、第二百八条の二、第二百二十二条若しくは第二百四十七条の罪若しくは暴力行為等処罰に関する法律（大正十五年法律第六十号）の罪を犯したことにより、罰金の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から二年を経過しない者

五 暴力団の構成員等

六 第四十三条の規定により設立の認証を取り消された特定非営利活動法人の解散当時の役員で、設立の認証を取り消された日から二年を経過しない者

（役員の子族等の排除）

第二十一条 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは三親等以内の親族が一人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び三親等以内の親族が役員の総数の三分の一を超えて含まれることになってはならない。

（役員の子族補充）

第二十二条 理事又は監事のうち、その定数の三分の一を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

（役員の変更等の届出）

第二十三条 特定非営利活動法人は、その役員の子名又は住所若しくは居所に変更があったときは、遅滞なく、変更後の役員名簿を添えて、その旨を所轄庁に届け出なければならない。

2 特定非営利活動法人は、役員が新たに就任した場合（任期満了と同時に再任された場合を除く。）において前項の届出をするときは、当該役員に係る第十条第一項第二号ロ及びハに掲げる書類を所轄庁に提出しなければならない。

（役員の子任期）

第二十四条 役員の子任期は、二年以内において定款で定める期間とする。ただし、再任を妨げない。

2 前項の規定にかかわらず、定款で役員を社員総会で選任することとしている特定非営利活動法人にあっては、定款により、後任の役員が選任されていない場合に限り、同項の規定により定款で定められた任期の末日後最初の社員総会が終結するまでその任期を延長することができる。

（定款の変更）

第二十五条 定款の変更は、定款で定めるところにより、社員総会の議決を経なければならない。

2 前項の議決は、社員総数の二分の一以上が出席し、その出席者の四分の三以上の多数をもってしなければならない。ただし、定款に特別の定めがあるときは、この限りでない。

3 定款の変更（第十一条第一項第一号から第三号まで、第四号（所轄庁の変更を伴うものに限る。）、第五号、第六号（役員の子定数に係るものを除く。）、第七号、第十一号、第十二号（残余財産の帰属すべき者に係るものに限る。）又は第十三号に掲げる事項に係る変更を含むものに限る。）は、所轄庁の認証を受けなければ、その効力を生じない。

4 特定非営利活動法人は、前項の認証を受けようとするときは、都道府県又は指定都市の条例で定めるところにより、当該定款の変更を議決した社員総会の議事録の謄本及び変更後の定款を添付した申請書を、所轄庁に提出しなければならない。この場合において、当該定款の変更が第十一条第一項第三号又は第十一号に掲げる事項に係る変更を含むものであるときは、当該定款の変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書を併せて添付しなければならない。

5 第十条第二項及び第三項並びに第十二条の規定は、第三項の認証について準用する。

6 特定非営利活動法人は、定款の変更（第三項の規定により所轄庁の認証を受けなければならない事項に係るものを除く。）をしたときは、都道府県又は指定都市の条例で定めるところにより、遅滞なく、当該定款の変更を議決した社員総会の議事録の謄本及び変更後の定款を添えて、その旨を所轄庁に届け出なければならない。

7 特定非営利活動法人は、定款の変更に係る登記をしたときは、遅滞なく、当該登記をしたことを証する登記事項証明書所轄庁に提出しなければならない。

第二十六条 所轄庁の変更を伴う定款の変更に係る前条第四項の申請書は、変更前の所轄庁を経由して変更後の所轄庁に提出するものとする。

2 前項の場合においては、前条第四項の添付書類のほか、第十条第一項第二号イ及び第四号に掲げる書類並びに直近の第二十八条第一項に規定する事業報告書等（設立後当該書類が作成されるまでの間は第十条第一項第七号の事業計画書、同項第八号の活動予算書及び第十四条の財産目録、合併後当該書類が作成されるまでの間は第三十四条第五項において準用する第十条第一項第七号の事業計画書、第三十四条第五項において準用する第十条第一項第八号の活動予算書及び第三十五条第一項の財産目録）を申請書に添付しなければならない。

3 第一項の場合において、当該定款の変更を認証したときは、所轄庁は、内閣府令で定めるところにより、遅滞なく、変更前の所轄庁から事務の引継ぎを受けなければならない。

(会計の原則)

第二十七条 特定非営利活動法人の会計は、この法律に定めるもののほか、次に掲げる原則に従って、行わなければならない。

一 削除

二 会計簿は、正規の簿記の原則に従って正しく記帳すること。

三 計算書類(活動計算書及び貸借対照表をいう。次条第一項において同じ。)及び財産目録は、会計簿に基づいて活動に係る事業の実績及び財政状態に関する真実な内容を明瞭に表示したものとすること。

四 採用する会計処理の基準及び手続については、毎事業年度継続して適用し、みだりにこれを変更しないこと。

(事業報告書等の備置き等及び閲覧)

第二十八条 特定非営利活動法人は、毎事業年度初めの三月以内に、都道府県又は指定都市の条例で定めるところにより、前事業年度の事業報告書、計算書類及び財産目録並びに年間役員名簿(前事業年度において役員であったことがある者全員の氏名及び住所又は居所並びにこれらの者についての前事業年度における報酬の有無を記載した名簿をいう。)並びに前事業年度の末日における社員のうち十人以上の者の氏名(法人にあっては、その名称及び代表者の氏名)及び住所又は居所を記載した書面(以下「事業報告書等」という。)を作成し、これらを、その作成の日から起算して五年が経過した日を含む事業年度の末日までの間、その事務所に備え置かなければならない。

2 特定非営利活動法人は、都道府県又は指定都市の条例で定めるところにより、役員名簿及び定款等(定款並びにその認証及び登記に関する書類の写しをいう。以下同じ。)を、その事務所に備え置かなければならない。

3 特定非営利活動法人は、その社員その他の利害関係人から次に掲げる書類の閲覧の請求があった場合には、正当な理由がある場合を除いて、これを閲覧させなければならない。

一 事業報告書等(設立後当該書類が作成されるまでの間は第十条第一項第七号の事業計画書、同項第八号の活動予算書及び第十四条の財産目録、合併後当該書類が作成されるまでの間は第三十四条第五項において準用する第十条第一項第七号の事業計画書、第三十四条第五項において準用する第十条第一項第八号の活動予算書及び第三十五条第一項の財産目録、第三十条及び第四十五条第一項第五号イにおいて同じ。)

二 役員名簿

三 定款等

(貸借対照表の公告)

第二十八条の二 特定非営利活動法人は、内閣府令で定めるところにより、前条第一項の規定による前事業年度の貸借対照表の作成後遅滞なく、次に掲げる方法のうち定款で定める方法によりこれを公告しなければならない。

一 官報に掲載する方法

二 時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙に掲載する方法

三 電子公告(電磁的方法により不特定多数の者が公告すべき内容である情報の提供を受けることができる状態に置く措置であって内閣府令で定めるものをとる公告の方法をいう。以下この条において同じ。)

四 前三号に掲げるもののほか、不特定多数の者が公告すべき内容である情報を認識することができる状態に置く措置として内閣府令で定める方法

2 前項の規定にかかわらず、同項に規定する貸借対照表の公告の方法として同項第一号又は第二号に掲げる方法を定款で定める特定非営利活動法人は、当該貸借対照表の要旨を公告することで足りる。

3 特定非営利活動法人が第一項第三号に掲げる方法を同項に規定する貸借対照表の公告の方法とする旨を定款で定める場合には、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合の当該公告の方法として、同項第一号又は第二号に掲げる方法のいずれかを定めることができる。

4 特定非営利活動法人が第一項の規定により電子公告による公告をする場合には、前条第一項の規定による前事業年度の貸借対照表の作成の日から起算して五年が経過した日を含む事業年度の末日までの間、継続して当該公告をしなければならない。

5 前項の規定にかかわらず、同項の規定により電子公告による公告をしなければならない期間(第二号において「公告期間」という。)中公告の中断(不特定多数の者が提供を受けることができる状態に置かれた情報がその状態に置かれないこととなったこと又はその情報がその状態に置かれた後変更されたことをいう。以下この項において同じ。)が生じた場合において、次のいずれにも該当するときは、その公告の中断は、当該電子公告による公告の効力に影響を及ぼさない。

一 公告の中断が生ずることにつき特定非営利活動法人が善意でかつ重大な過失がないこと又は特定非営利活動法

人に正当な事由があること。

二 公告の中断が生じた時間の合計が公告期間の十分の一を超えないこと。

三 特定非営利活動法人が公告の中断が生じたことを知った後速やかにその旨、公告の中断が生じた時間及び公告の中断の内容を当該電子公告による公告に付して公告したこと。

(事業報告書等の提出)

第二十九条 特定非営利活動法人は、都道府県又は指定都市の条例で定めるところにより、毎事業年度一回、事業報告書等を所轄庁に提出しなければならない。

(事業報告書等の公開)

第三十条 所轄庁は、特定非営利活動法人から提出を受けた事業報告書等（過去五年間に提出を受けたものに限る。）、役員名簿又は定款等について閲覧又は謄写の請求があったときは、都道府県又は指定都市の条例で定めるところにより、これを閲覧させ、又は謄写させなければならない。

第四節 解散及び合併

(解散事由)

第三十一条 特定非営利活動法人は、次に掲げる事由によって解散する。

- 一 社員総会の決議
- 二 定款で定めた解散事由の発生
- 三 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- 四 社員の欠亡
- 五 合併
- 六 破産手続開始の決定
- 七 第四十三条の規定による設立の認証の取消し

2 前項第三号に掲げる事由による解散は、所轄庁の認定がなければ、その効力を生じない。

3 特定非営利活動法人は、前項の認定を受けようとするときは、第一項第三号に掲げる事由を証する書面を、所轄庁に提出しなければならない。

4 清算人は、第一項第一号、第二号、第四号又は第六号に掲げる事由によって解散した場合には、遅滞なくその旨を所轄庁に届け出なければならない。

(解散の決議)

第三十一条の二 特定非営利活動法人は、総社員の四分の三以上の賛成がなければ、解散の決議をすることができない。ただし、定款に別段の定めがあるときは、この限りでない。

(特定非営利活動法人についての破産手続の開始)

第三十一条の三 特定非営利活動法人がその債務につきその財産をもって完済することができなくなった場合には、裁判所は、理事若しくは債権者の申立てにより又は職権で、破産手続開始の決定をする。

2 前項に規定する場合には、理事は、直ちに破産手続開始の申立てをしなければならない。

(清算中の特定非営利活動法人の能力)

第三十一条の四 解散した特定非営利活動法人は、清算の目的の範囲内において、その清算の終了に至るまではなお存続するものとみなす。

(清算人)

第三十一条の五 特定非営利活動法人が解散したときは、破産手続開始の決定による解散の場合を除き、理事がその清算人となる。ただし、定款に別段の定めがあるとき、又は社員総会において理事以外の者を選任したときは、この限りでない。

(裁判所による清算人の選任)

第三十一条の六 前条の規定により清算人となる者がいないとき、又は清算人が欠けたため損害を生ずるおそれがあるときは、裁判所は、利害関係人若しくは検察官の請求により又は職権で、清算人を選任することができる。

(清算人の解任)

第三十一条の七 重要な事由があるときは、裁判所は、利害関係人若しくは検察官の請求により又は職権で、清算人を解任することができる。

(清算人の届出)

第三十一条の八 清算中に就任した清算人は、その氏名及び住所を所轄庁に届け出なければならない。

(清算人の職務及び権限)

第三十一条の九 清算人の職務は、次のとおりとする。

- 一 現務の終了
- 二 債権の取立て及び債務の弁済
- 三 残余財産の引渡し

2 清算人は、前項各号に掲げる職務を行うために必要な一切の行為をすることができる。

(債権の申出の催告等)

第三十一条の十 清算人は、特定非営利活動法人が第三十一条第一項各号に掲げる事由によって解散した後、遅滞なく、公告をもって、債権者に対し、一定の期間内にその債権の申出をすべき旨の催告をしなければならない。この場合において、その期間は、二月を下ることができない。

2 前項の公告には、債権者がその期間内に申出をしないときは清算から除斥されるべき旨を付記しなければならない。ただし、清算人は、判明している債権者を除斥することができない。

3 清算人は、判明している債権者には、各別にその申出の催告をしなければならない。

4 第一項の公告は、官報に掲載してする。

(期間経過後の債権の申出)

第三十一条の十一 前条第一項の期間の経過後に申出をした債権者は、特定非営利活動法人の債務が完済された後まだ権利の帰属すべき者に引き渡されていない財産に対してのみ、請求をすることができる。

(清算中の特定非営利活動法人についての破産手続の開始)

第三十一条の十二 清算中に特定非営利活動法人の財産がその債務を完済するのに足りないことが明らかになったときは、清算人は、直ちに破産手続開始の申立てをし、その旨を公告しなければならない。

2 清算人は、清算中の特定非営利活動法人が破産手続開始の決定を受けた場合において、破産管財人にその事務を引き継いだときは、その任務を終了したものとする。

3 前項に規定する場合において、清算中の特定非営利活動法人が既に債権者に支払い、又は権利の帰属すべき者に引き渡したものがあるときは、破産管財人は、これを取り戻すことができる。

4 第一項の規定による公告は、官報に掲載してする。

(残余財産の帰属)

第三十二条 解散した特定非営利活動法人の残余財産は、合併及び破産手続開始の決定による解散の場合を除き、所轄庁に対する清算終了の届出の時に、定款で定めるところにより、その帰属すべき者に帰属する。

2 定款に残余財産の帰属すべき者に関する規定がないときは、清算人は、所轄庁の認証を得て、その財産を国又は地方公共団体に譲渡することができる。

3 前二項の規定により処分されない財産は、国庫に帰属する。

(裁判所による監督)

第三十二条の二 特定非営利活動法人の解散及び清算は、裁判所の監督に属する。

2 裁判所は、職権で、いつでも前項の監督に必要な検査をすることができる。

3 特定非営利活動法人の解散及び清算を監督する裁判所は、所轄庁に対し、意見を求め、又は調査を囑託することができる。

4 所轄庁は、前項に規定する裁判所に対し、意見を述べるることができる。

(清算終了の届出)

第三十二条の三 清算が終了したときは、清算人は、その旨を所轄庁に届け出なければならない。

(解散及び清算の監督等に関する事件の管轄)

第三十二条の四 特定非営利活動法人の解散及び清算の監督並びに清算人に関する事件は、その主たる事務所の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。

(不服申立ての制限)

第三十二条の五 清算人の選任の裁判に対しては、不服を申し立てることができない。

(裁判所の選任する清算人の報酬)

第三十二条の六 裁判所は、第三十一条の六の規定により清算人を選任した場合には、特定非営利活動法人が当該清算人に対して支払う報酬の額を定めることができる。この場合においては、裁判所は、当該清算人及び監事の陳述を聴かななければならない。

第三十二条の七 削除

(検査役の選任)

第三十二条の八 裁判所は、特定非営利活動法人の解散及び清算の監督に必要な調査をさせるため、検査役を選任することができる。

2 第三十二条の五及び第三十二条の六の規定は、前項の規定により裁判所が検査役を選任した場合について準用する。この場合において、同条中「清算人及び監事」とあるのは、「特定非営利活動法人及び検査役」と読み替えるものとする。

(合併)

第三十三条 特定非営利活動法人は、他の特定非営利活動法人と合併することができる。

(合併手続)

第三十四条 特定非営利活動法人が合併するには、社員総会の議決を経なければならない。

2 前項の議決は、社員総数の四分の三以上の多数をもってしなければならない。ただし、定款に特別の定めがあるときは、この限りでない。

3 合併は、所轄庁の認証を受けなければ、その効力を生じない。

4 特定非営利活動法人は、前項の認証を受けようとするときは、第一項の議決をした社員総会の議事録の謄本を添付した申請書を、所轄庁に提出しなければならない。

5 第十条及び第十二条の規定は、第三項の認証について準用する。

第三十五条 特定非営利活動法人は、前条第三項の認証があったときは、その認証の通知のあった日から二週間以内に、貸借対照表及び財産目録を作成し、次項の規定により債権者が異議を述べることができる期間が満了するまでの間、これをその事務所に備え置かなければならない。

2 特定非営利活動法人は、前条第三項の認証があったときは、その認証の通知のあった日から二週間以内に、その債権者に対し、合併に異議があれば一定の期間内に述べるべきことを公告し、かつ、判明している債権者に対しては、各別にこれを催告しなければならない。この場合において、その期間は、二月を下回ってはならない。

第三十六条 債権者が前条第二項の期間内に異議を述べなかったときは、合併を承認したものとみなす。

2 債権者が異議を述べたときは、特定非営利活動法人は、これに弁済し、若しくは相当の担保を供し、又はその債権者に弁済を受けさせることを目的として信託会社若しくは信託業務を営む金融機関に相当の財産を信託しなければならない。ただし、合併をしてもその債権者を害するおそれがないときは、この限りでない。

第三十七条 合併により特定非営利活動法人を設立する場合においては、定款の作成その他特定非営利活動法人の設立に関する事務は、それぞれの特定非営利活動法人において選任した者が共同して行わなければならない。

(合併の効果)

第三十八条 合併後存続する特定非営利活動法人又は合併によって設立した特定非営利活動法人は、合併によって消滅した特定非営利活動法人の一切の権利義務（当該特定非営利活動法人がその行う事業に関し行政庁の認可その他の処分に基づいて有する権利義務を含む。）を承継する。

(合併の時期等)

第三十九条 特定非営利活動法人の合併は、合併後存続する特定非営利活動法人又は合併によって設立する特定非営利活動法人の主たる事務所の所在地において登記をすることによって、その効力を生ずる。

2 第十三条第二項及び第十四条の規定は前項の登記をした場合について、第十三条第三項の規定は前項の登記をしない場合について、それぞれ準用する。

第四十条 削除

第五節 監督

(報告及び検査)

第四十一条 所轄庁は、特定非営利活動法人（認定特定非営利活動法人及び特例認定特定非営利活動法人を除く。以下この項及び次項において同じ。）が法令、法令に基づいてする行政庁の処分又は定款に違反する疑いがあると認められる相当な理由があるときは、当該特定非営利活動法人に対し、その業務若しくは財産の状況に関し報告をさせ、又はその職員に、当該特定非営利活動法人の事務所その他の施設に立ち入り、その業務若しくは財産の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

2 所轄庁は、前項の規定による検査をさせる場合においては、当該検査をする職員に、同項の相当の理由を記載した書面を、あらかじめ、当該特定非営利活動法人の役員その他の当該検査の対象となっている事務所その他の施設の管理について権限を有する者（以下この項において「特定非営利活動法人の役員等」という。）に提示させなければならない。この場合において、当該特定非営利活動法人の役員等が当該書面の交付を要求したときは、これを交付させなければならない。

- 3 第一項の規定による検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人にこれを提示しなければならない。
- 4 第一項の規定による検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(改善命令)

第四十二条 所轄庁は、特定非営利活動法人が第十二条第一項第二号、第三号又は第四号に規定する要件を欠くに至ったと認めるときその他法令、法令に基づいてする行政庁の処分若しくは定款に違反し、又はその運営が著しく適正を欠くと認めるときは、当該特定非営利活動法人に対し、期限を定めて、その改善のために必要な措置を採るべきことを命ずることができる。

(設立の認証の取消し)

第四十三条 所轄庁は、特定非営利活動法人が、前条の規定による命令に違反した場合であって他の方法により監督の目的を達することができないとき又は三年以上にわたって第二十九条の規定による事業報告書等の提出を行わないときは、当該特定非営利活動法人の設立の認証を取り消すことができる。

- 2 所轄庁は、特定非営利活動法人が法令に違反した場合において、前条の規定による命令によってはその改善を期待することができないことが明らかであり、かつ、他の方法により監督の目的を達することができないときは、同条の規定による命令を経ないでも、当該特定非営利活動法人の設立の認証を取り消すことができる。
- 3 前二項の規定による設立の認証の取消しに係る聴聞の期日における審理は、当該特定非営利活動法人から請求があったときは、公開により行うよう努めなければならない。
- 4 所轄庁は、前項の規定による請求があった場合において、聴聞の期日における審理を公開により行わないときは、当該特定非営利活動法人に対し、当該公開により行わない理由を記載した書面を交付しなければならない。

(意見聴取)

第四十三条の二 所轄庁は、特定非営利活動法人について第十二条第一項第三号に規定する要件を欠いている疑い又はその役員について第二十条第五号に該当する疑いがあると認めるときは、その理由を付して、警視總監又は道府県警察本部長の意見を聴くことができる。

(所轄庁への意見)

第四十三条の三 警視總監又は道府県警察本部長は、特定非営利活動法人について第十二条第一項第三号に規定する要件を欠いていると疑うに足りる相当な理由又はその役員について第二十条第五号に該当すると疑うに足りる相当な理由があるため、所轄庁が当該特定非営利活動法人に対して適切な措置を採ることが必要であると認めるときは、所轄庁に対し、その旨の意見を述べることができる。

第三章 認定特定非営利活動法人及び特例認定特定非営利活動法人

第一節 認定特定非営利活動法人

(認定)

第四十四条 特定非営利活動法人のうち、その運営組織及び事業活動が適正であって公益の増進に資するものは、所轄庁の認定を受けることができる。

2 前項の認定を受けようとする特定非営利活動法人は、都道府県又は指定都市の条例で定めるところにより、次に掲げる書類を添付した申請書を所轄庁に提出しなければならない。ただし、次条第一項第一号ハに掲げる基準に適合する特定非営利活動法人が申請をする場合には、第一号に掲げる書類を添付することを要しない。

一 実績判定期間内の日を含む各事業年度（その期間が一年を超える場合は、当該期間をその初日以後一年ごとに区分した期間（最後に一年未満の期間を生じたときは、その一年未満の期間）。以下同じ。）の寄附者名簿（各事業年度に当該申請に係る特定非営利活動法人が受け入れた寄附金の支払者ごとに当該支払者の氏名（法人にあっては、その名称）及び住所並びにその寄附金の額及び受け入れた年月日を記載した書類をいう。以下同じ。）

二 次条第一項各号に掲げる基準に適合する旨を説明する書類（前号に掲げる書類を除く。）及び第四十七条各号のいずれにも該当しない旨を説明する書類

三 寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類

3 前項第一号の「実績判定期間」とは、第一項の認定を受けようとする特定非営利活動法人の直前に終了した事業年度の末日以前五年（同項の認定を受けたことのない特定非営利活動法人が同項の認定を受けようとする場合にあっては、二年）内に終了した各事業年度のうち最も早い事業年度の初日から当該末日までの期間をいう。

(認定の基準)

第四十五条 所轄庁は、前条第一項の認定の申請をした特定非営利活動法人が次の各号に掲げる基準に適合すると認めるときは、同項の認定をするものとする。

一 広く市民からの支援を受けているかどうかを判断するための基準として次に掲げる基準のいずれかに適合する

こと。

イ 実績判定期間（前条第三項に規定する実績判定期間をいう。以下同じ。）における経常収入金額（（１）に掲げる金額をいう。）のうち寄附金等収入金額（（２）に掲げる金額（内閣府令で定める要件を満たす特定非営利活動法人にあっては、（２）及び（３）に掲げる金額の合計額）をいう。）の占める割合が政令で定める割合以上であること。

（１） 総収入金額から国等（国、地方公共団体、法人税法（昭和四十年法律第三十四号）別表第一に掲げる独立行政法人、地方独立行政法人、国立大学法人、大学共同利用機関法人及び我が国が加盟している国際機関をいう。以下この（１）において同じ。）からの補助金その他国等が反対給付を受けないで交付するもの（次項において「国の補助金等」という。）、臨時的な収入その他の内閣府令で定めるものの額を控除した金額

（２） 受け入れた寄附金の額の総額（第四号ニにおいて「受入寄附金総額」という。）から一者当たり基準限度超過額（同一の者からの寄附金のうち内閣府令で定める金額を超える部分の金額をいう。）その他の内閣府令で定める寄附金の額の合計額を控除した金額

（３） 社員から受け入れた会費の額の合計額から当該合計額に次号に規定する内閣府令で定める割合を乗じて計算した金額を控除した金額のうち（２）に掲げる金額に達するまでの金額

ロ 実績判定期間内の日を含む各事業年度における判定基準寄附者（当該事業年度における同一の者からの寄附金（寄附者の氏名（法人にあっては、その名称）その他の内閣府令で定める事項が明らかな寄附金に限る。以下このロにおいて同じ。）の額の総額（当該同一の者が個人である場合には、当該事業年度におけるその者と生計を一にする者からの寄附金の額を加算した金額）が政令で定める額以上である場合の当該同一の者をいい、当該申請に係る特定非営利活動法人の役員である者及び当該役員と生計を一にする者を除く。以下同じ。）の数（当該事業年度において個人である判定基準寄附者と生計を一にする他の判定基準寄附者がいる場合には、当該判定基準寄附者と当該他の判定基準寄附者を一人とみなした数）の合計数に十二を乗じてこれを当該実績判定期間の月数で除して得た数が政令で定める数以上であること。

ハ 前条第二項の申請書を提出した日の前日において、地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第三十七条の二第一項第四号（同法第一条第二項の規定により都について準用する場合を含む。）に掲げる寄附金又は同法第三百十四条の七第一項第四号（同法第一条第二項の規定により特別区について準用する場合を含む。）に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人としてこれらの寄附金を定める条例で定められているもの（その条例を制定した道府県（都を含む。）又は市町村（特別区を含む。）の区域内に事務所を有するものに限る。）であること。

二 実績判定期間における事業活動のうち次に掲げる活動の占める割合として内閣府令で定める割合が百分の五十未満であること。

イ 会員又はこれに類するものとして内閣府令で定める者（当該申請に係る特定非営利活動法人の運営又は業務の執行に関係しない者で内閣府令で定めるものを除く。以下この号において「会員等」という。）に対する資産の譲渡若しくは貸付け又は役務の提供（以下「資産の譲渡等」という。）、会員等相互の交流、連絡又は意見交換その他その対象が会員等である活動（資産の譲渡等のうち対価を得ないで行われるものその他内閣府令で定めるものを除く。）

ロ その便益の及ぶ者が次に掲げる者その他特定の範囲の者（前号ハに掲げる基準に適合する場合にあっては、（４）に掲げる者を除く。）である活動（会員等を対象とする活動で内閣府令で定めるもの及び会員等に対する資産の譲渡等を除く。）

（１） 会員等

（２） 特定の団体の構成員

（３） 特定の職域に属する者

（４） 特定の地域として内閣府令で定める地域に居住し又は事務所その他これに準ずるものを有する者

ハ 特定の著作物又は特定の者に関する普及啓発、広告宣伝、調査研究、情報提供その他の活動

ニ 特定の者に対し、その者の意に反した作為又は不作為を求める活動

三 その運営組織及び経理に関し、次に掲げる基準に適合していること。

イ 各役員について、次に掲げる者の数の役員の総数のうちに占める割合が、それぞれ三分の一以下であること。

（１） 当該役員並びに当該役員の配偶者及び三親等以内の親族並びに当該役員と内閣府令で定める特殊の関係のある者

（２） 特定の法人（当該法人との間に発行済株式又は出資（その有する自己の株式又は出資を除く。）の総数又は総額の百分の五十以上の株式又は出資の数又は金額を直接又は間接に保有する関係その他の内閣府令で定める関係のある法人を含む。）の役員又は使用人である者並びにこれらの者の配偶者及び三親等以内の親

族並びにこれらの者と内閣府令で定める特殊の関係のある者

- ロ 各社員の表決権が平等であること。
 - ハ その会計について公認会計士若しくは監査法人の監査を受けていること又は内閣府令で定めるところにより帳簿及び書類を備え付けてこれらにその取引を記録し、かつ、当該帳簿及び書類を保存していること
 - ニ その支出した金銭でその費途が明らかでないものがあることその他の不適正な経理として内閣府令で定める経理が行われていないこと。
- 四 その事業活動に関し、次に掲げる基準に適合していること。
- イ 次に掲げる活動を行っていないこと。
 - (1) 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成すること。
 - (2) 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対すること。
 - (3) 特定の公職の候補者若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対すること。
 - ロ その役員、社員、職員若しくは寄附者若しくはこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族又はこれらの者と内閣府令で定める特殊の関係のある者に対し特別の利益を与えないことその他の特定の者と特別の関係がないものとして内閣府令で定める基準に適合していること。
 - ハ 実績判定期間における事業費の総額のうちに特定非営利活動に係る事業費の額の占める割合又はこれに準ずるものとして内閣府令で定める割合が百分の八十以上であること。
 - ニ 実績判定期間における受入寄附金総額の百分の七十以上を特定非営利活動に係る事業費に充てていること。
- 五 次に掲げる書類について閲覧の請求があった場合には、正当な理由がある場合を除いて、これをその事務所において閲覧させること。
- イ 事業報告書等、役員名簿及び定款等
 - ロ 前条第二項第二号及び第三号に掲げる書類並びに第五十四条第二項第二号から第四号までに掲げる書類及び同条第三項の書類
- 六 各事業年度において、事業報告書等を第二十九条の規定により所轄庁に提出していること。
- 七 法令又は法令に基づいてする行政庁の処分に違反する事実、偽りその他不正の行為により利益を得、又は得ようとした事実その他公益に反する事実がないこと。
- 八 前条第二項の申請書を提出した日を含む事業年度の初日において、その設立の日以後一年を超える期間が経過していること。
- 九 実績判定期間において、第三号、第四号イ及びロ並びに第五号から第七号までに掲げる基準（当該実績判定期間中に、前条第一項の認定又は第五十八条第一項の特例認定を受けていない期間が含まれる場合には、当該期間については第五号ロに掲げる基準を除く。）に適合していること。
- 2 前項の規定にかかわらず、前条第一項の認定の申請をした特定非営利活動法人の実績判定期間に国の補助金等がある場合及び政令で定める小規模な特定非営利活動法人が同項の認定の申請をした場合における前項第一号イに規定する割合の計算については、政令で定める方法によることができる。

（合併特定非営利活動法人に関する適用）

第四十六条 前二条に定めるもののほか、第四十四条第一項の認定を受けようとする特定非営利活動法人が合併後存続した特定非営利活動法人又は合併によって設立した特定非営利活動法人で同条第二項の申請書を提出しようとする事業年度の初日においてその合併又は設立の日以後一年を超える期間が経過していないものである場合における前二条の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

（欠格事由）

第四十七条 第四十五条の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する特定非営利活動法人は、第四十四条第一項の認定を受けることができない。

- 一 その役員のうち、次のいずれかに該当する者があるもの
 - イ 認定特定非営利活動法人が第六十七条第一項若しくは第二項の規定により第四十四条第一項の認定を取り消された場合又は特例認定特定非営利活動法人が第六十七条第三項において準用する同条第一項若しくは第二項の規定により第五十八条第一項の特例認定を取り消された場合において、その取消の原因となった事実があった日以前一年以内に当該認定特定非営利活動法人又は当該特例認定特定非営利活動法人のその業務を行う理事であった者でその取消の日から五年を経過しないもの
 - ロ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない者
 - ハ この法律若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の規定に違反したことにより、若しくは刑

法第二百四条、第二百六条、第二百八条、第二百八条の二、第二百二十二条若しくは第二百四十七条の罪若しくは暴力行為等処罰に関する法律の罪を犯したことにより、又は国税若しくは地方税に関する法律中偽りその他不正の行為により国税若しくは地方税を免れ、納付せず、若しくはこれらの税の還付を受け、若しくはこれらの違反行為をしようとする事に関する罪を定めた規定に違反したことにより、罰金の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない者

ニ 暴力団の構成員等

二 第六十七条第一項若しくは第二項の規定により第四十四条第一項の認定を取り消され、又は第六十七条第三項において準用する同条第一項若しくは第二項の規定により第五十八条第一項の特例認定を取り消され、その取消の日から五年を経過しないもの

三 その定款又は事業計画書の内容が法令又は法令に基づいてする行政庁の処分違反しているもの

四 国税又は地方税の滞納処分の執行がされているもの又は当該滞納処分の終了の日から三年を経過しないもの

五 国税に係る重加算税又は地方税に係る重加算金を課された日から三年を経過しないもの

六 次のいずれかに該当するもの

イ 暴力団

ロ 暴力団又は暴力団の構成員等の統制の下にあるもの

(認定に関する意見聴取)

第四十八条 所轄庁は、第四十四条第一項の認定をしようとするときは、次の各号に掲げる事由の区分に応じ、当該事由の有無について、当該各号に定める者の意見を聴くことができる。

一 前条第一号ニ及び第六号に規定する事由 警視總監又は道府県警察本部長

二 前条第四号及び第五号に規定する事由 国税庁長官、関係都道府県知事又は関係市町村長（以下「国税庁長官等」という。）

(認定の通知等)

第四十九条 所轄庁は、第四十四条第一項の認定をしたときはその旨を、同項の認定をしないことを決定したときはその旨及びその理由を、当該申請をした特定非営利活動法人に対し、速やかに、書面により通知しなければならない。

2 所轄庁は、第四十四条第一項の認定をしたときは、インターネットの利用その他の適切な方法により、当該認定に係る認定特定非営利活動法人に係る次に掲げる事項を公示しなければならない。

一 名称

二 代表者の氏名

三 主たる事務所及びその他の事務所の所在地

四 当該認定の有効期間

五 前各号に掲げるもののほか、都道府県又は指定都市の条例で定める事項

3 所轄庁は、特定非営利活動法人で二以上の都道府県の区域内に事務所を設置するものについて第四十四条第一項の認定をしたときは、当該認定に係る認定特定非営利活動法人の名称その他の内閣府令で定める事項を、その主たる事務所が所在する都道府県以外の都道府県でその事務所が所在する都道府県の知事（以下「所轄庁以外の関係知事」という。）に対し通知しなければならない。

4 認定特定非営利活動法人で二以上の都道府県の区域内に事務所を設置するものは、第一項の規定による認定の通知を受けたときは、内閣府令で定めるところにより、遅滞なく、次に掲げる書類を所轄庁以外の関係知事に提出しなければならない。

一 直近の事業報告書等（合併後当該書類が作成されるまでの間は、第三十四条第五項において準用する第十条第一項第七号の事業計画書、第三十四条第五項において準用する第十条第一項第八号の活動予算書及び第三十五条第一項の財産目録。第五十二条第四項において同じ。）、役員名簿及び定款等

二 第四十四条第二項の規定により所轄庁に提出した同項各号に掲げる添付書類の写し

三 認定に関する書類の写し

(名称等の使用制限)

第五十条 認定特定非営利活動法人でない者は、その名称又は商号中に、認定特定非営利活動法人であると誤認されるおそれのある文字を用いてはならない。

2 何人も、不正の目的をもって、他の認定特定非営利活動法人であると誤認されるおそれのある名称又は商号を使用してはならない。

(認定の有効期間及びその更新)

第五十一条 第四十四条第一項の認定の有効期間（次項の有効期間の更新がされた場合にあつては、当該更新された有

効期間。以下この条及び第五十七条第一項第一号において同じ。)は、当該認定の日(次項の有効期間の更新がされた場合にあつては、従前の認定の有効期間の満了の日の翌日。第五十四条第一項において同じ。)から起算して五年とする。

- 2 前項の有効期間の満了後引き続き認定特定非営利活動法人として特定非営利活動を行おうとする認定特定非営利活動法人は、その有効期間の更新を受けなければならない。
- 3 前項の有効期間の更新を受けようとする認定特定非営利活動法人は、第一項の有効期間の満了の日の六月前から三月前までの間(以下この項において「更新申請期間」という。)に、所轄庁に有効期間の更新の申請をしなければならない。ただし、災害その他やむを得ない事由により更新申請期間にその申請をすることができないときは、この限りでない。
- 4 前項の申請があつた場合において、第一項の有効期間の満了の日までにその申請に対する処分がされないときは、従前の認定は、同項の有効期間の満了後もその処分がされるまでの間は、なお効力を有する。
- 5 第四十四条第二項(第一号に係る部分を除く。)及び第三項、第四十五条第一項(第三号ロ、第六号、第八号及び第九号に係る部分を除く。)及び第二項、第四十六条から第四十八条まで並びに第四十九条第一項、第二項及び第四項(第一号に係る部分を除く。)の規定は、第二項の有効期間の更新について準用する。ただし、第四十四条第二項第二号及び第三号に掲げる書類については、既に所轄庁に提出されている当該書類の内容に変更がないときは、その添付を省略することができる。

(役員の変更等の届出、定款の変更の届出等及び事業報告書等の提出に係る特例並びにこれらの書類の閲覧)

第五十二条 認定特定非営利活動法人についての第二十三条、第二十五条第六項及び第七項並びに第二十九条の規定の適用については、これらの規定中「所轄庁に」とあるのは、「所轄庁(二以上の都道府県の区域内に事務所を設置する認定特定非営利活動法人にあつては、所轄庁及び所轄庁以外の関係知事)に」とする。

- 2 二以上の都道府県の区域内に事務所を設置する認定特定非営利活動法人は、第二十五条第三項の定款の変更の認証を受けたときは、都道府県又は指定都市の条例で定めるところにより、遅滞なく、当該定款の変更を議決した社員総会の議事録の謄本及び変更後の定款を所轄庁以外の関係知事に提出しなければならない。
- 3 第二十六条第一項の場合においては、認定特定非営利活動法人は、同条第二項に掲げる添付書類のほか、内閣府令で定めるところにより、寄附者名簿その他の内閣府令で定める書類を申請書に添付しなければならない。
- 4 認定特定非営利活動法人は、事業報告書等、役員名簿又は定款等の閲覧の請求があつた場合には、正当な理由がある場合を除いて、これをその事務所において閲覧させなければならない。

(代表者の氏名の変更の届出等並びに事務所の新設及び廃止に関する通知等)

第五十三条 認定特定非営利活動法人は、代表者の氏名に変更があつたときは、遅滞なく、その旨を所轄庁に届け出なければならない。

- 2 所轄庁は、認定特定非営利活動法人について、第四十九条第二項各号(第二号及び第四号を除く。)に掲げる事項に係る定款の変更についての第二十五条第三項の認証をしたとき若しくは同条第六項の届出を受けたとき、前項の届出を受けたとき又は第四十九条第二項第五号に掲げる事項に変更があつたときは、インターネットの利用その他の適切な方法により、その旨を公示しなければならない。
- 3 所轄庁は、認定特定非営利活動法人の事務所が所在する都道府県以外の都道府県の区域内に新たに事務所を設置する旨又はその主たる事務所が所在する都道府県以外の都道府県の区域内の全ての事務所を廃止する旨の定款の変更についての第二十五条第三項の認証をしたとき又は同条第六項の届出を受けたときは、その旨を当該都道府県の知事に通知しなければならない。
- 4 認定特定非営利活動法人は、その事務所が所在する都道府県以外の都道府県の区域内に新たに事務所を設置したときは、内閣府令で定めるところにより、遅滞なく、第四十九条第四項各号に掲げる書類を、当該都道府県の知事に提出しなければならない。

(認定申請の添付書類及び役員報酬規程等の備置き等及び閲覧)

第五十四条 認定特定非営利活動法人は、第四十四条第一項の認定を受けたときは、同条第二項第二号及び第三号に掲げる書類を、都道府県又は指定都市の条例で定めるところにより、同条第一項の認定の日から起算して五年間、その事務所に備え置かなければならない。

- 2 認定特定非営利活動法人は、毎事業年度初めの三月以内に、都道府県又は指定都市の条例で定めるところにより、次に掲げる書類を作成し、第一号に掲げる書類についてはその作成の日から起算して五年間、第二号から第四号までに掲げる書類についてはその作成の日から起算して五年が経過した日を含む事業年度の末日までの間、その事務所に備え置かなければならない。
 - 一 前事業年度の寄附者名簿

二 前事業年度の役員報酬又は職員給与の支給に関する規程

三 前事業年度の収益の明細その他の資金に関する事項、資産の譲渡等に関する事項、寄附金に関する事項その他の内閣府令で定める事項を記載した書類

四 前三号に掲げるもののほか、内閣府令で定める書類

3 認定特定非営利活動法人は、助成金の支給を行ったときは、都道府県又は指定都市の条例で定めるところにより、遅滞なく、その助成の実績を記載した書類を作成し、その作成の日から起算して五年が経過した日を含む事業年度の末日までの間、これをその事務所に備え置かなければならない。

4 認定特定非営利活動法人は、第四十四条第二項第二号若しくは第三号に掲げる書類又は第二項第二号から第四号までに掲げる書類若しくは前項の書類の閲覧の請求があった場合には、正当な理由がある場合を除いて、これをその事務所において閲覧させなければならない。

(役員報酬規程等の提出)

第五十五条 認定特定非営利活動法人は、都道府県又は指定都市の条例で定めるところにより、毎事業年度一回、前条第二項第二号から第四号までに掲げる書類を所轄庁（二以上の都道府県の区域内に事務所を設置する認定特定非営利活動法人にあっては、所轄庁及び所轄庁以外の関係知事。次項において同じ。）に提出しなければならない。

2 認定特定非営利活動法人は、助成金の支給を行ったときは、都道府県又は指定都市の条例で定めるところにより、前条第三項の書類を所轄庁に提出しなければならない。

(役員報酬規程等の公開)

第五十六条 所轄庁は、認定特定非営利活動法人から提出を受けた第四十四条第二項第二号若しくは第三号に掲げる書類又は第五十四条第二項第二号から第四号までに掲げる書類若しくは同条第三項の書類（過去五年間に提出を受けたものに限る。）について閲覧又は謄写の請求があったときは、都道府県又は指定都市の条例で定めるところにより、これを閲覧させ、又は謄写させなければならない。

(認定の失効)

第五十七条 認定特定非営利活動法人について、次のいずれかに掲げる事由が生じたときは、第四十四条第一項の認定は、その効力を失う。

一 第四十四条第一項の認定の有効期間が経過したとき（第五十一条第四項に規定する場合にあっては、更新拒否処分がされたとき。）。

二 認定特定非営利活動法人が認定特定非営利活動法人でない特定非営利活動法人と合併をした場合において、その合併が第六十三条第一項の認定を経ずにその効力を生じたとき（同条第四項に規定する場合にあっては、その合併の不認定処分がされたとき。）。

三 認定特定非営利活動法人が解散したとき。

2 所轄庁は、前項の規定により第四十四条第一項の認定がその効力を失ったときは、インターネットの利用その他の適切な方法により、その旨を公示しなければならない。

3 所轄庁は、認定特定非営利活動法人で二以上の都道府県の区域内に事務所を設置するものについて第一項の規定により第四十四条第一項の認定がその効力を失ったときは、その旨を所轄庁以外の関係知事に対し通知しなければならない。

第二節 特例認定特定非営利活動法人

(特例認定)

第五十八条 特定非営利活動法人であって新たに設立されたもののうち、その運営組織及び事業活動が適正であって特定非営利活動の健全な発展の基盤を有し公益の増進に資すると見込まれるものは、所轄庁の特例認定を受けることができる。

2 第四十四条第二項（第一号に係る部分を除く。）及び第三項の規定は、前項の特例認定を受けようとする特定非営利活動法人について準用する。この場合において、同条第三項中「五年（同項の認定を受けたことのない特定非営利活動法人が同項の認定を受けようとする場合にあっては、二年）」とあるのは、「二年」と読み替えるものとする。

(特例認定の基準)

第五十九条 所轄庁は、前条第一項の特例認定の申請をした特定非営利活動法人が次の各号に掲げる基準に適合すると認めるときは、同項の特例認定をするものとする。

一 第四十五条第一項第二号から第九号までに掲げる基準に適合すること。

二 前条第二項において準用する第四十四条第二項の申請書を提出した日の前日において、その設立の日（当該特定非営利活動法人が合併後存続した特定非営利活動法人である場合にあっては当該特定非営利活動法人又はその合

併によって消滅した各特定非営利活動法人の設立の日のうち最も早い日、当該特定非営利活動法人が合併によって設立した特定非営利活動法人である場合にあってはその合併によって消滅した各特定非営利活動法人の設立の日のうち最も早い日) から五年を経過しない特定非営利活動法人であること。

三 第四十四条第一項の認定又は前条第一項の特例認定を受けたことがないこと。

(特例認定の有効期間)

第六十条 第五十八条第一項の特例認定の有効期間は、当該特例認定の日から起算して三年とする。

(特例認定の失効)

第六十一条 特例認定特定非営利活動法人について、次のいずれかに掲げる事由が生じたときは、第五十八条第一項の特例認定は、その効力を失う。

一 第五十八条第一項の特例認定の有効期間が経過したとき。

二 特例認定特定非営利活動法人が特例認定特定非営利活動法人でない特定非営利活動法人と合併をした場合において、その合併が第六十三条第一項又は第二項の認定を経ずにその効力を生じたとき(同条第四項に規定する場合にあっては、その合併の不認定処分がされたとき)。

三 特例認定特定非営利活動法人が解散したとき。

四 特例認定特定非営利活動法人が第四十四条第一項の認定を受けたとき。

(認定特定非営利活動法人に関する規定の準用)

第六十二条 第四十六条から第五十条まで、第五十二条から第五十六条まで並びに第五十七条第二項及び第三項の規定は、特例認定特定非営利活動法人について準用する。この場合において、第五十四条第一項中「五年間」とあるのは「三年間」と、同条第二項中「五年間」とあるのは「三年間」と、「その作成の日から起算して五年が経過した日を含む事業年度」とあるのは「翌々事業年度」と、同条第三項中「五年が経過した日を含む事業年度の末日」とあるのは「第六十条の有効期間の満了の日」と、第五十六条中「五年間」とあるのは「三年間」と読み替えるものとする。

第三節 認定特定非営利活動法人等の合併

第六十三条 認定特定非営利活動法人が認定特定非営利活動法人でない特定非営利活動法人と合併をした場合は、合併後存続する特定非営利活動法人又は合併によって設立した特定非営利活動法人は、その合併について所轄庁の認定がされたときに限り、合併によって消滅した特定非営利活動法人のこの法律の規定による認定特定非営利活動法人としての地位を承継する。

2 特例認定特定非営利活動法人が特例認定特定非営利活動法人でない特定非営利活動法人(認定特定非営利活動法人であるものを除く。)と合併をした場合は、合併後存続する特定非営利活動法人又は合併によって設立した特定非営利活動法人は、その合併について所轄庁の認定がされたときに限り、合併によって消滅した特定非営利活動法人のこの法律の規定による特例認定特定非営利活動法人としての地位を承継する。

3 第一項の認定を受けようとする認定特定非営利活動法人又は前項の認定を受けようとする特例認定特定非営利活動法人は、第三十四条第三項の認証の申請に併せて、所轄庁に第一項の認定又は前項の認定の申請をしなければならない。

4 前項の申請があった場合において、その合併がその効力を生ずる日までにその申請に対する処分がされないときは、合併後存続する特定非営利活動法人又は合併によって設立した特定非営利活動法人は、その処分がされるまでの間は、合併によって消滅した特定非営利活動法人のこの法律の規定による認定特定非営利活動法人又は特例認定特定非営利活動法人としての地位を承継しているものとみなす。

5 第四十四条第二項及び第三項、第四十五条、第四十七条から第四十九条まで並びに第五十四条第一項の規定は第一項の認定について、第五十八条第二項において準用する第四十四条第二項及び第三項、第五十九条並びに前条において準用する第四十七条から第四十九条まで及び第五十四条第一項の規定は第二項の認定について、それぞれ準用する。この場合において、必要な技術的読替えその他これらの規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第四節 認定特定非営利活動法人等の監督

(報告及び検査)

第六十四条 所轄庁は、認定特定非営利活動法人又は特例認定特定非営利活動法人(以下「認定特定非営利活動法人等」という。)が法令、法令に基づいてする行政庁の処分若しくは定款に違反し、又はその運営が著しく適正を欠いている疑いがあると認めるときは、当該認定特定非営利活動法人等に対し、その業務若しくは財産の状況に関し報告をさせ、又はその職員に、当該認定特定非営利活動法人等の事務所その他の施設に立ち入り、その業務若しくは財産の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

- 2 所轄庁以外の関係知事は、認定特定非営利活動法人等が法令、法令に基づいてする行政庁の処分若しくは定款に違反し、又はその運営が著しく適正を欠いている疑いがあると認めるときは、当該認定特定非営利活動法人等に対し、当該都道府県の区域内における業務若しくは財産の状況に関し報告をさせ、又はその職員に、当該都道府県の区域内に所在する当該認定特定非営利活動法人等の事務所その他の施設に立ち入り、その業務若しくは財産の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。
- 3 所轄庁又は所轄庁以外の関係知事は、前二項の規定による検査をさせる場合においては、当該検査をする職員に、これらの項の疑いがあると認める理由を記載した書面を、あらかじめ、当該認定特定非営利活動法人等の役員その他の当該検査の対象となっている事務所その他の施設の管理について権限を有する者（第五項において「認定特定非営利活動法人等の役員等」という。）に提示させなければならない。
- 4 前項の規定にかかわらず、所轄庁又は所轄庁以外の関係知事が第一項又は第二項の規定による検査の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認める場合には、前項の規定による書面の提示を要しない。
- 5 前項の場合において、所轄庁又は所轄庁以外の関係知事は、第一項又は第二項の規定による検査を終了するまでの間に、当該検査をする職員に、これらの項の疑いがあると認める理由を記載した書面を、認定特定非営利活動法人等の役員等に提示させるものとする。
- 6 第三項又は前項の規定は、第一項又は第二項の規定による検査をする職員が、当該検査により第三項又は前項の規定により理由として提示した事項以外の事項について第一項又は第二項の疑いがあると認められることとなった場合において、当該事項に関し検査を行うことを妨げるものではない。この場合において、第三項又は前項の規定は、当該事項に関する検査については適用しない。
- 7 第四十一条第三項及び第四項の規定は、第一項又は第二項の規定による検査について準用する。
(勧告、命令等)

第六十五条 所轄庁は、認定特定非営利活動法人等について、第六十七条第二項各号（同条第三項において準用する場合を含む。次項において同じ。）のいずれかに該当すると疑うに足りる相当な理由がある場合には、当該認定特定非営利活動法人等に対し、期限を定めて、その改善のために必要な措置を採るべき旨の勧告をすることができる。

- 2 所轄庁以外の関係知事は、認定特定非営利活動法人等について、第六十七条第二項各号（第一号にあっては、第四十五条第一項第三号に係る部分を除く。）のいずれかに該当すると疑うに足りる相当な理由がある場合には、当該認定特定非営利活動法人等に対し、期限を定めて、当該都道府県の区域内における事業活動について、その改善のために必要な措置を採るべき旨の勧告をすることができる。
- 3 所轄庁又は所轄庁以外の関係知事は、前二項の規定による勧告をしたときは、インターネットの利用その他の適切な方法により、その勧告の内容を公表しなければならない。
- 4 所轄庁又は所轄庁以外の関係知事は、第一項又は第二項の規定による勧告を受けた認定特定非営利活動法人等が、正当な理由がなく、その勧告に係る措置を採らなかったときは、当該認定特定非営利活動法人等に対し、その勧告に係る措置を採るべきことを命ずることができる。
- 5 第一項及び第二項の規定による勧告並びに前項の規定による命令は、書面により行うよう努めなければならない。
- 6 所轄庁又は所轄庁以外の関係知事は、第四項の規定による命令をしたときは、インターネットの利用その他の適切な方法により、その旨を公示しなければならない。
- 7 所轄庁又は所轄庁以外の関係知事は、第一項若しくは第二項の規定による勧告又は第四項の規定による命令をしようとするときは、次の各号に掲げる事由の区分に応じ、当該事由の有無について、当該各号に定める者の意見を聴くことができる。

一 第四十七条第一号ニ又は第六号に規定する事由 警視総監又は道府県警察本部長

二 第四十七条第四号又は第五号に規定する事由 国税庁長官等（その他の事業の停止）

第六十六条 所轄庁は、その他の事業を行う認定特定非営利活動法人につき、第五条第一項の規定に違反してその他の事業から生じた利益が当該認定特定非営利活動法人が行う特定非営利活動に係る事業以外の目的に使用されたと認めるときは、当該認定特定非営利活動法人に対し、その他の事業の停止を命ずることができる。

- 2 前条第五項及び第六項の規定は、前項の規定による命令について準用する。

(認定又は特例認定の取消し)

第六十七条 2 所轄庁は、認定特定非営利活動法人が次のいずれかに該当するときは、第四十四条第一項の認定を取り消すことができる。

- 一 第四十五条第一項第三号、第四号イ若しくはロ又は第七号に掲げる基準に適合しなくなったとき。
- 二 第二十九条、第五十二条第四項又は第五十四条第四項の規定を遵守していないとき。
- 三 前二号に掲げるもののほか、法令又は法令に基づいてする行政庁の処分に違反したとき。

3 前二項の規定は、第五十八条第一項の特例認定について準用する。この場合において、第一項第二号中「、第五十一条第二項の有効期間の更新又は第六十三条第一項の認定」とあるのは、「又は第六十三条第二項の認定」と読み替えるものとする。

4 第四十三条第三項及び第四項、第四十九条第一項から第三項まで並びに第六十五条第七項の規定は、第一項又は第二項の規定による認定の取消し（第六十九条において「認定の取消し」という。）及び前項において準用する第一項又は第二項の規定による特例認定の取消し（同条において「特例認定の取消し」という。）について準用する。

（所轄庁への意見等）

第六十八条 所轄庁以外の関係知事は、認定特定非営利活動法人等が第六十五条第四項の規定による命令に従わなかった場合その他の場合であつて、所轄庁が当該認定特定非営利活動法人等に対して適当な措置を採ることが必要であると認めるときは、所轄庁に対し、その旨の意見を述べることができる。

2 次の各号に掲げる者は、認定特定非営利活動法人等についてそれぞれ当該各号に定める事由があると疑うに足りる相当な理由があるため、所轄庁が当該認定特定非営利活動法人等に対して適当な措置を採ることが必要であると認める場合には、所轄庁に対し、その旨の意見を述べることができる。

一 警視総監又は道府県警察本部長 第四十七条第一号ニ又は第六号に該当する事由

二 国税庁長官等 第四十七条第四号又は第五号に該当する事由

3 所轄庁は、この章に規定する認定特定非営利活動法人等に関する事務の実施に関して特に必要があると認めるときは、所轄庁以外の関係知事に対し、当該所轄庁以外の関係知事が採るべき措置について、必要な要請をすることができる。

（所轄庁への指示）

第六十九条 内閣総理大臣は、この章に規定する認定特定非営利活動法人等に関する事務の実施に関して地域間の均衡を図るため特に必要があると認めるときは、所轄庁に対し、第六十五条第一項の規定による勧告、同条第四項の規定による命令、第六十六条第一項の規定による命令又は認定の取消し若しくは特例認定の取消しその他の措置を採るべきことを指示することができる。

第四章 税法上の特例

第七十条 特定非営利活動法人は、法人税法その他法人税に関する法令の規定の適用については、同法第二条第六号に規定する公益法人等とみなす。この場合において、同法第三十七条の規定を適用する場合には同条第四項中「公益法人等（）」とあるのは「公益法人等（特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二条第二項に規定する法人（以下「特定非営利活動法人」という。）並びに）」と、同法第六十六条の規定を適用する場合には同条第一項及び第二項中「普通法人」とあるのは「普通法人（特定非営利活動法人を含む。）」と、同条第三項中「公益法人等（）」とあるのは「公益法人等（特定非営利活動法人及び）」と、租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第六十八条の六の規定を適用する場合には同条中「みなされているもの」とあるのは「みなされているもの（特定非営利活動促進法第二条第二項に規定する法人については、小規模な法人として政令で定めるものに限る。）」とする。

2 特定非営利活動法人は、消費税法（昭和六十三年法律第百八号）その他消費税に関する法令の規定の適用については、同法別表第三に掲げる法人とみなす。

3 特定非営利活動法人は、地価税法（平成三年法律第六十九号）その他地価税に関する法令の規定（同法第三十三条の規定を除く。）の適用については、同法第二条第六号に規定する公益法人等とみなす。ただし、同法第六条の規定による地価税の非課税に関する法令の規定の適用については、同法第二条第七号に規定する人格のない社団等とみなす。

第七十一条 個人又は法人が、認定特定非営利活動法人等に対し、その行う特定非営利活動に係る事業に関連する寄附又は贈与をしたときは、租税特別措置法で定めるところにより、当該個人又は法人に対する所得税、法人税又は相続税の課税について寄附金控除等の特例の適用があるものとする。

第五章 雑則

（情報の提供等）

第七十二条 内閣総理大臣及び所轄庁は、特定非営利活動法人に対する寄附その他の特定非営利活動への市民の参画を促進するため、認定特定非営利活動法人等その他の特定非営利活動法人の事業報告書その他の活動の状況に関するデータベースの整備を図り、国民にインターネットその他の高度情報通信ネットワークの利用を通じて迅速に情報を提供できるよう必要な措置を講ずるものとする。

2 所轄庁及び特定非営利活動法人は、特定非営利活動法人の事業報告書その他の活動の状況に関する情報を前項の規

定により内閣総理大臣が整備するデータベースに記録することにより、当該情報の積極的な公表に努めるものとする。

(協力依頼)

第七十三条 所轄庁は、この法律の施行のため必要があると認めるときは、官庁、公共団体その他の者に照会し、又は協力を求めることができる。

(行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律の適用)

第七十四条 第十条第一項の規定による申請及び同条第二項（第二十五条第五項及び第三十四条第五項において準用する場合を含む。）の規定による縦覧、第十二条第三項（第二十五条第五項及び第三十四条第五項において準用する場合を含む。）の規定による通知、第十三条第二項（第三十九条第二項において準用する場合を含む。）の規定による届出、第二十三条第一項の規定による届出、第二十五条第三項の規定による申請、同条第六項の規定による届出及び同条第七項の規定による提出、第二十九条の規定による提出、第三十条の規定による閲覧、第三十一条第二項の規定による申請、第三十四条第三項の規定による申請、第四十三条第四項（第六十七条第四項において準用する場合を含む。）の規定による交付、第四十四条第一項の規定による申請、第四十九条第一項（第五十一条第五項、第六十二条（第六十三条第五項において準用する場合を含む。）、第六十三条第五項及び第六十七条第四項において準用する場合を含む。）の規定による通知及び第四十九条第四項（第五十一条第五項、第六十二条（第六十三条第五項において準用する場合を含む。）及び第六十三条第五項において準用する場合を含む。）の規定による提出、第五十一条第三項の規定による申請、第五十二条第二項（第六十二条において準用する場合を含む。）の規定による提出、第五十三条第四項（第六十二条において準用する場合を含む。）の規定による提出、第五十五条第一項及び第二項（これらの規定を第六十二条において準用する場合を含む。）の規定による提出、第五十六条（第六十二条において準用する場合を含む。）の規定による閲覧、第五十八条第一項の規定による申請並びに第六十三条第三項の規定による申請について行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十四年法律第百五十一号）の規定を適用する場合においては、同法中「主務省令」とあるのは、「都道府県又は指定都市の条例」とし、同法第十二条の規定は、適用しない。

(民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律の適用)

第七十五条 第十四条（第三十九条第二項において準用する場合を含む。）の規定による作成及び備置き、第二十八条第一項の規定による作成及び備置き、同条第二項の規定による備置き並びに同条第三項の規定による閲覧、第三十五条第一項の規定による作成及び備置き、第四十五条第一項第五号（第五十一条第五項及び第六十三条第五項において準用する場合を含む。）の規定による閲覧、第五十二条第四項（第六十二条において準用する場合を含む。）の規定による閲覧、第五十四条第一項（第六十二条（第六十三条第五項において準用する場合を含む。）及び第六十三条第五項において準用する場合を含む。）の規定による備置き、第五十四条第二項及び第三項（これらの規定を第六十二条において準用する場合を含む。）の規定による作成及び備置き並びに第五十四条第四項（第六十二条において準用する場合を含む。）の規定による閲覧について民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十六年法律第百四十九号）の規定を適用する場合においては、同法中「主務省令」とあるのは、「都道府県又は指定都市の条例」とし、同法第九条の規定は、適用しない。

(実施規定)

第七十六条 この法律に定めるもののほか、この法律の規定の実施のための手続その他その執行に関し必要な細則は、内閣府令又は都道府県若しくは指定都市の条例で定める。

第六章 罰則

第七十七条 偽りその他不正の手段により第四十四条第一項の認定、第五十一条第二項の有効期間の更新、第五十八条第一項の特例認定又は第六十三条第一項若しくは第二項の認定を受けた者は、六月以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第七十八条 次の各号のいずれかに該当する者は、五十万円以下の罰金に処する。

- 一 正当な理由がないのに、第四十二条の規定による命令に違反して当該命令に係る措置を採らなかった者
- 二 第五十条第一項の規定に違反して、認定特定非営利活動法人であると誤認されるおそれのある文字をその名称又は商号中に用いた者
- 三 第五十条第二項の規定に違反して、他の認定特定非営利活動法人であると誤認されるおそれのある名称又は商号を使用した者
- 四 第六十二条において準用する第五十条第一項の規定に違反して、特例認定特定非営利活動法人であると誤認されるおそれのある文字をその名称又は商号中に用いた者
- 五 第六十二条において準用する第五十条第二項の規定に違反して、他の特例認定特定非営利活動法人であると誤認

されるおそれのある名称又は商号を使用した者

六 正当な理由がないのに、第六十五条第四項の規定による命令に違反して当該命令に係る措置を採らなかった者

七 正当な理由がないのに、第六十六条第一項の規定による停止命令に違反して引き続きその他の事業を行った者

第七十九条 法人（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。以下この項において同じ。）の代表者若しくは管理人又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して前二条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

2 法人でない団体について前項の規定の適用がある場合には、その代表者又は管理人が、その訴訟行為につき法人でない団体を代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。

第八十条 次の各号のいずれかに該当する場合には、特定非営利活動法人の理事、監事又は清算人は、二十万円以下の過料に処する。

一 第七条第一項の規定による政令に違反して、登記することを怠ったとき。

二 第十四条（第三十九条第二項において準用する場合を含む。）の規定に違反して、財産目録を備え置かず、又はこれに記載すべき事項を記載せず、若しくは不実の記載をしたとき。

三 第二十三条第一項若しくは第二十五条第六項（これらの規定を第五十二条第一項（第六十二条において準用する場合を含む。）の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は第五十三条第一項（第六十二条において準用する場合を含む。）の規定に違反して、届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

四 第二十八条第一項若しくは第二項、第五十四条第一項（第六十二条（第六十三条第五項において準用する場合を含む。）及び第六十三条第五項において準用する場合を含む。）又は第五十四条第二項及び第三項（これらの規定を第六十二条において準用する場合を含む。）の規定に違反して、書類を備え置かず、又はこれに記載すべき事項を記載せず、若しくは不実の記載をしたとき。

五 第二十五条第七項若しくは第二十九条（これらの規定を第五十二条第一項（第六十二条において準用する場合を含む。）の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第四十九条第四項（第五十一条第五項、第六十二条（第六十三条第五項において準用する場合を含む。）及び第六十三条第五項において準用する場合を含む。）又は第五十二条第二項、第五十三条第四項若しくは第五十五条第一項若しくは第二項（これらの規定を第六十二条において準用する場合を含む。）の規定に違反して、書類の提出を怠ったとき。

六 第三十一条の三第二項又は第三十一条の十二第一項の規定に違反して、破産手続開始の申立てをしなかったとき。

七 第二十八条の二第一項、第三十一条の十第一項又は第三十一条の十二第一項の規定に違反して、公告をせず、又は不正の公告をしたとき。

八 第三十五条第一項の規定に違反して、書類の作成をせず、又はこれに記載すべき事項を記載せず、若しくは不実の記載をしたとき。

九 第三十五条第二項又は第三十六条第二項の規定に違反したとき。

十 第四十一条第一項又は第六十四条第一項若しくは第二項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又はこれらの項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。

第八十一条 第四条の規定に違反した者は、十万円以下の過料に処する。

別表（第二条関係）

- 一 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- 二 社会教育の推進を図る活動
- 三 まちづくりの推進を図る活動
- 四 観光の振興を図る活動
- 五 農山漁村又は中山間地域の振興を図る活動
- 六 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
- 七 環境の保全を図る活動
- 八 災害救援活動
- 九 地域安全活動
- 十 人権の擁護又は平和の推進を図る活動
- 十一 国際協力の活動
- 十二 男女共同参画社会の形成の促進を図る活動
- 十三 子どもの健全育成を図る活動
- 十四 情報化社会の発展を図る活動

- 十五 科学技術の振興を図る活動
- 十六 経済活動の活性化を図る活動
- 十七 職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動
- 十八 消費者の保護を図る活動
- 十九 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動
- 二十 前各号に掲げる活動に準ずる活動として都道府県又は指定都市の条例で定める活動

附 則（平成二八年六月七日法律第七〇号）
（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日（平成二十から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第七十二条の見出しの改正規定及び同条に一項を加える改正規定 公布の日
- 二 第十四条の七第三項の改正規定、第二十八条の次に一条を加える改正規定及び第八十条第七号の改正規定並びに附則第四条の規定 公布の日から起算して二年六月を超えない範囲内において政令で定める日（公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日＝平成二十九年四月一日）
（認証の申請に関する経過措置）

第二条 この法律による改正後の特定非営利活動促進法（以下「新法」という。）第十条第二項及び第三項（これらの規定を新法第二十五条第五項及び第三十四条第五項において準用する場合を含む。）の規定は、この法律の施行の日（以下「施行日」という。）以後に新法第十条第一項、第二十五条第三項又は第三十四条第三項の認証の申請があった場合について適用し、施行日前にこの法律による改正前の特定非営利活動促進法（以下「旧法」という。）第十条第一項、第二十五条第三項又は第三十四条第三項の認証の申請があった場合については、なお従前の例による。
（事業報告書等に関する経過措置）

第三条 新法第二十八条第一項及び第三十条の規定は、施行日以後に開始する事業年度に係る新法第二十八条第一項に規定する事業報告書等について適用し、施行日前に開始した事業年度に係る旧法第二十八条第一項に規定する事業報告書等については、なお従前の例による。
（貸借対照表の公告に関する経過措置）

第四条 新法第二十八条の二第一項の規定は、特定非営利活動法人（新法第二条第二項に規定する特定非営利活動法人をいう。以下同じ。）が附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（以下この条において「第二号施行日」という。）以後に新法第二十八条第一項の規定により作成する貸借対照表について適用する。

2 特定非営利活動法人が施行日前に旧法第二十八条第一項の規定により作成し、又は施行日から第二号施行日の前日までの間に新法第二十八条第一項の規定により作成した貸借対照表のうち直近の事業年度に係るもの（以下この項及び次項において「特定貸借対照表」という。）については、当該特定非営利活動法人が第二号施行日に同項の規定により作成したものとみなして新法第二十八条の二第一項の規定を適用する。ただし、特定貸借対照表を作成した後に当該特定非営利活動法人について合併があった場合は、この限りでない。

3 前項の規定は、第二号施行日までに定款で定める方法により特定貸借対照表を公告している特定非営利活動法人については、適用しない。
（認定、有効期間の更新又は仮認定の基準に関する経過措置）

第五条 施行日前に旧法第四十四条第一項の認定の申請、旧法第五十一条第三項の有効期間の更新の申請、旧法第五十八条第一項の仮認定の申請又は旧法第六十三条第一項の認定若しくは同条第二項の認定の申請をした者のこれらの申請に係る認定、有効期間の更新又は仮認定の基準については、なお従前の例による。
（役員報酬規程等に関する経過措置）

第六条 新法第五十四条第二項及び第五十六条（これらの規定を新法第六十二条において準用する場合を含む。）の規定は、施行日以後に開始する事業年度に係る同項第二号から第四号まで（新法第六十二条において準用する場合を含む。）に掲げる書類について適用し、施行日前に開始した事業年度に係る旧法第五十四条第二項第二号から第四号まで（旧法第六十二条において準用する場合を含む。）に掲げる書類については、なお従前の例による。
（助成金の支給に係る書類に関する経過措置）

第七条 新法第五十四条第三項及び第五十六条（これらの規定を新法第六十二条において準用する場合を含む。）の規定は、施行日以後に行われる助成金の支給に係る同項（新法第六十二条において準用する場合を含む。）の書類について適用し、施行日前に行われた助成金の支給に係る旧法第五十四条第三項（旧法第六十二条において準用する場合を含む。）の書類については、なお従前の例による。

(海外への送金又は金銭の持出しに係る書類に関する経過措置)

第八条 この法律の施行の際現に旧法第四十四条第一項の認定又は旧法第五十八条第一項の仮認定を受けている特定非営利活動法人（以下この条において「認定特定非営利活動法人等」という。）による施行日の属する事業年度以前における海外への送金又は金銭の持出しに係る旧法第五十四条第四項（旧法第六十二条において準用する場合を含む。）の書類の作成、当該認定特定非営利活動法人等の事務所における備置き及び閲覧並びに当該書類の所轄庁への提出並びに当該書類の所轄庁における閲覧又は謄写については、なお従前の例による。

2 前項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における認定特定非営利活動法人等の監督については、なお従前の例による。

(仮認定を受けている特定非営利活動法人に関する経過措置)

第九条 この法律の施行の際現に旧法第五十八条第一項の仮認定を受けている特定非営利活動法人は、新法第五十八条第一項の特例認定を受けた特定非営利活動法人とみなす。この場合において、当該特例認定を受けた特定非営利活動法人とみなされる特定非営利活動法人に係る特例認定の有効期間は、旧法第五十八条第一項の仮認定の有効期間の残存期間とする。

(仮認定の申請に関する経過措置)

第十条 施行日前に旧法第五十八条第一項の規定により所轄庁に対しされた仮認定の申請は、新法第五十八条第一項の規定により所轄庁に対してされた特例認定の申請とみなす。

(処分等の効力)

第十二条 この法律の施行前にこの法律による改正前のそれぞれの法律（これに基づく命令を含む。以下この条において同じ。）の規定によってした処分、手続その他の行為であって、この法律による改正後のそれぞれの法律の規定に相当の規定があるものは、この附則に別段の定めがあるものを除き、この法律による改正後のそれぞれの法律の相当の規定によってしたものとみなす。

(罰則に関する経過措置)

第十三条 この法律の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第十五条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

(検討)

第十六条 特定非営利活動法人制度については、この法律の施行後三年を目途として、新法の実施状況、特定非営利活動（新法第二条第一項に規定する特定非営利活動をいう。）を取り巻く社会経済情勢の変化等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

○ 特定非営利活動促進法施行令（平成23年政令第319号）

（認定の基準となる寄附金等収入金額の割合）

第一条 特定非営利活動促進法（以下「法」という。）第四十五条第一項第一号イに規定する政令で定める割合は、五分の一とする。

（判定基準寄附者の要件等）

第二条 法第四十五条第一項第一号ロに規定する政令で定める額は、三千円とする。ただし、当該事業年度における当該同一の者からの休眠預金等交付金関係助成金（民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律（平成二十八年法律第百一号）第十九条第二項第三号イに規定する民間公益活動を行う団体若しくは同号ロに規定する資金分配団体からの助成金（同法第八条に規定する休眠預金等交付金に係る資金をその原資に含むものに限る。）又は同法第二十一条第一項に規定する指定活用団体からの助成金（同法第八条に規定する休眠預金等交付金に係る資金を原資とするものに限る。）をいう。）の額がある場合は、三千円に当該休眠預金等交付金関係助成金の額の総額を加算した金額とする。

2 法第四十五条第一項第一号ロに規定する政令で定める数は、百とする。

（小規模な特定非営利活動法人）

第三条 法第四十五条第二項に規定する政令で定める小規模な特定非営利活動法人（第五条第二項及び第三項において「小規模法人」という。）は、実績判定期間（法第四十四条第三項に規定する実績判定期間をいう。以下同じ。）における総収入金額に十二を乗じてこれを当該実績判定期間の月数で除して得た金額が八百万円未満で、かつ、当該実績判定期間において受け入れた寄附金の額の総額が三千円以上である寄附者（当該申請に係る特定非営利活動法人の役員又は社員である者を除く。）の数が五十人以上である特定非営利活動法人とする。

（実績判定期間の月数の計算方法）

第四条 法第四十五条第一項第一号ロ及び前条の月数は、暦に従って計算し、一月に満たない端数を生じたときは、これを一月とする。

（国の補助金等がある場合における寄附金等収入金額の割合の計算方法等）

第五条 法第四十四条第一項の認定を受けようとする特定非営利活動法人の実績判定期間に国の補助金等（法第四十五条第一項第一号イ（1）に規定する国の補助金等をいう。以下この条において同じ。）がある場合における同号イに規定する割合の計算については、当該国の補助金等の金額のうち同号イ（2）に掲げる金額に達するまでの金額は、同号イに規定する寄附金等収入金額に含めることができる。この場合において、当該国の補助金等の金額は、同号イに規定する経常収入金額に含めるものとする。

2 小規模法人が法第四十四条第一項の認定を受けようとする場合における法第四十五条第一項第一号に掲げる基準については、同号イの規定にかかわらず、実績判定期間における第一号に掲げる金額のうち第二号に掲げる金額（内閣府令で定める要件を満たす小規模法人にあっては、同号及び第三号に掲げる金額の合計額）の占める割合が五分の一以上であることとすることができる。

一 総収入金額から国の補助金等、臨時的な収入その他の内閣府令で定めるものの額を控除した金額

二 法第四十五条第一項第一号イ（2）に規定する受入寄附金総額から同号イ（2）に規定する一者当たり基準限度超過額その他の内閣府令で定める寄附金の額の合計額を控除した金額

三 社員から受け入れた会費の額の合計額から当該合計額に法第四十五条第一項第二号に規定する内閣府令で定める割合を乗じて計算した金額を控除した金額のうち前号に掲げる金額に達するまでの金額

3 前項の規定の適用を受けようとする小規模法人の実績判定期間に国の補助金等がある場合における同項に規定する割合の計算については、当該国の補助金等の金額のうち同項第二号に掲げる金額に達するまでの金額は、同号に掲げる金額に含めることができる。この場合において、当該国の補助金等の金額は、同項第一号に掲げる金額に含めるものとする。

（合併特定非営利活動法人に関する法第四十四条及び第四十五条の規定の適用）

第六条 法第四十四条第一項の認定を受けようとする特定非営利活動法人が合併後存続した特定非営利活動法人で同条第二項の申請書を提出しようとする事業年度の初日においてその合併の日以後一年を超える期間が経過していないものである場合における同条及び法第四十五条の規定の適用については、法第四十四条第三項中「の末日」とあるのは「の末日（当該末日の翌々日以後に合併をした場合にあつては、その合併の日の前日。以下この項において同じ。）」と、「各事業年度」とあるのは「当該特定非営利活動法人又は合併によって消滅した各特定非営利活動法人の各事業年度」と、法第四十五条第一項第八号中「その設立の日」とあるのは「当該申請に係る特定非営利活動法人又は合併によって消滅した各特定非営利活動法人の設立の日のうち最も早い日」とする。

2 前項に規定する場合において、当該特定非営利活動法人の合併前の期間につき法第四十五条第一項第一号、第

二号、第四号ハ及びニ並びに第九号に掲げる基準に適合するか否かの判定は、次の各号に掲げる基準に応じ、当該各号に定めるところにより行うものとする。

一 法第四十五条第一項第一号、第二号並びに第四号ハ及びニに掲げる基準 当該特定非営利活動法人及び合併によって消滅した各特定非営利活動法人を一の法人とみなして判定すること。

二 法第四十五条第一項第九号（同項第五号ロに係る部分を除く。）に掲げる基準 当該特定非営利活動法人及び合併によって消滅した各特定非営利活動法人のそれぞれについて判定すること。

三 法第四十五条第一項第九号（同項第五号ロに係る部分に限る。）に掲げる基準 当該特定非営利活動法人及び合併によって消滅した各特定非営利活動法人（いずれも実績判定期間中に法第四十四条第一項の認定又は法第五十八条第一項の特例認定を受けていた期間が含まれるものに限る。）のそれぞれについて判定すること。

3 前二項の規定は、法第四十四条第一項の認定を受けようとする特定非営利活動法人が合併によって設立した特定非営利活動法人で同条第二項の申請書を提出しようとする事業年度の初日においてその設立の日以後一年を超える期間が経過していないものである場合における同条及び法第四十五条の規定の適用について準用する。この場合において、第一項中「当該末日の翌々日以後に合併をした場合にあつては、その合併」とあるのは「前項の申請書を提出しようとする日の前日において、設立後最初の事業年度が終了していない場合にあつては、その設立」と、同項中「当該特定非営利活動法人又は合併」及び「当該申請に係る特定非営利活動法人又は合併」とあり、並びに前項各号中「当該特定非営利活動法人及び合併」とあるのは「合併」と、同項中「合併前」とあるのは「設立前」と、それぞれ読み替えるものとする。

（認定の有効期間の更新に関する認定特定非営利活動法人の認定に係る規定の準用）

第七条 第一条の規定は法第五十一条第五項において準用する法第四十五条第一項第一号イに規定する政令で定める割合について、第二条の規定は法第五十一条第五項において準用する法第四十五条第一項第一号ロに規定する政令で定める額及び数について、第三条の規定は法第五十一条第五項において準用する法第四十五条第二項に規定する政令で定める小規模な特定非営利活動法人について、第四条の規定は法第五十一条第五項において準用する法第四十五条第一項第一号ロ及びこの条において準用する第三条の月数の計算方法について、第五条の規定は法第五十一条第五項において準用する法第四十五条第二項に規定する政令で定める方法について、前条（第二項第二号及び第三号に係る部分を除く。）の規定は法第五十一条第五項において準用する法第四十六条に規定する政令で定める事項について、それぞれ準用する。この場合において、前条第一項中「と、法第四十五条第一項第八号中「その設立の日」とあるのは「当該申請に係る特定非営利活動法人又は合併によって消滅した各特定非営利活動法人の設立の日のうち最も早い日」とする」とあるのは「とする」と、同条第二項中「法第四十五条第一項第一号、第二号、第四号ハ及びニ並びに第九号」とあるのは「法第五十一条第五項において準用する法第四十五条第一項第一号、第二号並びに第四号ハ及びニ」と、同条第三項中「前項の」とあるのは「第五十一条第五項において準用する前項の」と、それぞれ読み替えるものとする。

（特例認定特定非営利活動法人に関する法第五十八条及び第五十九条の規定の適用）

第八条 法第五十八条第一項の特例認定を受けようとする特定非営利活動法人が合併後存続した特定非営利活動法人で同条第二項において準用する法第四十四条第二項の申請書を提出しようとする事業年度の初日においてその合併の日以後一年を超える期間が経過していないものである場合における法第五十八条の規定の適用については、同条第二項中「五年」とあるのは「以前五年」と、「二年」とあるのは「二年」内に終了した」と、「二年」とあるのは「（当該末日の翌々日以後に合併をした場合にあつては、その合併の日の前日。以下この項において同じ。）以前二年内に終了した当該特定非営利活動法人又は合併によって消滅した各特定非営利活動法人の」とする。

2 前項に規定する場合において、法第五十九条第一号の規定による当該特定非営利活動法人の合併前の期間につき法第四十五条第一項第二号、第四号ハ及びニ並びに第九号（同項第五号ロに係る部分を除く。）に掲げる基準に適合するか否かの判定は、次の各号に掲げる基準に応じ、当該各号に定めるところにより行うものとする。

一 法第四十五条第一項第二号並びに第四号ハ及びニに掲げる基準 当該特定非営利活動法人及び合併によって消滅した各特定非営利活動法人を一の法人とみなして判定すること。

二 法第四十五条第一項第九号（同項第五号ロに係る部分を除く。）に掲げる基準 当該特定非営利活動法人及び合併によって消滅した各特定非営利活動法人のそれぞれについて判定すること。

3 第一項に規定する場合において、法第五十九条第一号の規定により法第四十五条第一項第八号に掲げる基準に適合するか否かを判定する場合においては、同号中「その設立の日」とあるのは、「当該申請に係る特定非営利活動法人又は合併によって消滅した各特定非営利活動法人の設立の日のうち最も早い日」と読み替えるものとする。

4 前三項の規定は、法第五十八条第一項の特例認定を受けようとする特定非営利活動法人が合併によって設立した特定非営利活動法人で同条第二項において準用する法第四十四条第二項の申請書を提出しようとする事業年度の初

日においてその設立の日以後一年を超える期間が経過していないものである場合における法第五十八条及び第五十九条の規定の適用について準用する。この場合において、第一項中「当該末日の翌々日以後に合併をした場合にあっては、その合併」とあるのは「第五十八条第二項において準用する前項の申請書を提出しようとする日の前日において、設立後最初の事業年度が終了していない場合にあっては、その設立」と、同項中「当該特定非営利活動法人又は合併」とあり、第二項各号中「当該特定非営利活動法人及び合併」とあり、及び前項中「当該申請に係る特定非営利活動法人又は合併」とあるのは「合併」と、第二項中「合併前」とあるのは「設立前」と、それぞれ読み替えるものとする。

(認定特定非営利活動法人等の合併についての認定に関する技術的読替え等)

第九条 法第六十三条第五項の規定により法第四十四条第二項及び第三項、第四十五条並びに第四十九条の規定を準用する場合には、法第四十四条第二項ただし書中「次条第一項第一号ハに掲げる基準に適合する特定非営利活動法人が申請をする」とあるのは「合併後存続する特定非営利活動法人又は合併によって設立した特定非営利活動法人が次条第一項第一号ハに掲げる基準に適合する」と、同条第三項中「第一項の認定を受けようとする特定非営利活動法人の」とあるのは「合併後存続する特定非営利活動法人又は合併によって消滅する各特定非営利活動法人（合併によって特定非営利活動法人を設立する場合にあっては、合併によって消滅する各特定非営利活動法人。以下この項において同じ。）の各事業年度のうち」と、「五年（同項の認定を受けたことのない特定非営利活動法人が同項の認定を受けようとする場合にあっては、二年）」とあるのは「二年」と、「各事業年度」とあるのは「合併後存続する特定非営利活動法人又は合併によって消滅する各特定非営利活動法人の各事業年度」と、法第四十五条第一項中「前条第一項の認定の申請をした」とあるのは「第六十三条第一項の認定の申請に係る合併後存続する特定非営利活動法人又は合併によって設立した」と、同項第一号ロ及び第二号イ中「当該申請に係る」とあるのは「合併後存続する特定非営利活動法人又は合併によって設立した」と、同項第八号中「前条第二項の申請書を提出した日を含む事業年度の初日」とあるのは「合併後存続する特定非営利活動法人又は合併によって消滅する各特定非営利活動法人（合併によって特定非営利活動法人を設立する場合にあっては、合併によって消滅する各特定非営利活動法人）の各事業年度のうち直前に終了した事業年度の末日の翌日」と、「その設立」とあるのは「合併後存続する特定非営利活動法人及び合併によって消滅する各特定非営利活動法人（合併によって特定非営利活動法人を設立する場合にあっては、合併によって消滅する各特定非営利活動法人）であって認定特定非営利活動法人又は特例認定特定非営利活動法人でないものの設立」と、同条第二項中「前条第一項の認定の申請をした」とあるのは「第六十三条第一項の認定の申請に係る合併後存続する特定非営利活動法人又は合併によって設立する」と、「政令で定める小規模な特定非営利活動法人が同項の認定の申請をした」とあるのは「同項の認定の申請に係る合併後存続する特定非営利活動法人又は合併によって設立する特定非営利活動法人が政令で定める小規模な特定非営利活動法人となる」と、法第四十九条第二項及び第三項中「当該認定に係る認定特定非営利活動法人」とあるのは「合併後存続する特定非営利活動法人又は合併によって設立した特定非営利活動法人」と、それぞれ読み替えるものとする。

2 法第六十三条第五項の規定により法第五十八条第二項において準用する法第四十四条第三項、法第五十九条及び法第六十二条において準用する法第四十九条の規定を準用する場合には、法第五十八条第二項において準用する法第四十四条第三項中「第一項の認定を受けようとする特定非営利活動法人の」とあるのは「合併後存続する特定非営利活動法人又は合併によって消滅する各特定非営利活動法人（合併によって特定非営利活動法人を設立する場合にあっては、合併によって消滅する各特定非営利活動法人。以下この項において同じ。）の各事業年度のうち」と、「各事業年度」とあるのは「合併後存続する特定非営利活動法人又は合併によって消滅する各特定非営利活動法人の各事業年度」と、法第五十九条中「前条第一項の特例認定の申請をした」とあるのは「合併後存続する特定非営利活動法人又は合併によって設立した」と、同条第二号中「その設立の日（当該特定非営利活動法人が合併後存続した特定非営利活動法人である場合にあっては当該特定非営利活動法人又はその合併によって消滅した各特定非営利活動法人の設立の日のうち最も早い日、当該特定非営利活動法人が合併によって設立した特定非営利活動法人である場合にあってはその合併によって消滅した各特定非営利活動法人の設立の日のうち最も早い日）」とあるのは「合併後存続する特定非営利活動法人及び合併によって消滅する各特定非営利活動法人（合併によって特定非営利活動法人を設立する場合にあっては、合併によって消滅する各特定非営利活動法人）であって特例認定特定非営利活動法人でないものが、その設立の日」と、同条第三号中「第四十四条第一項」とあるのは「合併後存続する特定非営利活動法人及び合併によって消滅する各特定非営利活動法人（合併によって特定非営利活動法人を設立する場合にあっては、合併によって消滅する各特定非営利活動法人）であって特例認定特定非営利活動法人でないものが、第四十四条第一項」と、法第六十二条において準用する法第四十九条第二項及び第三項中「当該認定に係る認定特定非営利活動法人」とあるのは「合併後存続する特定非営利活動法人又は合併によって設立した特定非営利活動法人」と、それぞれ読み替えるものとする。

3 法第六十三条第五項の規定により法第四十四条第三項の規定を準用する場合において、合併後存続する特定非

営利活動法人及び合併によって消滅する各特定非営利活動法人（合併によって特定非営利活動法人を設立する場合にあっては、合併によって消滅する各特定非営利活動法人。以下この項において同じ。）の実績判定期間につき法第六十三条第五項において準用する法第四十五条第一項第一号、第二号、第四号ハ及びニ並びに第九号に掲げる基準に適合するか否かの判定は、次の各号に掲げる基準に応じ、当該各号に定めるところにより行うものとする。

一 法第六十三条第五項において準用する法第四十五条第一項第一号、第二号並びに第四号ハ及びニに掲げる基準 合併後存続する特定非営利活動法人及び合併によって消滅する各特定非営利活動法人を一の法人とみなして判定すること。

二 法第六十三条第五項において準用する法第四十五条第一項第九号（同項第五号ロに係る部分を除く。）に掲げる基準 合併後存続する特定非営利活動法人及び合併によって消滅する各特定非営利活動法人のそれぞれについて判定すること。

三 法第六十三条第五項において準用する法第四十五条第一項第九号（同項第五号ロに係る部分に限る。）に掲げる基準 合併後存続する特定非営利活動法人及び合併によって消滅する各特定非営利活動法人（いずれも実績判定期間中に法第四十四条第一項の認定又は法第五十八条第一項の特例認定を受けていた期間が含まれるものに限る。）のそれぞれについて判定すること。

4 法第六十三条第五項において準用する法第五十九条第一号の規定により法第四十五条第一項第二号及び第八号に掲げる基準に適合するか否かを判定する場合においては、同項第二号イ中「当該申請に係る」とあるのは「合併後存続する特定非営利活動法人又は合併によって設立した」と、同項第八号中「前条第二項の申請書を提出した日を含む事業年度の初日」とあるのは「合併後存続する特定非営利活動法人又は合併によって消滅する各特定非営利活動法人（合併によって特定非営利活動法人を設立する場合にあっては、合併によって消滅する各特定非営利活動法人）の各事業年度のうち直前に終了した事業年度の末日の翌日」と、「その設立」とあるのは「合併後存続する特定非営利活動法人及び合併によって消滅する各特定非営利活動法人（合併によって特定非営利活動法人を設立する場合にあっては、合併によって消滅する各特定非営利活動法人）であって特例認定特定非営利活動法人でないものの設立」と、それぞれ読み替えるものとする。

5 法第六十三条第五項の規定により法第五十八条第二項において準用する法第四十四条第三項の規定を準用する場合において、法第六十三条第五項において準用する法第五十九条第一号の規定による合併後存続する特定非営利活動法人及び合併によって消滅する各特定非営利活動法人（合併によって特定非営利活動法人を設立する場合にあっては、合併によって消滅する各特定非営利活動法人。以下この項において同じ。）の実績判定期間につき法第四十五条第一項第二号、第四号ハ及びニ並びに第九号に掲げる基準に適合するか否かの判定は、次の各号に掲げる基準に応じ、当該各号に定めるところにより行うものとする。

一 法第四十五条第一項第二号並びに第四号ハ及びニに掲げる基準 合併後存続する特定非営利活動法人及び合併によって消滅する各特定非営利活動法人を一の法人とみなして判定すること。

二 法第四十五条第一項第九号（同項第五号ロに係る部分を除く。）に掲げる基準 合併後存続する特定非営利活動法人及び合併によって消滅する各特定非営利活動法人のそれぞれについて判定すること。

三 法第四十五条第一項第九号（同項第五号ロに係る部分に限る。）に掲げる基準 合併後存続する特定非営利活動法人及び合併によって消滅する各特定非営利活動法人（いずれも特例認定特定非営利活動法人であるものに限る。）のそれぞれについて判定すること。

6 第一条の規定は法第六十三条第五項において準用する法第四十五条第一項第一号イに規定する政令で定める割合について、第二条の規定は法第六十三条第五項において準用する法第四十五条第一項第一号ロに規定する政令で定める額及び数について、第三条の規定は法第六十三条第五項において準用する法第四十五条第二項に規定する政令で定める小規模な特定非営利活動法人について、第四条の規定は法第六十三条第五項において準用する法第四十五条第一項第一号ロ及びこの項において準用する第三条の月数の計算方法について、第五条の規定は法第六十三条第五項において準用する法第四十五条第二項に規定する政令で定める方法について、それぞれ準用する。この場合において、第五条第一項中「法第四十四条第一項の認定を受けようとする」とあるのは「法第六十三条第一項の認定の申請に係る合併後存続する特定非営利活動法人又は合併によって設立する」と、同条第二項中「小規模法人が法第四十四条第一項の認定を受けようとする」とあるのは「法第六十三条第一項の認定の申請に係る合併後存続する特定非営利活動法人又は合併によって設立する特定非営利活動法人が小規模法人となる」と、それぞれ読み替えるものとする。

○特定非営利活動促進法施行規則（平成23年内閣府令第55号）

第1章 特定非営利活動法人

（電磁的方法）

第一条 特定非営利活動促進法（以下「法」という。）第十四条の七第三項に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げる方法とする。

- 一 電子情報処理組織を使用する方法のうちイ又はロに掲げるもの
 - イ 送信者の使用に係る電子計算機と受信者の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法
 - ロ 送信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された情報の内容を電気通信回線を通じて情報の提供を受ける者の閲覧に供し、当該情報の提供を受ける者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該情報を記録する方法
 - 二 磁気ディスクその他これに準ずる方法により一定の情報を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに情報を記録したものを交付する方法
- 2 前項各号に掲げる方法は、受信者がファイルへの記録を出力することにより書面を作成することができるものでなければならない。

（電磁的記録）

第二条 法第十四条の九第一項に規定する内閣府令で定めるものは、磁気ディスクその他これに準ずる方法により一定の情報を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに情報を記録したものとする。

（役員欠格事由のうち内閣府令で定めるもの）

第二条の二 法第二十条第六号に規定する内閣府令で定めるものは、精神の機能の障害により役員職務を適正に執行するに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者とする。

（所轄庁の変更に伴う事務の引継ぎ）

第三条 法第二十六条第三項の規定による事務の引継ぎは、所轄庁の変更を伴う定款の変更の認証を受けた特定非営利活動法人に係る法の規定に基づく事務について行うものとする。

- 2 都道府県知事又は指定都市（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項に規定する指定都市をいう。以下同じ。）の長は、所轄庁の変更を伴う定款の変更を認証したときは、遅滞なく、変更前の所轄庁に当該定款の変更を認証したことを通知するものとする。ただし、変更前の所轄庁が法第五十三条第三項（法第六十二条において準用する場合を含む。）の都道府県知事であるときは、この限りでない。

（貸借対照表の公告）

第三条の二 法第二十八条の二第一項第三号に規定する措置であつて内閣府令で定めるものは、第一条第一項第一号ロに掲げる方法のうち、インターネットに接続された自動公衆送信装置を使用するものによる措置とする。

- 2 法第二十八条の二第一項第四号に規定する措置として内閣府令で定める方法は、当該特定非営利活動法人の主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法とする。
- 3 前項の方法による公告は、当該公告の開始後一年を経過する日までの間、継続してしなければならない。

第二章 認定特定非営利活動法人及び特例認定特定非営利活動法人

第一節 認定特定非営利活動法人

（寄附金等収入金額に会費の一部を加えることができる特定非営利活動法人の要件）

第四条 法第四十五条第一項第一号イに規定する内閣府令で定める要件は、次に掲げるものとする。

- 一 社員の会費の額が合理的と認められる基準により定められていること。
- 二 社員（役員並びに役員配偶者及び三親等以内の親族並びに役員と特殊の関係（第十六条に規定する関係をいう。第八条及び第三十二条第一項第四号において同じ。）のある者を除く。）の数が二十人以上であること。

（総収入金額から控除されるもの）

第五条 法第四十五条第一項第一号イ（1）に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。

- 一 国の補助金等（法第四十五条第一項第一号イ（1）に規定する国の補助金等をいう。）
- 二 委託の対価としての収入で国等（法第四十五条第一項第一号イ（1）に規定する国等をいう。）から支払われるもの
- 三 法律又は政令の規定に基づき行われる事業でその対価の全部又は一部につき、その対価を支払うべき者に代わり国又は地方公共団体が負担することとされている場合のその負担部分
- 四 資産の売却による収入で臨時的なもの
- 五 遺贈（贈与者の死亡により効力を生ずる贈与を含む。）により受け入れた寄附金又は贈与者の被相続人に係る相続の開

始があったことを知った日の翌日から十月以内に当該相続により当該贈与者が取得した財産の全部若しくは一部を当該贈与者からの贈与（贈与者の死亡により効力を生ずる贈与を除く。）により受け入れた寄附金のうち、一者当たり基準限度超過額（法第四十五条第一項第一号イ（2）に規定する一者当たり基準限度超過額をいう。第七条第一号において同じ。）に相当する部分

六 実績判定期間（法第四十四条第三項に規定する実績判定期間をいう。以下同じ。）における同一の者から受け入れた寄附金の額の合計額が千円に満たないもの

七 寄附者の氏名（法人にあつては、その名称）及びその住所が明らかな寄附金以外の寄附金

八 休眠預金等交付金関係助成金（特定非営利活動促進法施行令（第二十五条において「令」という。）第二条第一項ただし書に規定する休眠預金等交付金関係助成金をいう。第六条及び第七条第四号において同じ。）

（同一の者からの寄附金のうち一者当たり基準限度となる金額）

第六条 法第四十五条第一項第一号イ（2）に規定する内閣府令で定める金額は、同号イ（2）に規定する受入寄附金総額から休眠預金等交付金関係助成金の額の総額を控除した金額の百分の十（寄附者が法人税法施行令（昭和四十年政令第九十七号）第七十七条各号に掲げる法人又は認定特定非営利活動法人である場合にあっては、受入寄附金総額から休眠預金等交付金関係助成金の額の総額を控除した金額の百分の五十）に相当する金額とする。

（受入寄附金総額から控除される寄附金の額）

第七条 法第四十五条第一項第一号イ（2）に規定する内閣府令で定める寄附金の額は、次に掲げる金額とする。

- 一 受け入れた寄附金のうち一者当たり基準限度超過額
- 二 実績判定期間における同一の者から受け入れた寄附金の額の合計額が千円に満たない場合の当該合計額
- 三 寄附者の氏名（法人にあつては、その名称）及びその住所が明らかな寄附金以外の寄附金の額
- 四 休眠預金等交付金関係助成金の額の総額

（役員が寄附者である場合の金額の算出方法の特例）

第八条 法第四十五条第一項第一号イ（1）及び（2）に掲げる金額を算出する場合において、役員が寄附者であつて、他の寄附者のうちに当該役員の配偶者及び三親等以内の親族並びに当該役員と特殊の関係のある者があるときは、これらの者は当該役員と同一の者とみなす。

（判定基準寄附者について明らかにすべき事項）

第九条 法第四十五条第一項第一号ロに規定する内閣府令で定める事項は、寄附者の氏名（法人にあつては、その名称）及びその住所とする。

（事業活動のうちにその対象が会員等である活動等の占める割合）

第十条 法第四十五条第一項第二号に規定する内閣府令で定める割合は、実績判定期間において、当該申請に係る特定非営利活動法人の行った事業活動に係る事業費の額、従事者の作業時間数その他の合理的な指標により当該事業活動のうちに同号イ、ロ、ハ又はニに掲げる活動の占める割合を算定する方法により算定した割合とする。

（会員に類するもの）

第十一条 法第四十五条第一項第二号イに規定する内閣府令で定める者は、次に掲げる者とする。

- 一 当該申請に係る特定非営利活動法人から継続的に若しくは反復して資産の譲渡等（法第四十五条第一項第二号イに規定する資産の譲渡等をいう。以下同じ。）を受け取る者又は相互の交流、連絡若しくは意見交換に参加する者として当該申請に係る特定非営利活動法人の帳簿又は書類その他に氏名（法人にあつては、その名称）が記載された者であつて、当該申請に係る特定非営利活動法人から継続的に若しくは反復して資産の譲渡等を受け、又は相互の交流、連絡若しくは意見交換に参加する者
- 二 当該申請に係る特定非営利活動法人の役員

（特定非営利活動法人の運営又は業務の執行に関係しない者）

第十二条 法第四十五条第一項第二号イに規定する当該申請に係る特定非営利活動法人の運営又は業務の執行に関係しない者で内閣府令で定めるものは、当該申請に係る特定非営利活動法人が行う不特定多数の者を対象とする資産の譲渡等の相手方であつて、当該資産の譲渡等以外の当該申請に係る特定非営利活動法人の活動に関係しない者とする。

（その対象が会員等である資産の譲渡等から除かれる活動）

第十三条 法第四十五条第一項第二号イに規定する内閣府令で定める活動は、次に掲げるものとする。

- 一 当該申請に係る特定非営利活動法人が行う資産の譲渡等で、その対価として当該資産の譲渡等に係る通常の対価の額のおおむね百分の十程度に相当する額以下のもの及び交通費、消耗品費その他当該資産の譲渡等に付随して生ずる費用でその実費に相当する額（次号において「付随費用の実費相当額」という。）以下のものを会員等（法第四十五条第一項第二号イに規定する会員等をいう。以下同じ。）から得て行うもの
- 二 当該申請に係る特定非営利活動法人が行う役務の提供で、最低賃金法（昭和三十四年法律第三十七号）第四条第一項

の規定により使用者が労働者に支払わなければならないこととされている賃金の算定の基礎となる同法第九条第一項に規定する地域別最低賃金の額を会員等が当該申請に係る特定非営利活動法人に支払う当該役務の提供の対価の額の算定の基礎となる額とみなして、これと当該役務の提供の従事者の作業時間数に基づいて算出される金額におおむね相当する額以下のもの及び付随費用の実費相当額以下のものをその対価として会員等から得て行うもの

三 法別表第十九号に掲げる活動又は同表第二十号の規定により同表第十九号に掲げる活動に準ずる活動として都道府県若しくは指定都市の条例で定める活動を主たる目的とする特定非営利活動法人が行うその会員等の活動（公益社団法人若しくは公益財団法人である会員等又は認定特定非営利活動法人である会員等が参加しているものに限る。）に対する助成（その便益の及ぶ者が特定の範囲の者である活動から除かれる活動）

第十四条 法第四十五条第一項第二号ロに規定する内閣府令で定める活動は、前条第三号に掲げる活動とする。

（特定の地域）

第十五条 法第四十五条第一項第二号ロ（４）に規定する内閣府令で定める地域は、一の市町村（特別区を含むものとし、指定都市にあっては、区又は総合区）の区域の一部で地縁に基づく地域とする。

（特殊の関係）

第十六条 法第四十五条第一項第三号イ（１）に規定する内閣府令で定める特殊の関係は、次に掲げる関係とする。

- 一 婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある関係
- 二 使用人である関係及び使用人以外の者で当該役員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持している関係
- 三 前二号に掲げる関係のある者の配偶者及び三親等以内の親族でこれらの者と生計を一にしている関係

（特定の法人との関係）

第十七条 法第四十五条第一項第三号イ（２）に規定する内閣府令で定める関係は、一の者（法人に限る。）が法人の発行済株式又は出資（その有する自己の株式又は出資を除く。以下この条において「発行済株式等」という。）の総数又は総額の百分の五十以上の数又は金額の株式又は出資を保有する場合における当該一の者と当該法人との間の関係（以下この条において「直接支配関係」という。）とする。この場合において、当該一の者及びこれとの間に直接支配関係がある一若しくは二以上の法人又は当該一の者との間に直接支配関係がある一若しくは二以上の法人が他の法人の発行済株式等の総数又は総額の百分の五十以上の数又は金額の株式又は出資を保有するときは、当該一の者は当該他の法人の発行済株式等の総数又は総額の百分の五十以上の数又は金額の株式又は出資を保有するものとみなす。

（役員又は使用人である者との特殊の関係）

第十八条 法第四十五条第一項第三号イ（２）に規定する内閣府令で定める特殊の関係は、第十六条第二号中「役員」とあるのを「役員又は使用人である者」と読み替えた場合における同条各号に掲げる関係とする。

（特定の者の数の役員の総数のうちに占める割合の基準の適合に関する判定）

第十九条 法第四十五条第一項第三号イに掲げる基準に適合するか否かの判定に当たっては、当該特定非営利活動法人の責めに帰することのできない事由により当該基準に適合しないこととなった場合において、その後遅滞なく当該基準に適合していると認められるときは、当該基準に継続して適合しているものとみなす。

（取引の記録並びに帳簿及び書類の保存）

第二十条 法第四十五条第一項第三号ハの規定による取引の記録並びに帳簿及び書類の保存は、法人税法施行規則（昭和四十年大蔵省令第十二号）第五十三条から第五十九条までの規定に準じて行うものとする。

（不適正な経理）

第二十一条 法第四十五条第一項第三号ニに規定する内閣府令で定める経理は、当該特定非営利活動法人の経理でその支出した金銭の費途が明らかでないものがあるもの、帳簿に虚偽の記載があるものその他の不適正な経理とする。

（役員、社員、職員若しくは寄附者等との特殊の関係）

第二十二条 法第四十五条第一項第四号ロに規定する内閣府令で定める特殊の関係は、第十六条第二号中「役員」とあるのを「役員、社員、職員若しくは寄附者又はこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族」と読み替えた場合における同条各号に掲げる関係とする。

（特定の者と特別の関係がないものとされる基準）

第二十三条 法第四十五条第一項第四号ロに規定する内閣府令で定める基準は、次に掲げる基準とする。

- 一 当該役員の職務の内容、当該特定非営利活動法人の職員に対する給与の支給の状況、当該特定非営利活動法人とその活動内容及び事業規模が類似するものの役員に対する報酬の支給の状況等に照らして当該役員に対する報酬の支給として過大と認められる報酬の支給を行わないことその他役員等（役員、社員、職員若しくは寄附者若しくはこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族又はこれらの者と前条に規定する特殊の関係のある者をいう。以下この項及び第三十二条第一項第三号ロにおいて同じ。）に対し報酬又は給与の支給に関して特別の利益を与えないこと。
- 二 役員等又は役員等が支配する法人に対しその対価の額が当該資産のその譲渡の時のにおける価額に比して著しく過少と

認められる資産の譲渡を行わないことその他これらの者と当該特定非営利活動法人との間の資産の譲渡等に関して特別の利益を与えないこと。

三 役員等に対し役員を選任その他当該特定非営利活動法人の財産の運用及び事業の運営に関して特別の利益を与えないこと。

四 営利を目的とした事業を行う者、法第四十五条第一項第四号イ（１）、（２）若しくは（３）に掲げる活動を行う者又は同号イ（３）に規定する特定の公職の候補者若しくは公職にある者に対し、寄附を行わないこと。

（特定非営利活動に係る事業費の額の占める割合に準ずる割合）

第二十四条 法第四十五条第一項第四号ハに規定する内閣府令で定める割合は、実績判定期間において、当該申請に係る特定非営利活動法人の行った事業活動に係る従事者の作業時間数その他の合理的な指標により当該事業活動のうち特定非営利活動が占める割合を算定する方法により算定した割合とする。

（小規模法人に関する特例）

第二十五条 令第五条第二項に規定する内閣府令で定める要件は、第四条各号に掲げるものとする。

２ 令第五条第二項第一号に規定する内閣府令で定めるものは、第五条第一号から第五号まで及び第八号に掲げるものとする。

３ 令第五条第二項第二号に規定する内閣府令で定める寄附金の額は、第七条第一号及び第四号に掲げる金額とする。

（認定に関する意見聴取）

第二十六条 所轄庁が、法第四十七条第四号に掲げる事由の有無について、法第四十八条第二号に定める者の意見を聴くときは、当該申請に係る特定非営利活動法人から提出された滞納処分に係る国税又は地方税の納税証明書を示して行うものとする。

（所轄庁以外の関係知事に対する認定の通知等）

第二十七条 法第四十九条第三項に規定する内閣府令で定める事項は、当該認定に係る特定非営利活動法人の次に掲げる事項とする。

一 名称

二 代表者の氏名

三 主たる事務所及び法第四十九条第三項の通知を受ける所轄庁以外の関係知事（同項に規定する所轄庁以外の関係知事をいう。以下同じ。）の管轄する区域内に所在するその他の事務所の所在場所及び電話番号（ファクシミリ番号を含む。）その他の連絡先

四 当該認定の有効期間

２ 法第四十九条第四項の規定による同項各号に掲げる書類の提出は、様式第一号により作成した提出書を所轄庁以外の関係知事に提出してするものとする。

（認定の有効期間の更新の届出）

第二十八条 法第五十一条第五項において準用する法第四十九条第四項（第一号に係る部分を除く。）の規定による同項第二号及び第三号に掲げる書類の提出は、様式第二号により作成した提出書を所轄庁以外の関係知事に提出してするものとする。

（認定の有効期間の更新に関する認定特定非営利活動法人の認定に係る規定の準用）

第二十九条 第四条から第二十六条までの規定は、法第五十一条第二項の有効期間の更新について準用する。

（所轄庁の変更を伴う定款の変更の認証の申請の添付書類）

第三十条 法第五十二条第三項に規定する内閣府令で定める書類は、次の各号に掲げる書類とする。

一 法第四十四条第二項の規定により所轄庁に提出した同項第一号に規定する寄附者名簿その他の同項各号に掲げる添付書類の写し

二 認定に関する書類の写し

三 法第五十五条第一項の規定により所轄庁に提出した直近の法第五十四条第二項第二号から第四号までに掲げる書類の写し

四 法第五十五条第二項の規定により所轄庁に提出した直近の法第五十四条第三項の書類の写し

（定款の変更の通知等）

第三十一条 所轄庁は、法第五十三条第三項の通知をしようとするときは、当該認定特定非営利活動法人の第二十七条第一項各号に掲げる事項について通知するものとする。

２ 法第五十三条第四項の規定による法第四十九条第四項各号に掲げる書類の提出は、様式第三号により作成した提出書を所轄庁以外の関係知事に提出してするものとする。

（認定特定非営利活動法人がその事務所に備え置くべき書類）

第三十二条 法第五十四条第二項第三号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 収益の源泉別の明細、借入金の明細その他の資金に関する事項
 - 二 資産の譲渡等に係る事業の料金、条件その他その内容に関する事項
 - 三 次に掲げる取引に係る取引先、取引金額その他その内容に関する事項
 - イ 収益の生ずる取引及び費用の生ずる取引のそれぞれについて、取引金額の最も多いものから順次その順位を付した場合におけるそれぞれ第一順位から第五順位までの取引
 - ロ 役員等との取引
 - 四 寄附者（当該認定特定非営利活動法人の役員、役員配偶者若しくは三親等以内の親族又は役員と特殊の関係のある者で、前事業年度における当該認定特定非営利活動法人に対する寄附金の額の合計額が二十万円以上であるものに限る。）の氏名並びにその寄附金の額及び受領年月日
 - 五 給与を得た職員の総数及び当該職員に対する給与の総額に関する事項
 - 六 支出した寄附金の額並びにその相手先及び支出年月日
 - 七 海外への送金又は金銭の持出しを行った場合におけるその金額及び用途並びにその実施日
- 2 法第五十四条第二項第四号に規定する内閣府令で定める書類は、法第四十五条第一項第三号（ロに係る部分を除く。）、第四号イ及びロ、第五号並びに第七号に掲げる基準に適合している旨並びに法第四十七条各号のいずれにも該当していない旨を説明する書類とする。

第二節 特例認定特定非営利活動法人

（所轄庁以外の関係知事への書類の提出）

第三十三条 法第六十二条において準用する法第四十九条第四項の規定による同項各号に掲げる書類の提出は、様式第四号により作成した提出書を所轄庁以外の関係知事に提出してするものとする。

2 法第六十二条において準用する法第五十三条第四項の規定による法第四十九条第四項各号に掲げる書類の提出は、様式第五号により作成した提出書を法第六十二条において準用する法第五十三条第四項の都道府県知事に提出してするものとする。

（特例認定特定非営利活動法人に関する認定特定非営利活動法人に係る規定の準用）

第三十四条 第二十六条の規定は所轄庁が法第六十二条において準用する法第四十七条第四号に掲げる事由の有無につき法第六十二条において準用する法第四十八条第二号に定める者の意見を聴くときについて、第二十七条の規定は法第六十二条において準用する法第四十九条第三項に規定する内閣府令で定める事項について、第三十条の規定は法第六十二条において準用する法第五十二条第三項に規定する内閣府令で定める書類について、第三十一条第一項の規定は所轄庁が法第六十二条において準用する法第五十三条第三項の通知をしようとするときについて、第三十二条の規定は法第六十二条において準用する法第五十四条第二項第三号に規定する内閣府令で定める事項について、それぞれ準用する。

第三節 認定特定非営利活動法人等の合併

（合併の認定の通知等）

第三十五条 法第六十三条第一項の認定又は同条第二項の認定の申請を受けた所轄庁は、直ちに、合併によって消滅する各特定非営利活動法人の事務所が所在する都道府県の知事又は指定都市の長にその旨を通知するものとする。

2 前項の規定により通知をした所轄庁は、同項の通知に係る申請に対する処分をしたときは、直ちに、その旨を同項の通知を受けた都道府県の知事又は指定都市の長に通知するものとする。

3 法第六十三条第五項において準用する法第四十九条第四項の規定による同項各号に掲げる書類の提出は、様式第六号により作成した提出書を所轄庁以外の関係知事に提出してするものとする。

4 法第六十三条第五項において準用する法第六十二条において準用する法第四十九条第四項の規定による同項各号に掲げる書類の提出は、様式第七号により作成した提出書を所轄庁以外の関係知事に提出してするものとする。

5 第四条から第二十七条までの規定は、法第六十三条第一項の認定及び同条第二項の認定について準用する。この場合において、第十条、第十一条各号、第十二条、第十三条第一号及び第二号、第二十四条並びに第二十六条中「当該申請に係る」とあるのは「合併後存続する特定非営利活動法人又は合併により設立した」と、同条中「滞納処分」とあるのは「合併後存続する特定非営利活動法人及び合併によって消滅する各特定非営利活動法人（合併によって特定非営利活動法人を設立する場合にあっては、合併によって消滅する各特定非営利活動法人）の滞納処分」と読み替えるものとする。

○ 特定非営利活動促進法の主な準用法令（認証に係るもの）

[第2条関係]

公職選挙法

第3条（公職の定義）この法律において「公職」とは、衆議院議員、参議院議員並びに地方公共団体の議会の議員及び長の職をいう。

[第7条関係]

組合等登記令

第1条（適用範囲）別表の名称の欄に掲げる法人（以下「組合等」という。）の登記については、他の法令に別段の定めがある場合を除くほか、この政令の定めるところによる。

第2条（設立の登記）組合等の設立の登記は、その主たる事務所の所在地において、設立の認可、出資の払込みその他設立に必要な手続が終了した日から二週間以内にしなければならない。

2 前項の登記においては、次に掲げる事項を登記しなければならない。

- 一 目的及び業務
- 二 名称
- 三 事務所の所在場所
- 四 代表権を有する者の氏名、住所及び資格
- 五 存続期間又は解散の事由を定めたときは、その期間又は事由
- 六 別表の登記事項の欄に掲げる事項

第3条（変更の登記）組合等において前条第二項各号に掲げる事項に変更が生じたときは、2週間以内に、その主たる事務所の所在地において、変更の登記をしなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、出資若しくは払い込んだ出資の総額又は出資の総口数の変更の登記は、毎事業年度末日現在により、当該末日から四週間以内にすれば足りる。

3 第一項の規定にかかわらず、資産の総額の変更の登記は、毎事業年度末日現在により、当該末日から3月以内にすれば足りる。

第7条（解散の登記）組合等が解散したときは、合併、破産手続開始の決定及び第八条第二項に規定する承継があつたことによる解散の場合を除き、二週間以内に、その主たる事務所の所在地において、解散の登記をしなければならない。

第7条の2（継続の登記）組合等のうち、別表の根拠法の欄に掲げる法律の規定により継続することができるものが、継続したときは、二週間以内に、その主たる事務所の所在地において、継続の登記をしなければならない。

第8条（合併等の登記）組合等が合併をするときは、合併の認可その他合併に必要な手続が終了した日から二週間以内に、その主たる事務所の所在地において、合併により消滅する組合等については解散の登記をし、合併後存続する組合等については変更の登記をし、合併により設立する組合等については設立の登記をしなければならない。

2 前項の規定は、組合等が承継（組合等を会員とする他の組合等（以下この項において「連合会」という。）において、会員が一人になつた連合会の会員たる組合等が別表の根拠法の欄に掲げる法律の規定により当該連合会の権利義務を承継することをいう。第十三条において同じ。）をする場合について準用する。

第10条（清算結了の登記）組合等の清算が結了したときは、清算結了の日から二週間以内に、その主たる事務所の所在地において、清算結了の登記をしなければならない。

別表（第一条、第二条、第六条、第七条の二、第八条、第十四条、第十七条、第二十条、第二十一条の三関係）

特定非営利活動法人	特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）	代表権の範囲又は制限に関する定めがあるときは、その定め 資産の総額
-----------	-----------------------	--------------------------------------

[第8条関係]

一般社団法人及び一般財団法人に関する法律

第78条 一般社団法人は、代表理事その他の代表者がその職務を行うについて第三者に加えた損害を賠償する責任を負う。

[第11条関係]

私立学校法

第3条 この法律において「学校法人」とは、私立学校の設立を目的として、この法律の定めるところにより設立される法人をいう。

社会福祉法

第 22 条 この法律において「社会福祉法人」とは、社会福祉事業を行うことを目的として、この法律の定めるところにより設立された法人をいう。

更生保護事業法

第 2 条 第 6 項 この法律において「更生保護法人」とは、更生保護事業を営むことを目的として、この法律の定めるところにより設立された法人をいう。

[第 12 条関係]

暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律

第 2 条 (定義) この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 暴力的不法行為等 別表に掲げる罪のうち国家公安委員会規則で定めるものに当たる違法な行為をいう。
- 二 暴力団 その団体の構成員（その団体の構成団体の構成員を含む。）が集団的に又は常習的に暴力的不法行為等を行うことを助長するおそれがある団体をいう。
(以下略)

[第 20 条関係]

刑法

第 204 条 (傷害) 人の身体を傷害した者は、十五年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第 206 条 (現場助勢) 前二条の犯罪が行われるに当たり、現場において勢いを助けた者は、自ら人を傷害しなくても、一年以下の懲役又は十万円以下の罰金若しくは科料に処する。

第 208 条 (暴行) 暴行を加えた者が人を傷害するに至らなかったときは、二年以下の懲役若しくは三十万円以下の罰金又は拘留若しくは科料に処する。

第 208 条の 2 (凶器準備集合及び結集) 二人以上の者が他人の生命、身体又は財産に対し共同して害を加える目的で集合した場合において、凶器を準備して又はその準備があることを知って集合した者は、二年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

2 前項の場合において、凶器を準備して又はその準備があることを知って人を集合させた者は、三年以下の懲役に処する。

第 222 条 (脅迫) 生命、身体、自由、名誉又は財産に対し害を加える旨を告知して人を脅迫した者は、二年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

2 親族の生命、身体、自由、名誉又は財産に対し害を加える旨を告知して人を脅迫した者も、前項と同様とする。

第 247 条 (背任) 他人のためにその事務を処理する者が、自己若しくは第三者の利益を図り又は本人に損害を加える目的で、その任務に背く行為をし、本人に財産上の損害を加えたときは、五年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

[第 70 条関係]

法人税法

第 2 条 (定義) この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、該当各号に定めるところによる。(中略)

六 公益法人等 別表第二に掲げる法人をいう。(中略)

第 37 条 (寄附金の損金不算入) (中略)

4 第一項の場合において、同項に規定する寄附金の額のうち、公共法人、公益法人等（別表第 2 に掲げる一般社団法人及び一般財団法人を除く。以下この項及び次項において同じ。）その他特別の法律により設立された法人のうち、教育又は科学の振興、文化の向上、社会福祉への貢献その他公益の増進に著しく寄与するものとして政令で定めるものに対する当該法人の主たる目的である業務に関連する寄附金（出資に関する業務に充てられることが明らかなもの及び前項各号に規定する寄附金に該当するものを除く。）の額があるときは、当該寄附金の額の合計額（当該合計額が当該事業年度終了の時の資本金等の額又は当該事業年度の所得の金額を基礎として政令で定めるところにより計算した金額を超える場合には、当該計算した金額に相当する金額）は、第一項に規定する寄附金の額の合計額に算入しない。ただし、公益法人等が支出した寄附金の額については、この限りでない。(中略)

第 66 条 (各事業年度の所得に対する法人税の税率) 内国法人である普通法人、一般社団法人等（別表第二に掲げる一般社団法人及び一般財団法人並びに公益社団法人及び公益財団法人をいう。次項及び第三項において同じ。）又は人格のない社団等に対して課する各事業年度の所得に対する法人税の額は、各事業年度の所得の金額に百分の二十三・二の税率を乗じて計算した金額とする。

- 2 前項の場合において、普通法人のうち各事業年度終了の時ににおいて資本金の額若しくは出資金の額が一億円以下であるもの若しくは資本若しくは出資を有しないもの、一般社団法人等又は人格のない社団等の各事業年度の所得の金額のうち年八百万円以下の金額については、同項の規定にかかわらず、百分の十九の税率による。
- 3 公益法人等（一般社団法人等を除く。）又は協同組合等に対して課する各事業年度の所得に対する法人税の額は、各事業年度の所得の金額に百分の十九の税率を乗じて計算した金額とする。
(以下略)

(参考) **法人税法**

第2条（定義） （中略）

十三 収益事業 販売業、製造業その他の政令で定める事業で、継続して事業場を設けて行われるものをいう。 （以下略）

法人税法施行令

第5条（収益事業の範囲） 法第2条第13号（定義）に規定する政令で定める事業は、次に掲げる事業（その性質上その事業に付随して行われる行為を含む。）とする。 （以下略）

* **法人税法施行令第5条第1項に掲げられている34業種**

物品販売業、不動産販売業、金銭貸付業、物品貸付業、不動産貸付業、製造業、通信業、運送業、倉庫業、請負業、印刷業、出版業、写真業、席貸業、旅館業、料理店業その他の飲食店業、周旋業、代理業、仲立業、問屋業、鉱業、土石採取業、浴場業、理容業、美容業、興行業、遊技所業、遊覧所業、医療保健業、一定の技芸教授業、駐車場業、信用保証業、無体財産権の提供等を行う事業、労働者派遣業

租税特別措置法

第68条の6（公益法人等の損益計算書等の提出） 公益法人等（法人税法以外の法律によって公益法人等とみなされているもので政令で定める法人及び小規模な法人として政令で定める法人を除く。）は、当該事業年度につき法人税法第七十四条第一項の規定による申告書を提出すべき場合を除き、財務省令で定めるところにより、当該事業年度の損益計算書又は収支計算書を、当該事業年度終了の日の翌日から四月以内（政令で定める法人にあつては、同日から政令で定める期間内）に、当該事業年度終了の日におけるその主たる事務所の所在地の所轄税務署長に提出しなければならない。

租税特別措置法施行令

第39条の37（損益計算書等の提出を要しない公益法人等の範囲等） 法第六十八条の六に規定する政令で定める公益法人等とみなされている法人は、地方自治法第二百六十条の二第七項に規定する認可地縁団体、建物の区分所有等に関する法律第四十七条第二項に規定する管理組合法人及び同法第六十六条の規定により読み替えられた同項に規定する団地管理組合法人、政党交付金の交付を受ける政党等に対する法人格の付与に関する法律第七条の二第一項に規定する法人である政党等、密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第三十三条第一項に規定する防災街区整備事業組合並びにマンションの建替え等の円滑化に関する法律第五条第一項に規定するマンション建替組合及び同法第一百六条に規定するマンション敷地売却組合とする。

2 法第六十八条の六に規定する政令で定める小規模な法人は、当該事業年度の収入金額（資産の売却による収入で臨時的なものを除く。）の合計額が八千万円（当該事業年度が十二月に満たない場合には、八千万円に当該事業年度の月数を乗じてこれを十二で除して計算した金額）以下の法人とする。

3 前項の月数は、暦に従つて計算し、一月に満たない端数を生じたときは、これを一月とする。

(以下略)

地価税法

第2条（定義） この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。（中略）

六 公益法人等 法人税法別表第2（公益法人等の表）に掲げる法人をいう。

七 人格のない社団等 法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めがあるものをいう。

(中略)

第6条（非課税） （中略）

4 人格のない社団等が有する土地等でその行う事業（法人税法第二条第十三号（定義）に規定する収益事業（以下この項において「収益事業」という。）を除く。）の用に供されているもの（当該土地等が当該人格のない社団等の収益事業の用にも供されているときは、当該土地等のうち当該収益事業の用に供されている部分として政令で定める部分を除く。）については、当該人格のない社団等には、地価税を課さない。

(以下略)

○ 相模原市特定非営利活動促進法施行条例（平成24年相模原市条例第7号）

（趣旨）

第1条 この条例は、特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号。以下「法」という。）第9条の規定により市長が所轄する特定非営利活動法人に関する事項について定めるものとする。

（設立の認証申請）

第2条 法第10条第1項の認証を受けようとする者は、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書に同項各号に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

- （1）申請者の氏名及び住所又は居所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
- （2）申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
- （3）申請に係る特定非営利活動法人の定款に記載された目的

2 法第10条第1項第2号ハに規定する条例で定める書面は、次に掲げる書面とする。

- （1）当該役員が住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）の適用を受ける者である場合にあっては、同法第12条第1項に規定する住民票の写し
- （2）当該役員が前号に該当しない者である場合にあっては、当該役員の住所又は居所を証する権限のある官公署が発給する書面

3 前項第2号に掲げる書面が外国語で作成されているときは、翻訳者を明らかにした訳文を添付しなければならない。

4 第2項各号に掲げる書面は、第1項の申請書の提出の日前6月以内に作成されたものでなければならない。

5 第2項の規定にかかわらず、市長が住民基本台帳法第30条の10第1項又は第30条の12第1項の規定により地方公共団体情報システム機構から当該役員に係る同法第30条の9に規定する機構保存本人確認情報の提供を受けるときは、第1項の申請書に、第2項第1号に掲げる書面を添付することを要しないものとする。

（公表及び縦覧）

第3条 法第10条第2項の規定による公告、インターネットの利用による公表及び縦覧について必要な事項は、規則で定める。

（軽微なものに係る補正）

第4条 法第10条第3項に規定する条例で定める軽微なものは、内容の同一性に影響を与えない範囲のものであり、かつ、客観的に明白な誤記、誤字又は脱字に係るものとして市長が認めたものとする。

2 法第10条第3項の規定による補正は、規則で定めるところにより、補正書に補正後の申請書又は書類を添付して、市長に提出することにより行わなければならない。

（社員総会の議事録）

第5条 法第14条の9第1項の規定により社員総会の決議があったものとみなされた場合の議事録は、次に掲げる事項を記載して作成しなければならない。

- （1）社員総会の決議があったものとみなされた事項の内容
- （2）前号の事項の提案をした者の氏名又は名称
- （3）社員総会の決議があったものとみなされた日
- （4）議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

（役員の変更等の届出に係る書類の提出）

第6条 第2条第2項から第5項までの規定は、法第23条第2項の規定による書類の提出について準用する。

（定款の変更の認証申請等）

第7条 特定非営利活動法人は、法第25条第3項の認証を受けようとするときは、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書に同条第4項に掲げる書類（所轄庁の変更を伴う定款の変更の場合にあっては、法第26条第2項に掲げる書類を含む。）を添付して、市長に提出しなければならない。

- （1）特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
- （2）変更の内容及び理由

2 第3条及び第4条の規定は、法第25条第5項において準用する法第10条第2項及び第3項の規定による公告、インターネットの利用による公表、縦覧及び補正について準用する。

3 特定非営利活動法人は、法第25条第6項の規定による届出を行うときは、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した届出書に同項に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

- （1）特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
- （2）変更の内容及び理由

(事業報告書等並びに役員名簿及び定款等の備置き)

第8条 法第28条第1項の規定による事業報告書等の備置きは、同条第3項の規定による閲覧の請求があった場合において、直ちに閲覧させることができる状態で行わなければならない。同条第2項の規定による役員名簿及び定款等の備置きについても、同様とする。

(事業報告書等の提出)

第9条 法第29条の規定による事業報告書等の提出は、毎事業年度初めの3月以内に行わなければならない。

(事業報告書等の閲覧及び謄写)

第10条 法第30条の規定により閲覧させ、又は謄写させる場合において、当該閲覧及び謄写の場所その他閲覧及び謄写について必要な事項は、規則で定める。

(事業の成功の不能による解散の認定申請)

第11条 特定非営利活動法人は、法第31条第2項の認定を受けようとするときは、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書に同条第3項に掲げる書面を添付して、市長に提出しなければならない。

- (1) 特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
- (2) 事業の成功の不能となるに至った理由及び経緯
- (3) 残余財産の処分方法

(残余財産の譲渡の認証申請)

第12条 清算人は、法第32条第2項の認証を受けようとするときは、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書を市長に提出しなければならない。

- (1) 解散した特定非営利活動法人の名称及び主たる事務所の所在地
- (2) 申請者である清算人の氏名及び住所又は居所
- (3) 譲渡すべき残余財産
- (4) 残余財産の譲渡を受ける者

(合併の認証申請等)

第13条 特定非営利活動法人は、法第34条第3項の認証を受けようとするときは、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書に同条第4項及び第5項において準用する法第10条第1項各号に掲げる書面を添付して、市長に提出しなければならない。

- (1) 合併しようとする各特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
- (2) 合併後存続する特定非営利活動法人又は合併によって設立する特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
- (3) 合併後存続する特定非営利活動法人又は合併によって設立する特定非営利活動法人の定款に記載された目的

2 第2条の規定は前項の申請書に添付する書類について、第3条及び第4条の規定は法第34条第5項において準用する法第10条第2項及び第3項の規定による公告、インターネットの利用による公表、縦覧及び補正について準用する。

(認定の申請)

第14条 特定非営利活動法人は、法第44条第1項の認定を受けようとするときは、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書に同条第2項各号(同項ただし書に規定する場合にあっては、同項第2号及び第3号)に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

- (1) 特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
- (2) 特定非営利活動法人の設立年月日
- (3) 現に行っている事業の概要
- (4) 前3号に掲げるもののほか、規則で定める事項

(認定の公示)

第15条 法第49条第2項第5号の規定により条例で定める事項は、定款に記載された目的とする。

2 法第49条第2項(法第67条第4項において準用する場合を含む。)の規定による公示について必要な事項は、規則で定める。

(認定の有効期間の更新申請等)

第16条 認定特定非営利活動法人は、法第51条第2項の有効期間の更新を受けようとするときは、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書に同条第5項において準用する法第44条第2項第2号及び第3号に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。ただし、これらの書類にあっては、既に市長に提出されている当該書類の内容に変更がないときは、その添付を省略することができる。

- (1) 認定特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
- (2) 認定の有効期間
- (3) 現に行っている事業の概要
- (4) 前3号に掲げるもののほか、規則で定める事項

2 前条の規定は、法第51条第5項において準用する法第49条第2項の規定による公示について準用する。

(代表者の氏名の変更の届出等の公示)

第17条 第15条の規定は、法第53条第2項の規定による公示について準用する。

(認定申請書の添付書類等の備置き等)

第18条 法第54条第1項の規定による書類の備置きは、同条第4項の規定による閲覧の請求があった場合において直ちに閲覧させることができる状態で行わなければならない。同条第2項及び第3項の規定による書類の備置きについても、同様とする。

2 法第54条第3項の規定による書類の作成は、規則で定めるところにより、行わなければならない。

(役員報酬規程等の提出)

第19条 法第55条第1項の規定による書類の提出は、毎事業年度初めの3月以内に、規則で定めるところにより、提出書に同項に掲げる書類を添付して行わなければならない。

(助成金支給書類の提出)

第20条 法第55条第2項の規定による書類の提出は、遅滞なく行わなければならない。

(役員報酬規程等の閲覧及び謄写)

第21条 第10条の規定は、法第56条の規定による閲覧又は謄写について準用する。

(認定の失効の公示)

第22条 第15条第2項の規定は、法第57条第2項の規定による公示について準用する。

(特例認定の申請等)

第23条 特定非営利活動法人は、法第58条第1項の特例認定を受けようとするときは、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書に同条第2項において準用する法第44条第2項第2号及び第3号に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

- (1) 特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
- (2) 特定非営利活動法人の設立年月日
- (3) 現に行っている事業の概要
- (4) 前3号に掲げるもののほか、規則で定める事項

2 第15条の規定は法第62条において準用する法第49条第2項の規定による公示について、第17条において準用する第15条の規定は法第62条において準用する法第53条第2項の規定による公示について、第18条第1項の規定は法第62条において準用する法第54条第1項から第3項までの規定による書類の備置きについて、第18条第2項の規定は法第62条において準用する法第54条第3項の規定による書類の作成について、第19条の規定は法第62条において準用する法第55条第1項の規定による書類の提出について、第20条の規定は法第62条において準用する法第55条第2項の規定による書類の提出について、第21条において準用する第10条の規定は法第62条において準用する法第56条の規定による閲覧又は謄写について、それぞれ準用する。

(合併の認定の申請等)

第24条 法第63条第1項の認定を受けようとする認定特定非営利活動法人又は同条第2項の認定を受けようとする特例認定特定非営利活動法人は、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書に、同条第1項の認定にあっては同条第5項において準用する法第44条第2項各号に掲げる書類、法第63条第2項の認定にあっては同条第5項において準用する法第58条第2項において準用する法第44条第2項第2号及び第3号に掲げる書類を添付して、第13条第1項の申請書の提出に併せて市長に提出しなければならない。

- (1) 合併しようとする各特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
- (2) 合併後存続する特定非営利活動法人又は合併によって設立する特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
- (3) 合併しようとする各特定非営利活動法人の事業の概要
- (4) 前3号に掲げるもののほか、規則で定める事項

2 第15条の規定は法第63条第5項において準用する法第49条第2項(法第62条において準用する場合を含む。)の規定による公示について、第18条第1項の規定は法第63条第5項において準用する法第54条第1項(法第62条において準用する場合を含む。)の規定による書類の備置きについて、それぞれ準用する。

(勧告の公表)

第25条 法第65条第3項の規定による公表について必要な事項は、規則で定める。

(命令の公示)

第26条 第15条第2項の規定は、法第65条第6項の規定による公示について準用する。

(電磁的記録による保存)

第27条 法第75条の規定により読み替えて適用する民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律(平成16年法律第149号。以下「読替え後の電子文書法」という。)第3条第1項に規定する条例で定める電磁的記録の保存は、法第14条(法第39条第2項において準用する場合を含む。)、法第28条第1項及び第2項、法第35条第1項、法第54条第1項(法第62条(法第63条第5項において準用する場合を含む。))及び法第63条第5項において準用する場合を含む。)並びに法第54条第2項及び第3項(これらの規定を法第62条において準用する場合を含む。)の規定による書面の備置きとする。

2 特定非営利活動法人が、読替え後の電子文書法第3条第1項の規定により、前項に規定する書面の備置きに代えて当該書面に係る電磁的記録の保存を行うときは、規則で定める方法により行わなければならない。

(電磁的記録による作成)

第28条 読替え後の電子文書法第4条第1項に規定する条例で定める電磁的記録の作成は、法第14条(法第39条第2項において準用する場合を含む。)、法第28条第1項、法第35条第1項及び法第54条第2項及び第3項(これらの規定を法第62条において準用する場合を含む。)の規定による書面の作成とする。

2 特定非営利活動法人が、読替え後の電子文書法第4条第1項の規定により、前項に規定する書面の作成に代えて当該書面に係る電磁的記録の作成を行うときは、規則で定める方法により行わなければならない。

(電磁的記録による縦覧等)

第29条 読替え後の電子文書法第5条第1項に規定する条例で定める縦覧等は、法第28条第3項、法第45条第1項第5号(法第51条第5項及び法第63条第5項において準用する場合を含む。)並びに法第52条第4項及び法第54条第4項(これらの規定を法第62条において準用する場合を含む。)の規定による書面の閲覧とする。

2 特定非営利活動法人が、読替え後の電子文書法第5条第1項の規定により、前項に規定する書面の閲覧に代えて当該書面に係る電磁的記録に記録されている事項の縦覧等を行うときは、規則で定める方法により行わなければならない。

(委任)

第30条 この条例に定めるもののほか、市長が所轄する特定非営利活動法人について必要な事項は、規則で定める。

○ 相模原市特定非営利活動促進法等の施行に関する規則（平成24年相模原市規則第61号）

（趣旨）

第1条 この規則は、特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号。以下「法」という。）及び相模原市特定非営利活動促進法施行条例（平成24年相模原市条例第7号。以下「条例」という。）の施行について、必要な事項を定めるものとする。

第2章 特定非営利活動法人

（設立の認証申請書等）

第2条 条例第2条第1項の申請書の提出は、特定非営利活動法人設立認証申請書により行わなければならない。

2 前項の申請書に添付する法第10条第1項各号に掲げる書類のうち、同項第1号、第2号イ、第5号、第7号及び第8号に掲げるものには、それぞれ副本1部を添付しなければならない。

（公表及び縦覧の方法等）

第3条 条例第3条の公表は、相模原市ホームページに掲載することにより行うものとする。

2 条例第3条の縦覧は、相模原市の執務時間に関する規則（平成元年相模原市規則第28号）第1条に規定する執務時間中に行うものとする。

3 前項の縦覧は、特定非営利活動法人事務主管課において行うものとする。

4 縦覧をしようとする者は、係員の指示に従うとともに、縦覧に供された書類を丁重に取り扱い、前項に規定する場所以外への持出し、破損、汚損又は加筆等の行為をしてはならない。

5 市長は、前項の規定に違反する者に対しては、その縦覧を中止させ、又は縦覧を禁止することができる。

（軽微なものに係る補正書等）

第4条 条例第4条第2項の補正書の提出は、補正書により行わなければならない。

2 第2条第2項の規定は、条例第4条第2項の規定により提出する書類について準用する。

（設立の認証等の通知）

第5条 法第12条第3項の規定による通知は、設立の認証の決定をしたときは特定非営利活動法人設立認証通知書により、不認証の決定をしたときは特定非営利活動法人設立不認証通知書により行うものとする。

（設立登記の完了の届出）

第6条 法第13条第2項の規定による届出は、設立（合併）登記完了届出書に同項に規定する書類を添付して、行わなければならない。

2 前項の届出書に添付する登記事項証明書にはその写し1部を、財産目録には副本1部を、それぞれ添付しなければならない。

（役員の変更等の届出等）

第7条 法第23条第1項の規定による届出は、役員の変更等届出書に同項に規定する書類を添付して、行わなければならない。

2 前項の届出書に添付する変更後の役員名簿には、副本1部を添付しなければならない。

（定款の変更の認証申請書等）

第8条 条例第7条第1項の申請書の提出は、定款変更認証申請書により行わなければならない。

2 前項の申請書に添付する書類のうち、法第25条第4項の規定により添付する変更後の定款、当該定款の変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書並びに法第26条第2項の規定により添付する法第10条第1項第2号イの書類には、それぞれ副本1部を添付しなければならない。

3 第3条及び第4条の規定は、法第25条第5項において準用する法第10条第2項から第4項までの規定による公表、縦覧及び補正について準用する。

（定款の変更の認証等の通知）

第9条 法第25条第5項において準用する法第12条第3項の規定による通知は、定款の変更の認証の決定をしたときは定款変更認証通知書により、不認証の決定をしたときは定款変更不認証通知書により行うものとする。

（定款の変更の届出書等）

第10条 条例第7条第3項の届出書の提出は、定款変更届出書により行わなければならない。

2 前項の届出書に添付する書類のうち、法第25条第6項の規定により添付する変更後の定款には、副本1部を添付しなければならない。

（定款の変更登記の完了に係る証明書等の提出）

第11条 法第25条第7項の規定による登記事項証明書の提出は、当該登記事項証明書の写し1部を添付して、行わなければならない。

(事業報告書等に添付する書類)

第12条 条例第9条の事業報告書等の提出は、副本1部を添付して、行わなければならない。

(事業報告書等の閲覧及び謄写の場所等)

第13条 第3条第2項から第5項までの規定は、条例第10条の事業報告書等の閲覧及び謄写について準用する。

2 前項の規定にかかわらず、市長が必要と認めるときは、前項において準用する第3条第3項に規定する場所以外の場所において謄写をさせることができる。

(事業の成功の不能による解散の認定申請書)

第14条 条例第11条の申請書の提出は、解散認定申請書により行わなければならない。

(事業の成功の不能による解散の認定等)

第15条 市長は、法第31条第2項に規定する認定をしたときは解散認定通知書により、認定をしないときはその旨を書面により前条の申請書の提出をした者に通知するものとする。

(解散の届出等)

第16条 法第31条第4項の規定による届出は、解散届出書に解散及び清算人の登記をしたことを証する登記事項証明書を添付して、行わなければならない。

2 法第31条の8の規定による届出は、清算人届出書に当該清算人の登記をしたことを証する登記事項証明書を添付して、行わなければならない。

(残余財産の譲渡の認証申請書)

第17条 条例第12条の申請書の提出は、残余財産譲渡認証申請書により行わなければならない。

(残余財産の譲渡の認証等)

第18条 市長は、法第32条第2項に規定する残余財産の譲渡の認証をしたときは残余財産譲渡認証通知書により、認証をしないときはその旨を書面により前条の申請書の提出をした者に通知するものとする。

(清算終了の届出)

第19条 法第32条の3の規定による届出は、清算終了届出書に清算終了の登記をしたことを証する登記事項証明書を添付して、行わなければならない。

(合併の認証申請書等)

第20条 条例第13条第1項の申請書の提出は、合併認証申請書により行わなければならない。

2 第2条第2項の規定は前項の申請書に添付する書類について、第3条及び第4条の規定は法第34条第5項において準用する法第10条第2項から第4項までの規定による公表、縦覧及び補正について、それぞれ準用する。

(合併の認証等の通知)

第21条 法第34条第5項において準用する法第12条第3項の規定による通知は、合併の認証の決定をしたときは合併認証通知書により、不認証の決定をしたときは合併不認証通知書により行うものとする。

(合併登記の届出書)

第22条 法第39条第2項において準用する法第13条第2項の規定による届出は、設立(合併)登記完了届出書に同項に掲げる書類を添付して、行わなければならない。

2 第6条第2項の規定は、前項の届出書に添付する書類について準用する。

(身分証明書)

第23条 法第41条第3項(法第64条第7項において準用する場合を含む。)の身分を示す証明書は、身分証明書(別記様式)とする。

第3章 認定特定非営利活動法人及び特例認定特定非営利活動法人

(認定の申請書)

第24条 条例第14条の申請書の提出は、特定非営利活動法人認定申請書により行わなければならない。

2 条例第14条第4号の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 事業年度

(2) 過去の認定の有無

(3) 過去の特例認定の有無

(4) 認定の取消しの有無

(5) 特例認定の取消しの有無

(6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

3 第1項の申請書に添付する法第44条第2項各号に掲げる書類のうち、同項第2号及び第3号に掲げるものには、それぞれ副本1部を添付しなければならない。

(認定等の通知)

第25条 法第49条第1項の規定による通知は、認定をしたときは認定特定非営利活動法人認定通知書により、認定をしないときは認定特定非営利活動法人不認定通知書により行うものとする。

(認定の公示の方法)

第26条 条例第15条第2項の公示は、相模原市ホームページへの掲載及び相模原市公告式条例(昭和25年相模原市条例第24号)第2条第2項に規定する掲示場への掲示により行うものとする。

(認定の有効期間の更新申請書)

第27条 条例第16条第1項の申請書の提出は、認定有効期間更新申請書により行わなければならない。

2 条例第16条第1項第4号の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 事業年度

(2) 認定の有効期間の満了日の6月前の日及び3月前の日

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

3 第1項の申請書に添付する書類には、それぞれ副本1部を添付しなければならない。

(認定の有効期間の更新等の通知)

第28条 法第51条第5項において準用する法第49条第1項の規定による通知は、認定の有効期間の更新をしたときは認定有効期間更新通知書により、更新をしないときは認定有効期間不更新通知書により行うものとする。

(代表者の氏名の変更の届出)

第29条 法第53条第1項(法第62条において準用する場合を含む。)の規定による届出は、代表者変更届出書により行わなければならない。

(代表者の氏名の変更の届出等の公示の方法)

第30条 第26条の規定は、条例第17条において準用する条例第15条第2項の公示について準用する。

(助成金支給書類の作成)

第31条 条例第18条第2項(条例第23条第2項において準用する場合を含む。)の書類の作成は、助成金支給実績提出書により行わなければならない。

(役員報酬規程等に添付する書類)

第32条 条例第19条(条例第23条第2項において準用する場合を含む。)の提出書の提出は、役員報酬規程等提出書により行わなければならない。

2 前項の提出書に添付する書類には、それぞれ副本1部を添付しなければならない。

(助成金支給書類に添付する書類)

第33条 条例第20条(条例第23条第2項において準用する場合を含む。)に規定する書類の提出は、副本1部を添付して、行わなければならない。

(役員報酬規程等の閲覧及び謄写の場所等)

第34条 第13条の規定は、条例第21条(条例第23条第2項において準用する場合を含む。)において準用する条例第10条の閲覧及び謄写について準用する。

(認定の失効の公示の方法)

第35条 第26条の規定は、条例第22条において準用する条例第15条第2項の公示について準用する。

(特例認定の申請書)

第36条 条例第23条第1項の申請書の提出は、特定非営利活動法人特例認定申請書により行わなければならない。

2 条例第23条第1項第4号の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 事業年度

(2) 過去の認定の有無

(3) 過去の特例認定の有無

(4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

3 第1項の申請書に添付する書類には、それぞれ副本1部を添付しなければならない。

(特例認定等の通知)

第37条 法第62条において準用する法第49条第1項の規定による通知は、特例認定をしたときは特定非営利活動法人特例認定通知書により、特例認定をしないときは特定非営利活動法人特例認定不認定通知書により行うものとする。

(準用)

第38条 第26条及び第30条の規定は、条例第23条第2項において準用する条例第15条第2項及び条例第1

7条において準用する条例第15条第2項の公示について、それぞれ準用する。

(合併の認定の申請書)

第39条 条例第24条第1項の申請書の提出は、合併認定申請書により行わなければならない。

2 条例第24条第1項第4号の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 法第63条第1項の認定を受けようとする認定特定非営利活動法人又は同条第2項の認定を受けようとする特例認定特定非営利活動法人の認定又は特例認定の年月日

(2) 法第63条第1項の認定を受けようとする認定特定非営利活動法人又は同条第2項の認定を受けようとする特例認定特定非営利活動法人の認定又は特例認定の有効期間

(3) 合併後存続する特定非営利活動法人又は合併によって設立する特定非営利活動法人の事業年度

(4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

3 第1項の申請書に添付する法第44条第2項各号に掲げる書類のうち、同項第2号及び第3号に掲げるものには、それぞれ副本1部を添付しなければならない。

(合併の認定等の通知)

第40条 法第63条第5項において準用する法第49条第1項の規定による通知は、合併の認定をしたときは認定特定非営利活動法人等合併認定書により、認定をしないときは認定特定非営利活動法人等合併不認定通知書により行うものとする。

(勧告の公表の方法)

第41条 第3条第1項の規定は、条例第25条の公表について準用する。

(命令の公示の方法)

第42条 第26条の規定は、条例第26条において準用する条例第15条第2項の公示について準用する。

第4章 雑則

(電磁的記録の保存の方法)

第43条 条例第27条第2項の規則で定める方法は、次に掲げるいずれかの方法とする。

(1) 作成された電磁的記録を当該電磁的記録の保存を行う特定非営利活動法人の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これに記録する方法に準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物(以下「磁気ディスク等」という。)をもって調製するファイルにより保存する方法

(2) 書面に記載されている事項をスキャナ(これに準ずる画像読取装置を含む。)により読み取ってできた電磁的記録を当該電磁的記録の保存を行う特定非営利活動法人の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク等をもって調製するファイルにより保存する方法

(電磁的記録の作成の方法)

第44条 条例第28条第2項の規則で定める方法は、電磁的記録の作成に係る情報を当該書面の作成を行う特定非営利活動法人の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法又は磁気ディスク等をもって調製する方法とする。

(電磁的記録に記録されている事項の縦覧等の方法)

第45条 条例第29条第2項の規則で定める方法は、電磁的記録に記録されている事項を当該事項の縦覧等を行う特定非営利活動法人の事務所に備え置く電子計算機の映像面に表示する方法又は当該事項を記載した書類を当該縦覧等を行う特定非営利活動法人の事務所に備え置く方法とする。

(様式)

第46条 この規則の規定により使用する書類の様式(別記様式を除く。)は、別に定める。

(委任)

第47条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

○ 相模原市特定非営利活動促進法施行条例・施行規則の準用法令（認証に係るもの）

[条例第2条関係]

住民基本台帳法

第30条の9（国の機関等への本人確認情報の提供） 機構は、別表第一の上欄に掲げる国の機関又は法人から同表の下欄に掲げる事務の処理に関し求めがあつたときは、政令で定めるところにより、第三十条の七第三項の規定により機構が保存する本人確認情報であつて同項の規定による保存期間が経過していないもの（以下「機構保存本人確認情報」という。）のうち住民票コード以外のものを提供するものとする。ただし、個人番号については、当該別表第一の上欄に掲げる国の機関又は法人が番号利用法第九条第一項の規定により個人番号を利用することができる場合に限り、提供するものとする。

第30条の10（通知都道府県の区域内の市町村の執行機関への本人確認情報の提供） 機構は、次の各号のいずれかに該当する場合には、政令で定めるところにより、本人確認情報を第三十条の七第一項の規定により通知した都道府県知事が統括する都道府県（以下「通知都道府県」という。）の区域内の市町村の市町村長その他の執行機関に対し、機構保存本人確認情報（第一号及び第二号に掲げる場合にあつては、住民票コードを除く。）を提供するものとする。ただし、第一号に掲げる場合にあつては、個人番号については、当該市町村長その他の市町村の執行機関が番号利用法第九条第一項の規定により個人番号を利用することができる場合に限り、提供するものとする。

一 通知都道府県の区域内の市町村の市町村長その他の執行機関であつて別表第二の上欄に掲げるものから同表の下欄に掲げる事務の処理に関し求めがあつたとき。（中略）

別表第二（抄）

提供を受ける通知都道府県の区域内の市町村の市町村長その他の執行機関	事務
一の四 指定都市の長	特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）による同法第十条第一項の認証、同法第二十三条第二項の届出又は同法第三十四条第三項の認証に関する事務であつて総務省令で定めるもの

第30条の12（通知都道府県以外の都道府県の区域内の市町村の執行機関への本人確認情報の提供） 機構は、次の各号のいずれかに該当する場合には、政令で定めるところにより、通知都道府県以外の都道府県の区域内の市町村の市町村長その他の執行機関に対し、機構保存本人確認情報（第一号及び第二号に掲げる場合にあつては、住民票コードを除く。）を提供するものとする。ただし、第一号に掲げる場合にあつては、個人番号については、当該市町村長その他の市町村の執行機関が番号利用法第九条第一項の規定により個人番号を利用することができる場合に限り、提供するものとする。

一 通知都道府県以外の都道府県の区域内の市町村の市町村長その他の執行機関であつて別表第四の上欄に掲げるものから通知都道府県以外の都道府県の都道府県知事を経て同表の下欄に掲げる事務の処理に関し求めがあつたとき。（中略）

別表第四（抄）

提供を受ける通知都道府県以外の都道府県の区域内の市町村の市町村長その他の執行機関	事務
一の四 指定都市の長	特定非営利活動促進法による同法第十条第一項の認証、同法第二十三条第二項の届出又は同法第三十四条第三項の認証に関する事務であつて総務省令で定めるもの

[条例第27条関係]

民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律

第3条（電磁的記録による保存） 民間事業者等は、保存のうち当該保存に関する他の法令の規定により書面により行わなければならないとされているもの（主務省令で定めるものに限る。）については、当該法令の規定にかかわらず、主務省令で定めるところにより、書面の保存に代えて当該書面に係る電磁的記録の保存を行うことができる。（中略）

第4条（電磁的記録による作成） 民間事業者等は、作成のうち当該作成に関する他の法令の規定により書面により行わなければならないとされているもの（当該作成に係る書面又はその原本、謄本、抄本若しくは写しが法令の規定により保存をしなければならないとされているものであって、主務省令で定めるものに限る。）については、当該他の法令の規定にかかわらず、主務省令で定めるところにより、書面の作成に代えて当該書面に係る電磁的記録の作成を行うことができる。（中略）

第5条（電磁的記録による縦覧等） 民間事業者等は、縦覧等のうち当該縦覧等に関する他の法令の規定により書面により行わなければならないとされているもの（主務省令で定めるものに限る。）については、当該法令の規定にかかわらず、主務省令で定めるところにより、書面の縦覧等に代えて当該書面に係る電磁的記録に記録されている事項又は当該事項を記載した書類の縦覧等を行うことができる。（以下略）

[規則第3条関係]

相模原市公告式条例（昭和25年相模原市条例第24号）

（条例の公布）

第2条第2項 条例の公布は、掲示場に掲示してこれを行うものとする。この場合において、掲示場の位置及び掲示に関する規定は、別にこれを定める。（以下略）

相模原市掲示場設置規程（昭和44年相模原市告示第33号）

相模原市公告式条例（昭和25年相模原市条例第24号）第2条第2項の規定により、掲示場の位置を次のように定める。

相模原市役所掲示場	相模原市中央区中央2丁目11番15号
相模原市緑区役所掲示場	相模原市緑区西橋本5丁目3番21号
相模原市緑区役所城山まちづくりセンター掲示場	相模原市緑区久保沢1丁目3番1号
相模原市緑区役所津久井まちづくりセンター掲示場	相模原市緑区中野633番地
相模原市緑区役所相模湖まちづくりセンター掲示場	相模原市緑区与瀬896番地
相模原市緑区役所藤野まちづくりセンター掲示場	相模原市緑区小淵2000番地
相模原市中央区役所掲示場	相模原市中央区中央2丁目11番15号
相模原市南区役所掲示場	相模原市南区相模大野5丁目31番1号

（以下略）

相模原市の執務時間に関する規則（平成元年相模原市規則第28号）

（相模原市の執務時間）

第1条 相模原市の執務時間は、相模原市の休日を定める条例（平成元年相模原市条例第4号）第1条第1項に規定する休日を除き、午前8時30分から午後5時までとする。（以下略）

相模原市の休日を定める条例（平成元年相模原市条例第4号）

（市の休日）

第1条 次に掲げる日は、相模原市（以下「市」という。）の休日とし、市の機関の執務は、原則として行わないものとする。

- (1) 日曜日及び土曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
- (3) 12月29日から翌年の1月3日までの日（前号に掲げる日を除く。）（以下略）

問合せ先一覧

○相模原市内のみに事務所を置くNPO法人

相模原市 市民局 市民協働推進課

所在地：〒252-5277 相模原市中央区中央2丁目11番15号 相模原市役所第2別館4階

電話：042-769-8226 / FAX：042-754-7990

ホームページアドレス：https://www.city.sagamihara.kanagawa.jp/shisei/shisei_sanka/partnership/npo/

○横浜市内のみに事務所を置くNPO法人

横浜市 市民局 市民協働推進センター内 NPO受付カウンター

所在地：〒231-0005 横浜市中区本町6丁目50番10号

電話：045-671-4737 / FAX：045-223-2032

ホームページアドレス：<https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/kyodo-manabi/shiminkyodo/NPO/>

○川崎市内のみに事務所を置くNPO法人

川崎市 市民文化局 コミュニティ推進部 市民活動推進課

所在地：〒210-0007 川崎市川崎区駅前本町11番地2 川崎フロンティアビル7階

電話：044-200-2341 / FAX：044-200-3800

ホームページアドレス：<http://www.city.kawasaki.jp/kurashi/category/32-7-6-0-0-0-0-0-0-0.html>

○藤沢市内のみに事務所を置くNPO法人

藤沢市 市民自治部 市民自治推進課

所在地：〒251-8601 藤沢市朝日町1番地の1 本庁舎7階

電話：0466-25-1111 (代表) / FAX：0466-50-8407

ホームページアドレス：<http://www.city.fujisawa.kanagawa.jp/jiti-s2/index.html>

○上記の4市（横浜市・川崎市・藤沢市・相模原市）以外の市町村に事務所を置くNPO法人、4市を含めた県内の複数の市町村に事務所を置くNPO法人及び主たる事務所を県内に置き他の都道府県にも事務所を置くNPO法人

神奈川県 政策局 政策部 NPO協働推進課 横浜駐在事務所

所在地：〒221-0835 横浜市神奈川区鶴屋町2丁目24番2号 かながわ県民センター8階

電話：045-312-1121 (代表) / FAX：045-312-1166

ホームページアドレス：<http://www.pref.kanagawa.jp/div/O223/>

○相模原市内法人の法人登記所

横浜地方法務局湘南支局

所在地：〒251-8523 藤沢市辻堂神台2丁目2番3号

電話：0466-35-4620

ホームページアドレス：<http://houmukyoku.moj.go.jp/yokohama/>

○税金についてのお問い合わせ先

法人税 相模原税務署 電話：代表 042-756-8211 (自動音声でご案内します)

法人の県民税・事業税 相模原県税事務所 電話：042-745-1111 (代)

法人市民税 相模原市役所市民税課 電話：042-754-1111 (代)

○ 市民協働推進課 の 案内図



特定非営利活動法人関係事務の案内 [法人成立後編]

令和3年11月

相模原市 市民局 市民協働推進課

〒252-5277 相模原市中央区中央2丁目11番15号

電話：042-769-8226 FAX：042-754-7990